

# 第3期 錦町子ども・子育て 支援事業計画

安心して みんなで楽しく 子育てできるまち



令和7年3月  
熊本県 錦町



## はじめに

---

町民の皆様におかれましては、日頃より本町の子ども・子育て支援施策へのご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

錦町における直近の合計特殊出生率は1.95で、前回に引き続き熊本県内で1位（全国18位）となりました。これは、行政による様々な子ども・子育て支援施策のみならず、地域の皆様のご協力により、子育て世帯が安心して子どもを産み育てる環境に近づいている証だと思われま



しかしながら、地方を取り巻く少子高齢化や人口減少の波は本町においても例外ではなく、令和2年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の流行などにより、子育て世帯の抱える悩みや負担は大きなものがあります。

本町においては、働き方改革により、子育て環境や保育ニーズの多様化はさらに進み、幼児期の教育・保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うことに重要な役割を果たすことから、子育て世帯への経済的負担の軽減を図り安心して子育てができるよう、さらに、令和6年度からは幼児教育・保育の完全無償化を実施し支援を行ってまいりました。

国においては、「こども基本法」の施行、「こども家庭庁」の創設、「こども大綱」の閣議決定を行う等、子どもに関する新たな方針を示しています。こども基本法では、すべての子どもの権利を擁護し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことを掲げています。

これらの状況を踏まえ、この度「第3期錦町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画は、「安心してみんなで楽しく子育てできるまち」を基本理念として掲げ、町の現状に応じた教育・保育の確保方策や子ども・子育て支援施策について定めたものです。

計画の策定にあたっては、保護者や関係機関の皆様方にアンケート調査にご協力いただくとともに、「錦町子ども・子育て会議」の委員の皆様方に貴重なご意見をいただきました。この場を借りて心よりお礼を申し上げます。

今後は、本計画に基づき各種子ども・子育て支援施策を推進してまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力の程、何卒宜しくお願いいたします。

令和7年3月

錦町長 森本 完一

## 〔目次〕

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 子ども・子育て支援事業計画の法的根拠と位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	4
4 計画策定の体制 .....	5
第2章 錦町の現状.....	6
1 統計データから見る錦町の現状 .....	6
2 子ども・子育てニーズ調査結果概要 .....	17
3 関係団体等調査結果 .....	27
4 錦町総合計画から .....	30
5 第2期計画期間の実績と評価 .....	31
第3章 計画の基本的な考え方.....	44
1 基本理念 .....	44
2 基本的な視点 .....	45
3 基本目標 .....	46
4 計画の体系 .....	48
第4章 施策の展開.....	49
基本目標1 子どもの成長を育む環境づくり .....	49
基本目標2 安心して子どもを産み育てられる環境づくり .....	55
基本目標3 子どもの成長を育み、みんなが育つ環境づくり.....	59
基本目標4 子どもの安全・安心が守られるまちづくり .....	64
基本目標5 仕事と子育てを両立できる環境づくり .....	67
基本目標6 配慮を必要とする家庭へのきめ細やかな支援体制づくり .....	68

第5章 子どもの貧困対策推進計画.....	72
1 計画策定の背景と趣旨 .....	72
2 アンケート調査結果から見える子どもの状況 .....	73
3 貧困解消対策の考え方と施策分野 .....	79
4 施策の展開 .....	81
第6章 事業計画.....	91
1 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要 .....	91
2 児童数推計 .....	93
3 教育・保育の量の見込みと確保方策 .....	95
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 .....	101
5 子ども・子育て支援給付等に関するその他の方針 .....	117
第7章 計画の推進体制.....	118
1 計画の推進体制 .....	118
2 計画の進行管理 .....	119
3 計画の数値目標 .....	120
資料編.....	122
1 錦町子ども・子育て会議条例 .....	122
2 錦町子ども・子育て会議委員名簿 .....	123
3 用語集 .....	124

# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 1 計画策定の背景と趣旨

核家族化の進行や共働き家庭の増加等により、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、国は一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」を開始しました。

この制度では、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進を趣旨として、「①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「③地域の子ども・子育て支援の充実」に取り組んでいます。

また、子ども・子育て関連3法では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務づけています。

本町では、これまで「錦町子ども・子育て支援事業計画」の第1期計画（平成27年度～令和元年度）、第2期計画（令和2年度～令和6年度）をそれぞれ策定し、認定こども園や保育園といった教育・保育や地域の様々な子育て支援事業の提供体制の確保と、子ども・子育て支援施策の充実を推進してきました。

直近の第2期計画期間の国の動向として、令和4年6月には「児童福祉法」の改正が行われ子ども・子育て支援事業とともに、令和5年4月に「こども家庭庁」が創設、令和5年12月には政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

また、本町においては、新型コロナウイルス感染症の流行や令和2年7月豪雨の影響による子育て世帯への負担や、出生率の急減など、新たに取り組むべき課題が生じています。

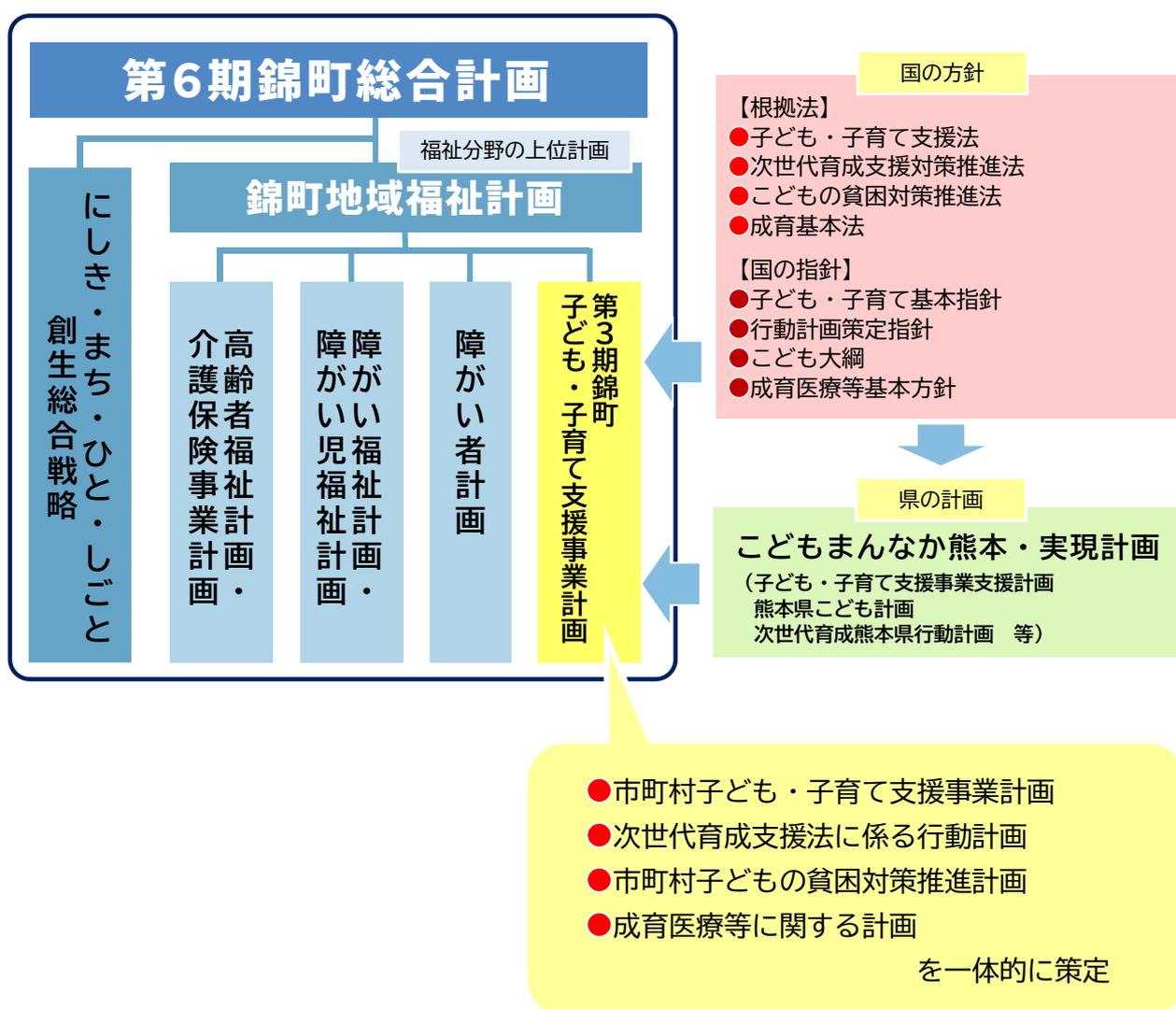
これらのことを踏まえ、第2期計画期間（令和2年度～令和6年度）が今年度末で終了を迎えることから、新たに「第3期錦町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

## 2 子ども・子育て支援事業計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の確保体制を定めるものです。また、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（以下「こどもの貧困対策推進法）」第10条に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」を一体的に策定します。

また、母子保健分野については、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（以下、「成育基本法」）第3条に規定する基本理念を基盤とし、「成育医療等基本方針に基づく計画策定指針」第2項4に基づく「成育医療等に関する計画」として位置づけることとします。

あわせて、「第6期錦町総合計画」の子ども・子育てに関する分野の個別計画として位置づけ、錦町地域福祉計画、健康増進計画、障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、男女共同参画社会推進行動計画などの諸計画と整合性を図り、策定を行います。



■それぞれの計画の性質

計画及び根拠法、策定指針	性質・主な内容
<b>子ども・子育て支援事業計画</b> (子ども・子育て支援法)	◇教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の必要な量とその提供体制の確保方法を定める ◇そのほかにワーク・ライフ・バランスの推進や、県と連携しての母子・父子家庭支援や児童虐待防止等について定める
次世代育成支援行動計画 (次世代育成支援対策推進法)	◇地域における子育ての支援、母子の健康確保・増進、教育環境の整備、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画 ◇実施目標、実施しようとする対策の内容、時期を定める
子どもの貧困対策推進計画 (こどもの貧困対策推進法)	◇子どもが生まれ育った環境によって現在や将来が左右されることがないように、子どもの貧困の解消を目指す ◇子どもの貧困対策施策などを定める(教育支援、生活安定のための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
成育医療等に関する計画 (成育基本法)	◇成育家庭にある者及びその保護者並びに妊産婦の心身の健康に関する問題等を包括的に捉え、切れ目ない支援を提供するための計画 ◇妊産婦及び母子の健康課題に対する施策を定める

■市町村子ども・子育て支援事業計画の根拠法

【子ども・子育て支援法】

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

■次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の根拠法

【次世代育成支援対策推進法】

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

## ■子どもの貧困対策推進計画の根拠法

### 【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律】

第十条 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

## ■成育医療等に関する計画の根拠

### 【成育基本法】

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### 【成育医療等基本方針】

地方公共団体は、成育基本法に定める基本理念に則り、成育医療等の提供に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務があり、例えば、基本方針を踏まえた計画を策定し、実施することなどが考えられる。その上で、国は、施策の実施状況等を客観的に検討・評価し、必要な見直しにつなげるPDCAサイクルに基づく地方公共団体の取組を推進するため、適切な支援を行う。

## 3 計画の期間

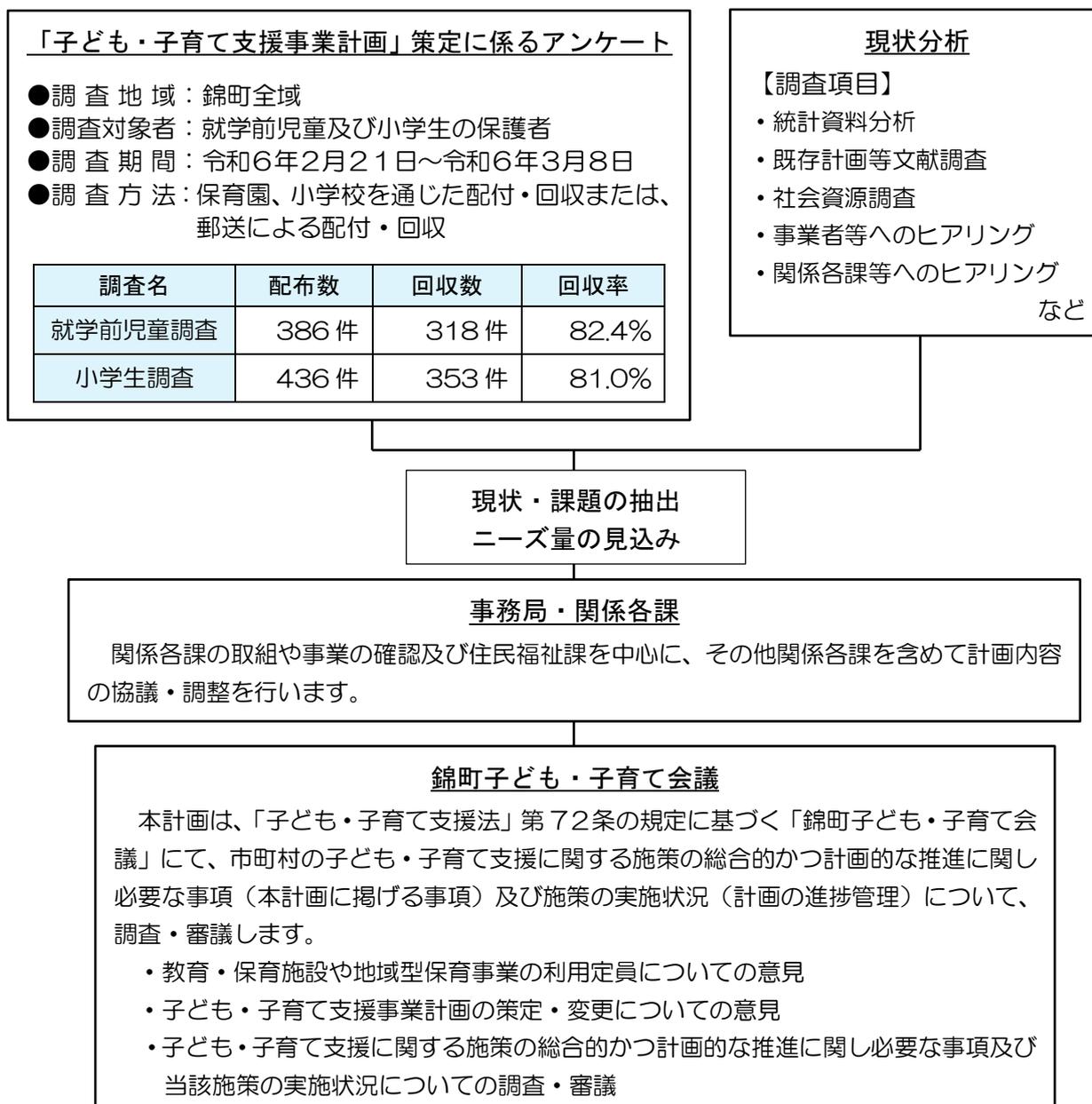
本計画の期間は、子ども・子育て支援法において、5年を1期とすることとされていることから、令和7年度～令和11年度の5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	R12年度 2030年度
総合計画	第6期 錦町総合計画								第7期計画		
	前期計画				後期計画						
総合戦略	第2期計画				第3期計画				第4期計画		
地域福祉計画	錦町地域福祉計画 (令和2年度～令和6年度)					錦町地域福祉計画 (令和7年度～令和11年度)					次期
子ども・子育て支援事業計画	第2期 錦町子ども・子育て支援事業計画					第3期 錦町子ども・子育て支援事業計画					第4期

## 4 計画策定の体制

「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定等にあって審議会を設置することとされています。本計画の策定においては、「錦町子ども・子育て会議」を設置し、計画の審議を行いました。



### 【子ども・子育て支援法】

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（中略）

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

## 第2章 錦町の現状

### 1 統計データから見る錦町の現状

#### (1) 人口等の状況

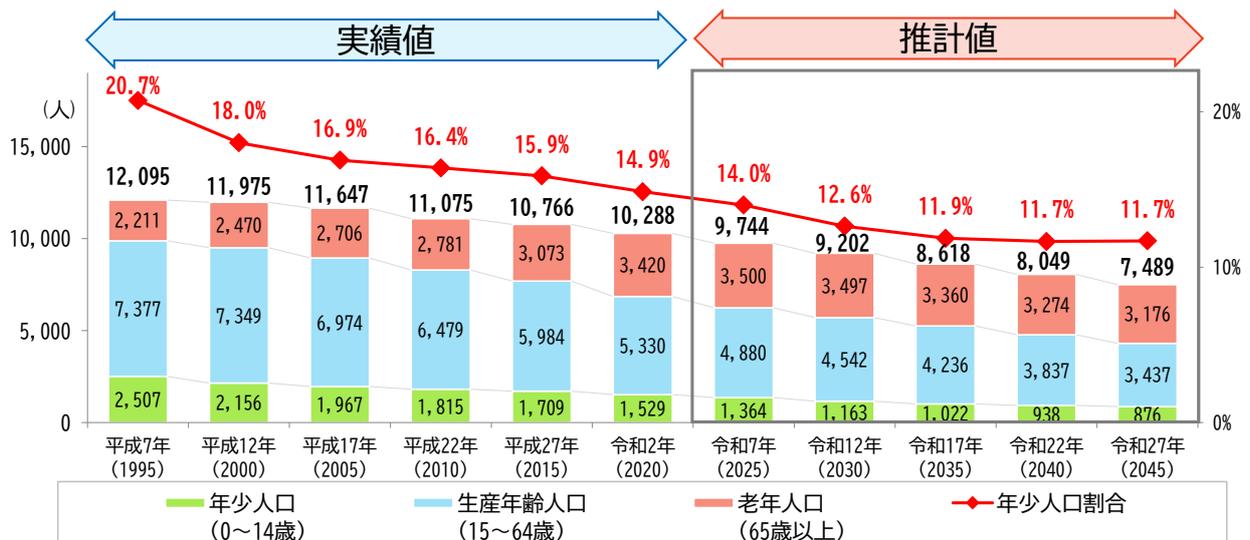
##### ①年齢三区分別人口の推移

錦町の人口は減少しており令和2年は総人口10,288人、年少人口1,529人となっています。

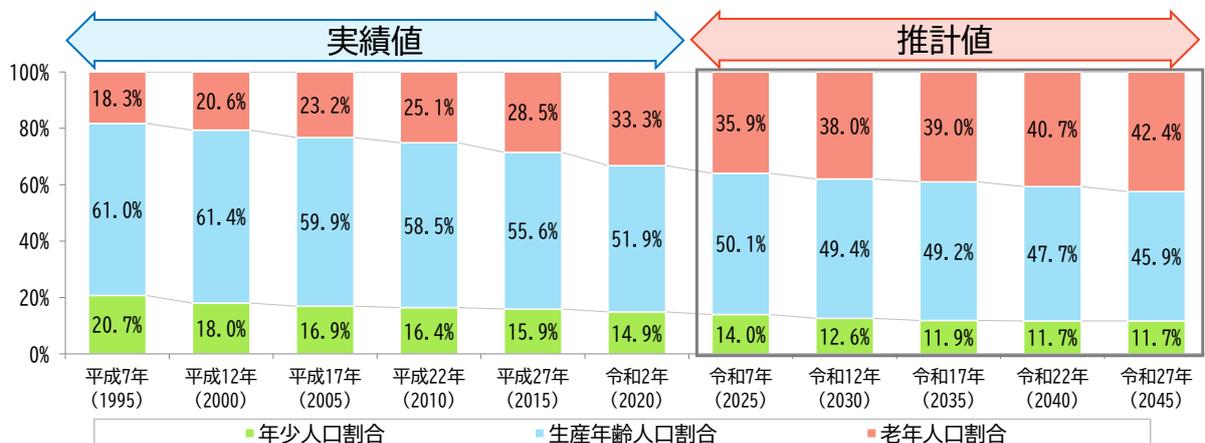
人口割合をみると、老年人口割合は増加し令和2年時点で33.3%（県内37位）、生産年齢人口割合は減少、年少人口割合は緩やかに減少し14.9%（県内7位）となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、今後も人口の減少は続くものの、年少人口割合については令和17年以降11.7～11.9%とほぼ一定で推移すると予測されています。

##### ■年齢三区分別人口の推移



##### ■年齢三区分別人口割合の推移



出典：平成12年～令和2年は「国勢調査」総務省  
令和7年以降は「将来推計人口（令和5年）」国立社会保障・人口問題研究所

## ②年齢5歳階級別人口構成の状況

令和2年国勢調査の年齢5歳階級別人口構成をみると、男女ともに65～69歳が最も高く、次いで70～74歳、60～64歳の順となっています。

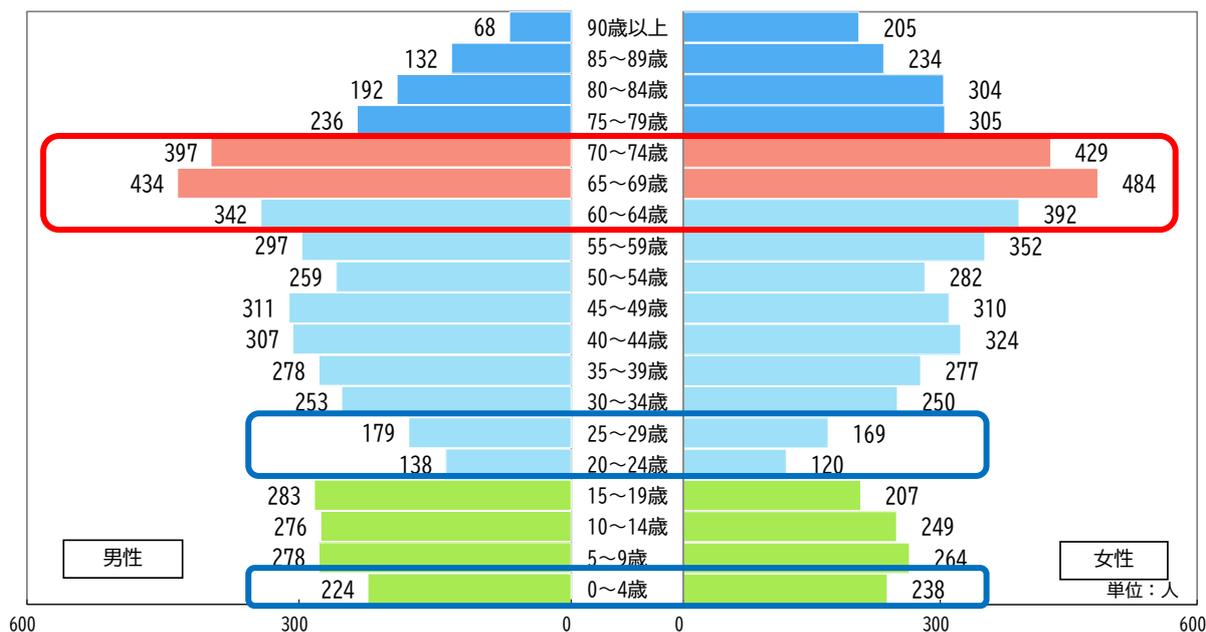
また、男女ともに20～24歳、25～29歳の層が下位3位以内となっており、出産を控えた年代である20代が少ない状況がうかがえます。

また、男女ともに0～4歳の層が下位5位となっています。

### ■年齢5歳階級別人口構成

	男性	女性
下位1位	85～89歳	20～24歳
下位2位	20～24歳	25～29歳
下位3位	25～29歳	15～19歳
下位4位	80～84歳	85～89歳
下位5位	0～4歳	0～4歳

※順位は90歳以上の層を除いて集計



出典：「令和2年国勢調査」総務省

### 【参考】熊本県の出産時の両親の年齢

	平均	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子以上
母の平均年齢	31.8歳	30.1歳	32.1歳	33.6歳	34.5歳	35.7歳
父の平均年齢	33.5歳	31.9歳	33.8歳	35.2歳	36.1歳	37.4歳

出典：令和4年人口動態調査報告第2部統計編（熊本県）

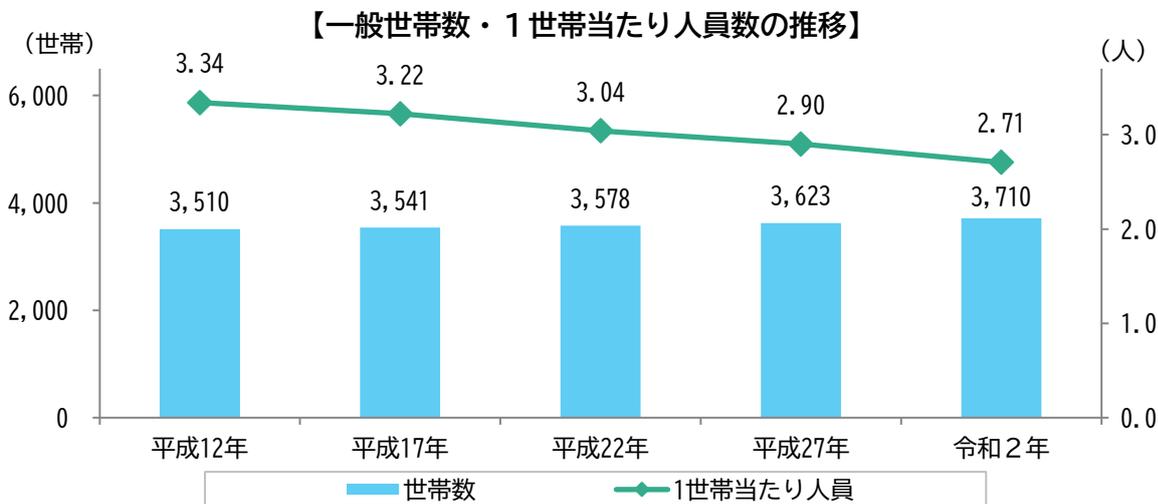
### ③世帯数等の状況

世帯数等の状況についてみると、一般世帯数は増加している一方で、1世帯当たり人員数は減少しており、令和2年は3,710世帯、2.71人となっています。

世帯の構成比を国・県と比較すると、一般世帯に対する18歳未満のいる世帯の割合は25.07%と国・県を5ポイント程度上回っており、12歳未満のいる世帯の割合、6歳未満のいる世帯の割合についても上回っています。

また、核家族世帯割合は54.02%と国・県とほぼ同じ、三世帯世帯割合は13.45%と国・県を7～9ポイント程度上回っており、三世帯世帯が多い状況がうかがえます。

#### ■一般世帯数及び1世帯当たり人員数の推移



出典：「国勢調査」総務省

#### ■一般世帯の構成比の国・県との比較

	総数	一般世帯			親族のみ世帯		核家族世帯		三世帯世帯		
		うち18歳未満のいる世帯	うち12歳未満のいる世帯	うち6歳未満のいる世帯	うち18歳未満のいる世帯	うち18歳未満のいる世帯	うち18歳未満のいる世帯	うち18歳未満のいる世帯			
錦町世帯数	3,729	3,710	930	672	406	2,743	920	2,004	568	499	346
構成比	錦町	100.00%	25.07%	18.11%	10.94%	73.94%	24.80%	54.02%	15.31%	13.45%	9.33%
	熊本県	100.00%	20.92%	14.90%	8.61%	65.16%	20.82%	55.26%	17.03%	6.10%	3.63%
	全国	100.00%	19.27%	13.45%	7.58%	60.84%	19.17%	54.05%	16.71%	4.20%	2.36%

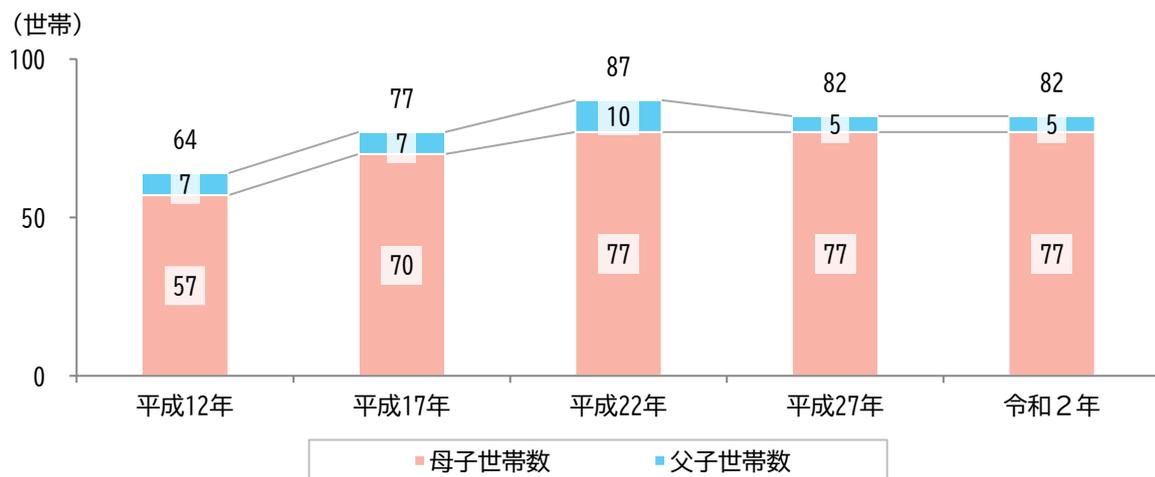
出典：「令和2年国勢調査」総務省

#### ④母子・父子世帯数等の状況

母子・父子世帯数は令和2年時点で母子世帯が77世帯、父子世帯が5世帯となっています。

母子・父子世帯の割合を国・県と比較すると、父子世帯の割合はほぼ同じですが、母子世帯の割合はやや上回っています。

#### ■母子・父子世帯数の推移



出典：「国勢調査」総務省

※母子・父子世帯とは、女親、男親とその未婚の20歳未満の子どもからなる一般世帯をさし、三世帯世帯等は含まない。

#### ■母子世帯・父子世帯の国・県との比較

	総数	一般世帯			単独世帯	母子世帯	父子世帯	
		うち18歳未満のいる世帯	うち12歳未満のいる世帯	うち6歳未満のいる世帯				
錦町世帯数	3,729	3,710	930	672	406	927	77	5
構成比	錦町	100.00%	25.07%	18.11%	10.94%	24.99%	2.08%	0.13%
	熊本県	100.00%	20.92%	14.90%	8.61%	33.90%	1.59%	0.15%
	全国	100.00%	19.27%	13.45%	7.58%	37.97%	1.16%	0.13%

出典：「令和2年国勢調査」総務省

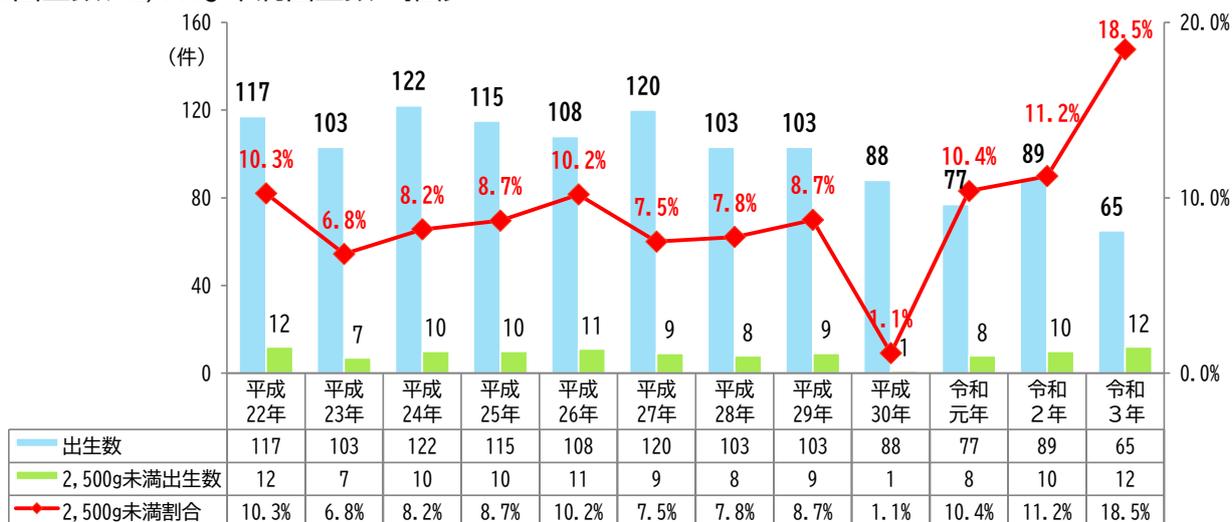
## (2) 出生等の状況

### ①出生数の推移

出生数は近年減少しており、平成30年以降は90人未満となっています。

出生数に対する体重2,500g未満新生児の出生割合は令和元年以降10%を超えて推移し、国・県の平均を上回っています。

#### ■出生数、2,500g未満出生数の推移



出典：「人口動態調査」厚生労働省

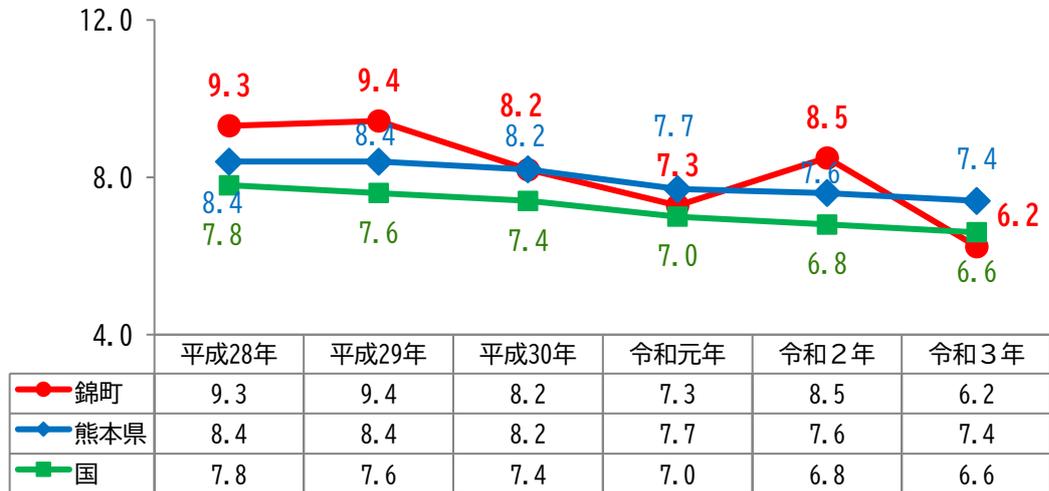
#### ■2,500g未満の出生割合

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
錦町	7.5%	7.8%	8.7%	1.1%	10.4%	11.2%	18.5%
熊本県	9.5%	8.7%	9.3%	9.0%	9.1%	8.9%	10.0%
全国	9.5%	9.4%	9.4%	9.4%	9.4%	9.2%	9.4%

## ②出生率の状況

出生率は減少傾向にあり、特に令和3年は6.2と平成28年以降で最も低くなっており、国、県を下回っています。

### ■出生率（人口千人当たりの出生数）の推移



出典：国、県については「人口動態調査」厚生労働省、錦町については住民基本台帳の人口データ（各年5月1日現在）と人口動態調査の出生数より独自に算出

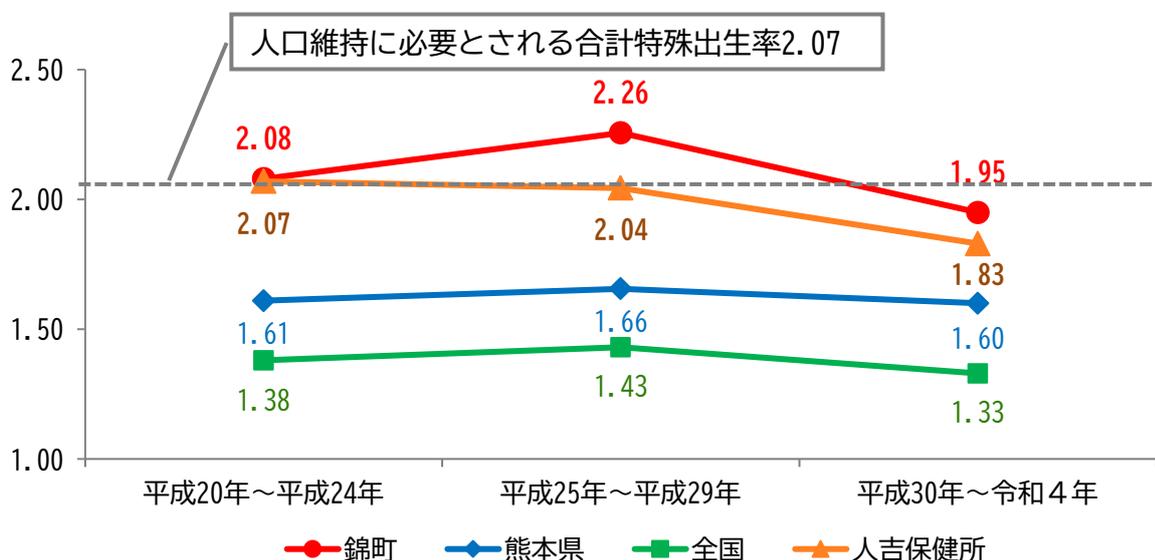
### ③合計特殊出生率の推移

5か年の合計特殊出生率は、いずれの期間も国・県、人吉保健所管轄区域を上回っています。

平成30年～令和4年の錦町の合計特殊出生率は1.95と、平成29年以前と比較して減少し先進国が人口維持に必要とされる2.07を下回っているものの、全国では18位(1,887市区町村中)、熊本県内で1位となっています。

平成25年～平成29年から平成30年～令和4年の減少幅をみると、錦町は0.31ポイント減、人吉保健所管区は0.21ポイント減と、県(0.06ポイント減)、全国(0.1ポイント減)と比較して減少幅が極めて大きくなっています。これは、全国的に新型コロナウイルス感染症の流行により出生数が低下したことに加え、人吉球磨圏域は令和2年7月豪雨の影響により出生数が低下したためと考えられます。

#### ■5か年の合計特殊出生率の推移



出典：「人口動態 保健所・市区町村別統計」厚生労働省

#### 合計特殊出生率

「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、**1人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。**

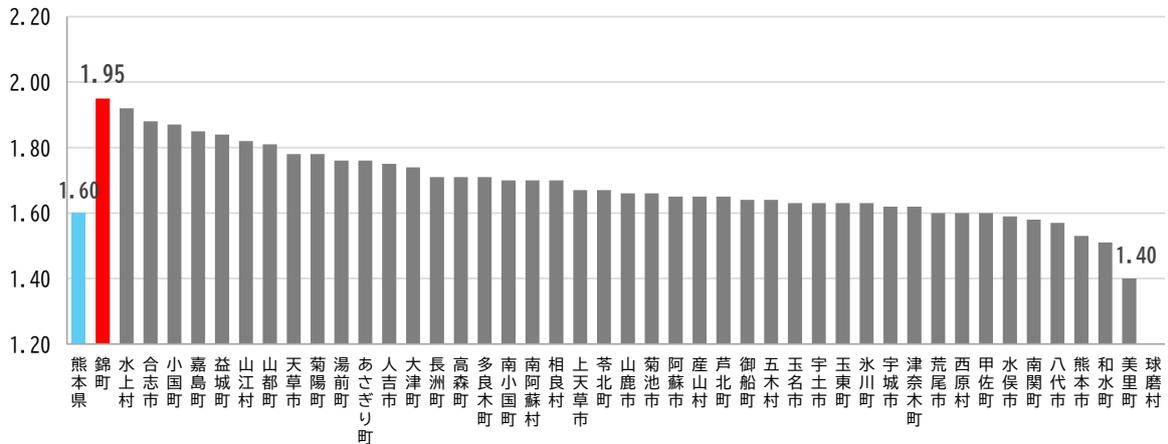
#### ■人吉球磨圏域の平成30年～令和4年の合計特殊出生率

錦町	人吉保健所管轄	人吉市	水上村	五木村	湯前町	多良木町
1.95	1.83	1.75	1.92	1.64	1.76	1.71

錦町	人吉保健所管轄	あさぎり町	相良村	山江村	球磨村
1.95	1.83	1.76	1.70	1.82	算出無し※

※球磨村は令和2年7月豪雨の影響による人口の変動を考慮し算出が行われていない。

■参考 県内市町村の合計特殊出生率（平成30年～令和4年）

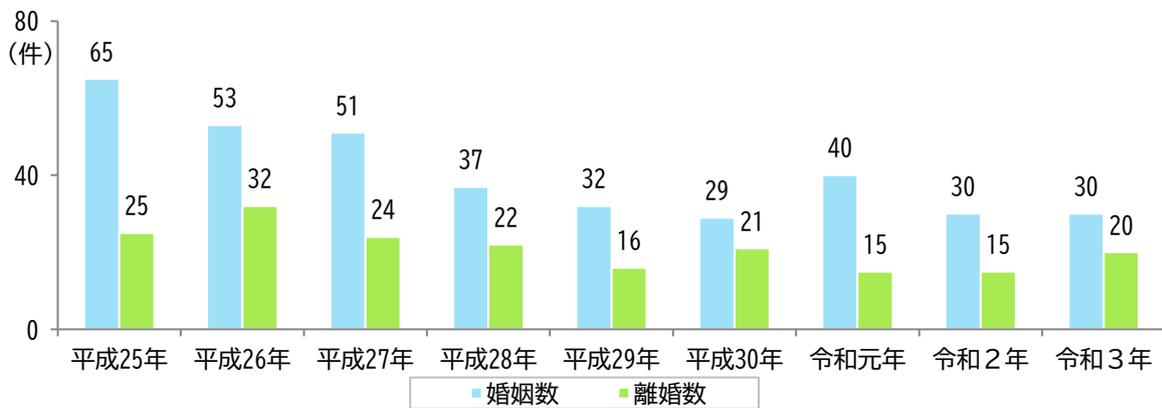


出典：「人口動態 保健所・市区町村別統計」厚生労働省

### (3) 婚姻数、婚姻率等の推移

#### ① 婚姻数、離婚数の推移

婚姻数は平成25年～平成27年は50～60件台で推移していますが、平成28年以降は40件以下で推移しています。



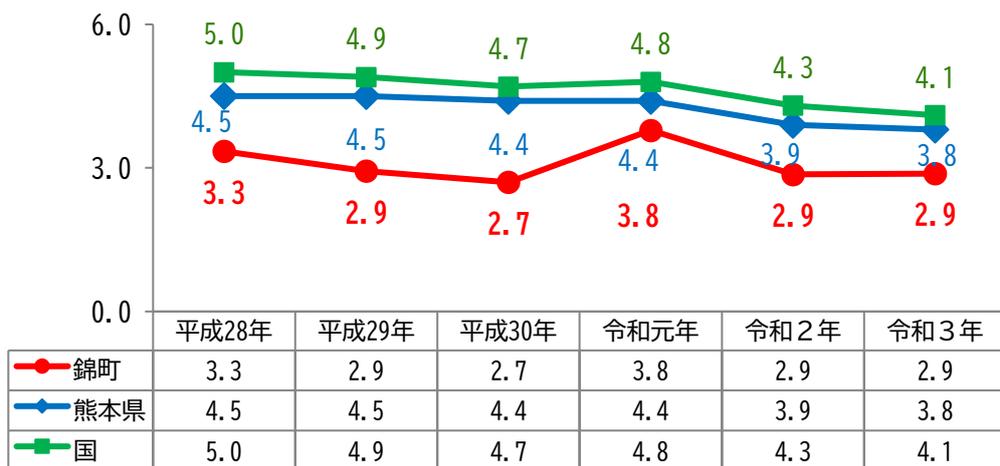
出典：「人口動態調査」厚生労働省

## ②婚姻率、離婚率の推移

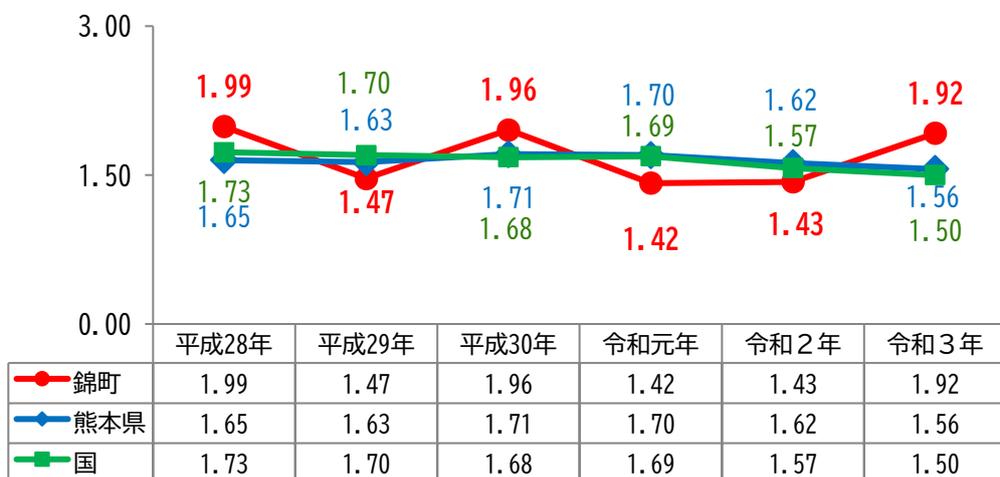
婚姻率は平成28年から令和3年にかけて2.7～3.8で推移しており、すべての年で国、県を下回っています。

離婚率はおおむね1.4～1.9台で推移しており、国、県と近い値となっています。

### ■婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）の推移



### ■離婚率（人口千人当たりの離婚件数）の推移



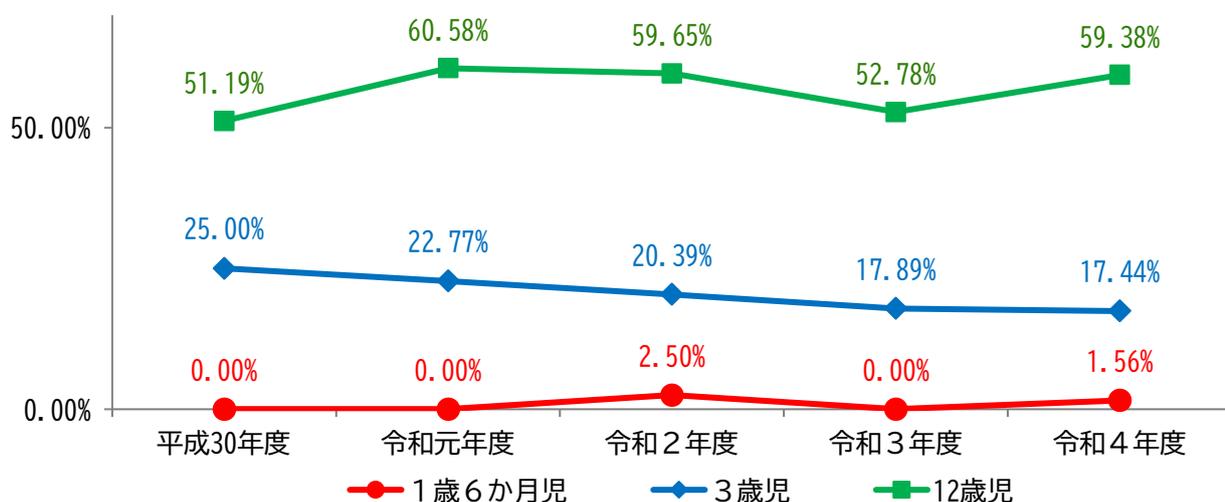
出典：国、県については「人口動態調査」厚生労働省、錦町については住民基本台帳の人口データ（各年5月1日現在）と人口動態調査の出生数より独自に算出

#### (4) むし歯有病者率の推移

幼児健康診査における、むし歯有病者率の推移をみると、令和4年度では1歳6か月児で1.56%（県平均1.21%で県下45市町村中37位）、3歳児で17.44%（県平均14.82%で県下45市町村中28位）と錦町としては改善傾向にありますが、県平均よりもまだ高い傾向にあります。また、12歳児のむし歯有病者率は59.38%と横ばい傾向にあり、年齢が上がるにつれ増加傾向にあります。

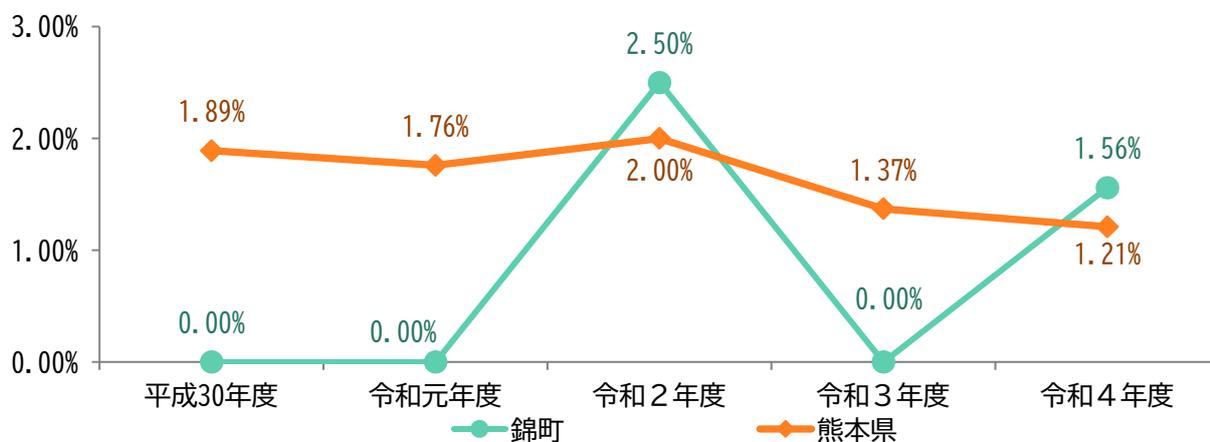
このことから、本町では平成23年度からフッ化物洗口事業、平成25年度からフッ化物塗布事業を取り入れており、歯科に関する知識の普及・向上、むし歯発症予防に努めています。

■ むし歯有病者率の推移



出典：錦町健康増進課

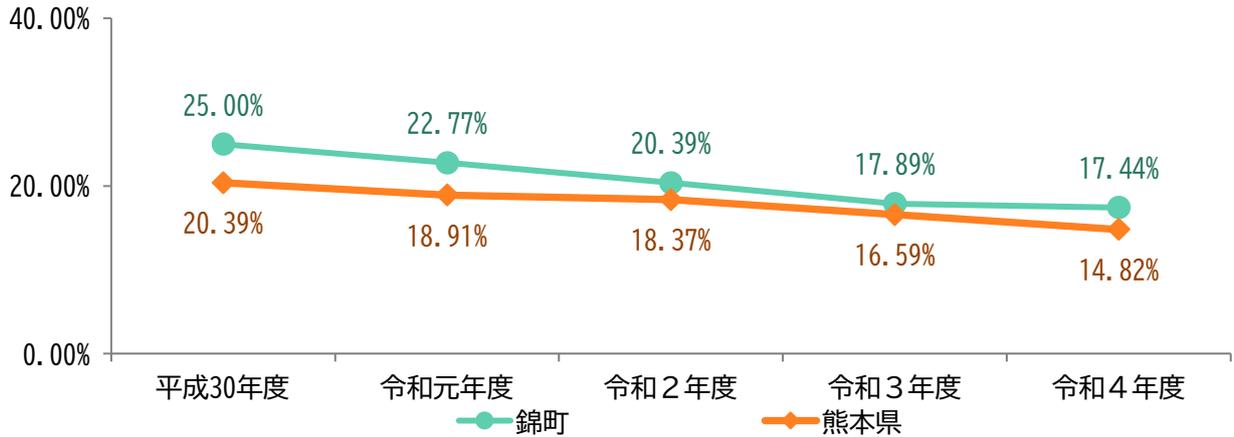
■ 1歳6か月児の錦町と熊本県のむし歯有病者率の推移



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
錦町 県内順位	1位	1位	38位	1位	37位

出典：錦町健康増進課

■ 3歳児の錦町と熊本県のむし歯有病者率の推移



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
錦町 県内順位	28位	29位	26位	17位	28位

出典：錦町健康増進課

フッ化物洗口事業 《園・学校で実施》

開始時期	区分（学年等）	実施方法
平成23年～	保育園・認定こども園（6園）	週5日法
平成24年～	小学1年生	週1回法
平成25年～	小学2年生	
	小学3年生	
平成26年5月～	小学4年生	
	小学5年生	
平成26年7月～	小学6年生	
	中学1～3年生	

フッ化物塗布事業 《幼児健康診査時に実施》

開始時期	区分（学年等）	実施方法
平成25年6月～	1歳6か月児健康診査	フルオール・ゼリー 塗布歯ブラシ法
	3歳児健康診査	
平成27年4月～	親と子の歯の教室（1歳児）	

## 2 子ども・子育てニーズ調査結果概要

### (1) 子育ての主な担い手

○子育てを主に行っている人については、未就学調査で「父母ともに」が69.5%、「主に母親」が27.4%、小学生調査で「父母ともに」が63.2%、「主に母親」が34.3%と、「父母ともに」について未就学調査が小学生調査を3.9ポイント上回り、父母が協力して子育てを行っている状況がうかがえます。

○前回との比較では大きな差は見られません。(表省略)

○子育ての主な担い手については、未就学調査、小学生調査ともに、「父母ともに」がフル×フルで高く、専業主婦(夫)で低くなっており、特に未就学調査では「父母ともに」フル×フルで82.9%、専業主婦(夫)では47.6%と35.3ポイントの開きがあります。

#### ■子育てを主に行っている人(世帯区分)

		父母ともに	主に母親
未就学調査全体 (n=318)		69.5%	27.4%
未就学 世帯別	フル×フル (n=170)	82.9%	15.3%
	フル×パート (n=87)	74.7%	24.1%
	専業主婦(夫) (n=21)	47.6%	52.4%
小学生調査全体 (n=353)		65.6%	32.8%
小学生 世帯別	フル×フル (n=180)	78.9%	20.0%
	フル×パート (n=96)	65.6%	33.3%
	専業主婦(夫) (n=24)	62.5%	37.5%

※フル×フル : 両親ともにフルタイム勤務(就労形態に関わらず週5日8時間程度の就労)  
 フル×パート : 両親のいずれかがフルタイム勤務、もう一人がパートタイム勤務  
 専業主婦(夫) : 両親のいずれか片方が就労していない

## (2) 就労等の状況

### ① 父母の就労形態

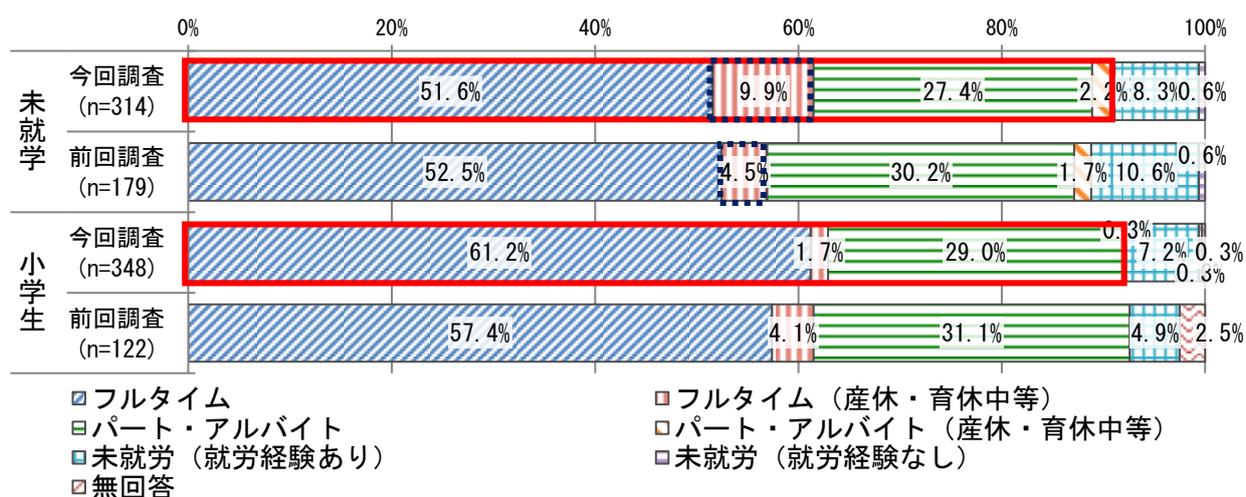
○母親の就労状況については、未就学調査で 91.1%、小学生調査で 92.2%が何らかの形で就労しています。

○前回調査と比較すると、未就学調査で「フルタイム(産休・育休中等)」が 9.9%と前回と比較して 5.4 ポイント増加し、産休・育休が取得しやすい環境の整備が進んでいる状況がうかがえます。

○父親の就労状況については、未就学調査、小学生調査ともに「フルタイム(産休・育休中を含む)」が 97%台となっています。

○母親、父親ともに何らかの形で就労している人の割合が9割台と高いことから、育児と就労の両立支援や、緊急時や用事の際の一時的な預かりなど、共働き世帯へのサポートが重要となります。

### ■ 母親の就労状況



	就労割合	就労形態内訳		未就労	就労者の割合の 前回調査との差	
		フルタイム (産休・育休中を含む)	パート・アルバイト (産休・育休中を含む)			
未就学	今回調査(n=314)	91.1%	61.5%	29.6%	8.9%	2.2ポイント増 (88.9%→91.1%)
	前回調査(n=179)	88.9%	57.0%	31.9%	11.2%	
小学生	今回調査(n=348)	92.2%	62.9%	29.3%	7.5%	0.4ポイント減 (92.6%→92.2%)
	前回調査(n=122)	92.6%	61.5%	31.1%	4.9%	

### ■ 父親の就労状況

	フルタイム (産休・育休中を含む)	パート・アルバイト (産休・育休中を含む)	未就労・無回答
未就学調査(n=283)	97.5%	1.4%	1.1%
小学生調査(n=296)	97.0%	1.6%	1.3%

## ②就労日数・就労時間等

○週あたり平均就労時間についてみると、未就学調査、小学生調査ともに母親は 38 時間台、父親は 47 時間台となっており、「週 5 日・1 日あたり 8 時間 週換算 40 時間」のいわゆるフルタイム労働に近い水準で働く人の割合が多いことがうかがえます。

○家を出る時刻は、未就学調査、小学生調査ともに母親は「8 時」が 4 割台、父親は「7 時」が 4 割台とそれぞれ最も高くなっています。(図表省略)

○帰宅時刻は父母ともに「18 時」が最も高くなっています。(図表省略)

### ■平均就労日数・就労時間

	未就学調査		小学生調査	
	母親	父親	母親	父親
週あたり平均就労日数	5.16 日	5.42 日	5.19 日	5.50 日
1 日あたり平均就労時間	7.4 時間	8.8 時間	7.4 時間	8.8 時間

### ■世帯類型別の週あたり平均就労時間 (就労時間が 40 時間以上のセルを色づけ)

		未就学調査		小学生調査	
		母親	父親	母親	父親
錦町全体		38.2 時間	47.1 時間	38.7 時間	47.9 時間
世帯 類型	フル×フル	42.4 時間	47.0 時間	43.2 時間	48.7 時間
	フル×パート	29.2 時間	47.6 時間	28.8 時間	47.2 時間
	専業主婦(夫)	-	48.2 時間	40.0 時間	46.3 時間
	ひとり親	40.5 時間	44.0 時間	42.5 時間	40.0 時間

### (3) 定期的に利用している教育・保育

○現在定期的に利用している教育・保育事業と今後利用したい事業の両方で、「認可保育所」と「認定こども園」が上位1～2位となっています。(図表省略)

○現在の教育・保育の利用日数は、「5日」が66.0%、「6日以上」が32.3%、希望する利用時間は、「5日」が56.3%、「6日以上」が41.3%となっており、「6日以上」について希望が現在の利用を9.0ポイント上回っています。

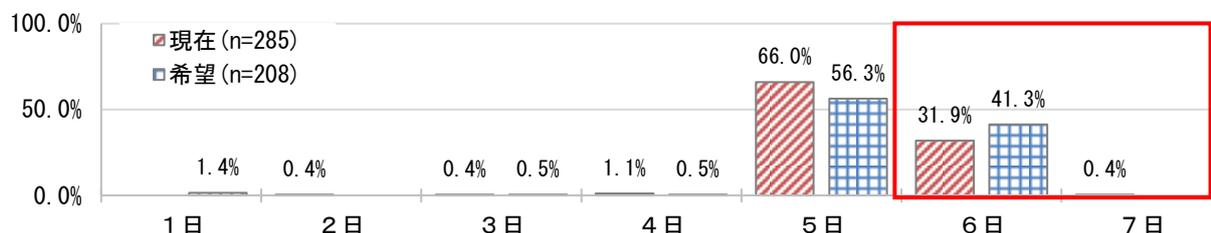
○教育・保育の利用開始時間は現在、希望ともに「8時」が、利用終了時間は「17時」が、それぞれ最も高くなっています。

○18時以降の利用についてみると、現在、希望ともに「18時」に回答が集中しており、19時以降まで利用している/利用したいという回答は3.0%未満となっています。

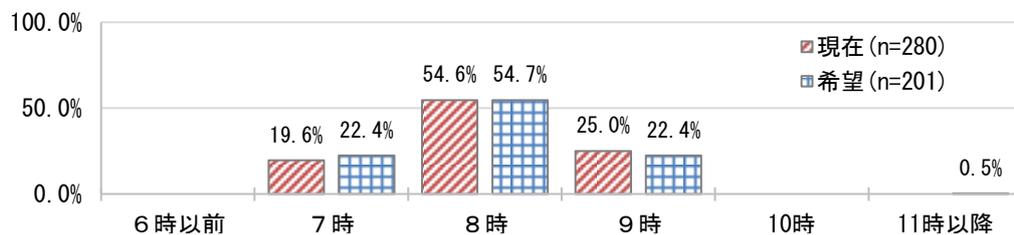
#### ■教育・保育の平均利用日数・平均利用時間

	現在の利用日数・時間	希望する利用日数・時間	現在と希望の差
週あたり平均利用日数	5.29日	5.34日	0.05日
1日あたり平均利用時間	8.8時間	9.0時間	0.2時間
週あたり平均利用時間	46.8時間	48.9時間	2.1時間

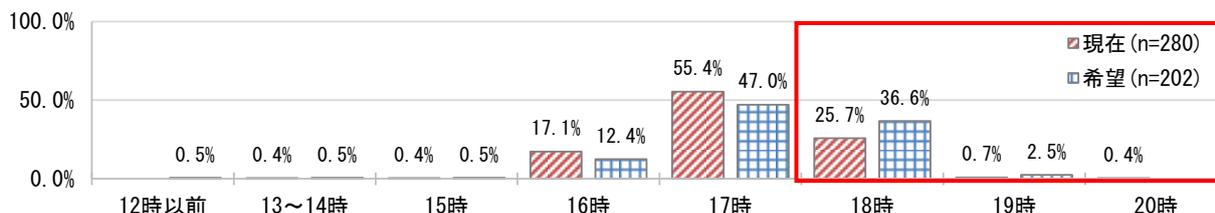
#### ■教育・保育の利用日数（現在何日利用しているか/希望として何日利用したいか）



#### ■教育・保育の利用開始時間（現在何時から利用しているか/希望として何時から利用したいか）



#### ■教育・保育の利用終了時間（現在何時まで利用しているか/希望として何時まで利用したいか）

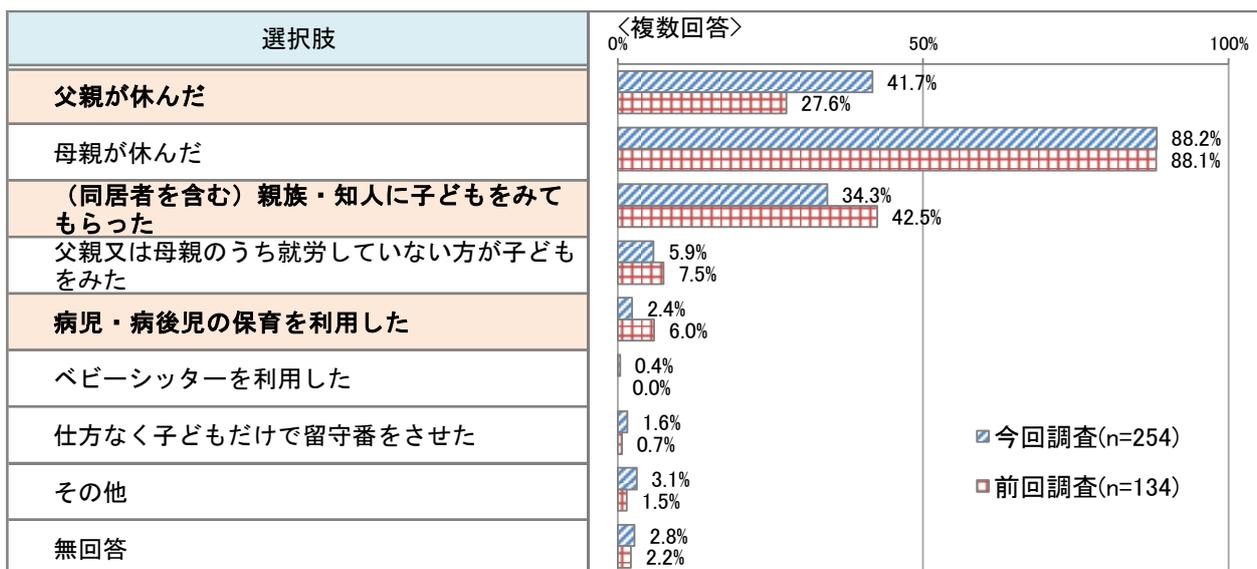


※無回答を除いて集計

#### (4) 病児・病後児の対応（未就学調査）

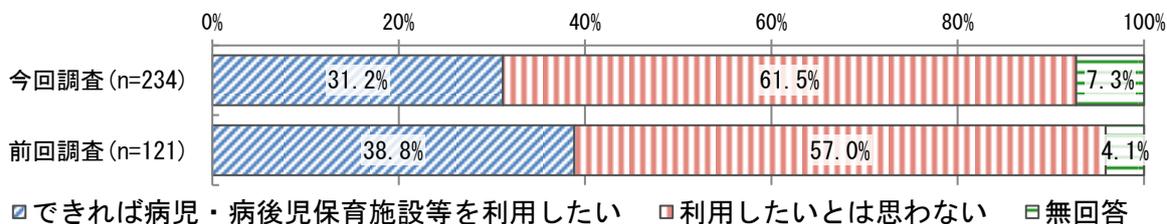
- 病気の際の対応については、「母親が休んだ」が88.2%と最も高くなっています。
- 前回調査と比較すると、「父親が休んだ」が14.1ポイント増加、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が8.2ポイント減少しています。
- また、「病児・病後児の保育を利用した」は前回から3.6ポイント減少し2.4%となっています。

#### ■病気の際の対応（この1年間に子どもが病気で通常の教育・保育を休んだ人のみ）



- 病児・病後児保育の利用意向については、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が31.2%と、前回と比較して7.6ポイント減少しています。
- 「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人の割合を属性別でみると、ひとり親世帯で45.8%、西地区で39.5%と、他の区分よりも高くなっています。

#### ■病児・病後児保育の利用意向（「父親が休んだ」または「母親が休んだ」と回答した人のみ）



#### ■「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人の割合（属性別）

錦町全体	世帯類型別					地区別		
	フル×フル(n=128)	フル×パート(n=74)	専業主婦(夫)(n=5)	ひとり親(n=24)	その他(n=2)	西(n=119)	一武(n=76)	木上(n=39)
31.2%	28.9%	32.4%	0.0%	45.8%	0.0%	39.5%	19.7%	28.2%

## (5) 小学生の放課後の過ごし方（小学生調査）

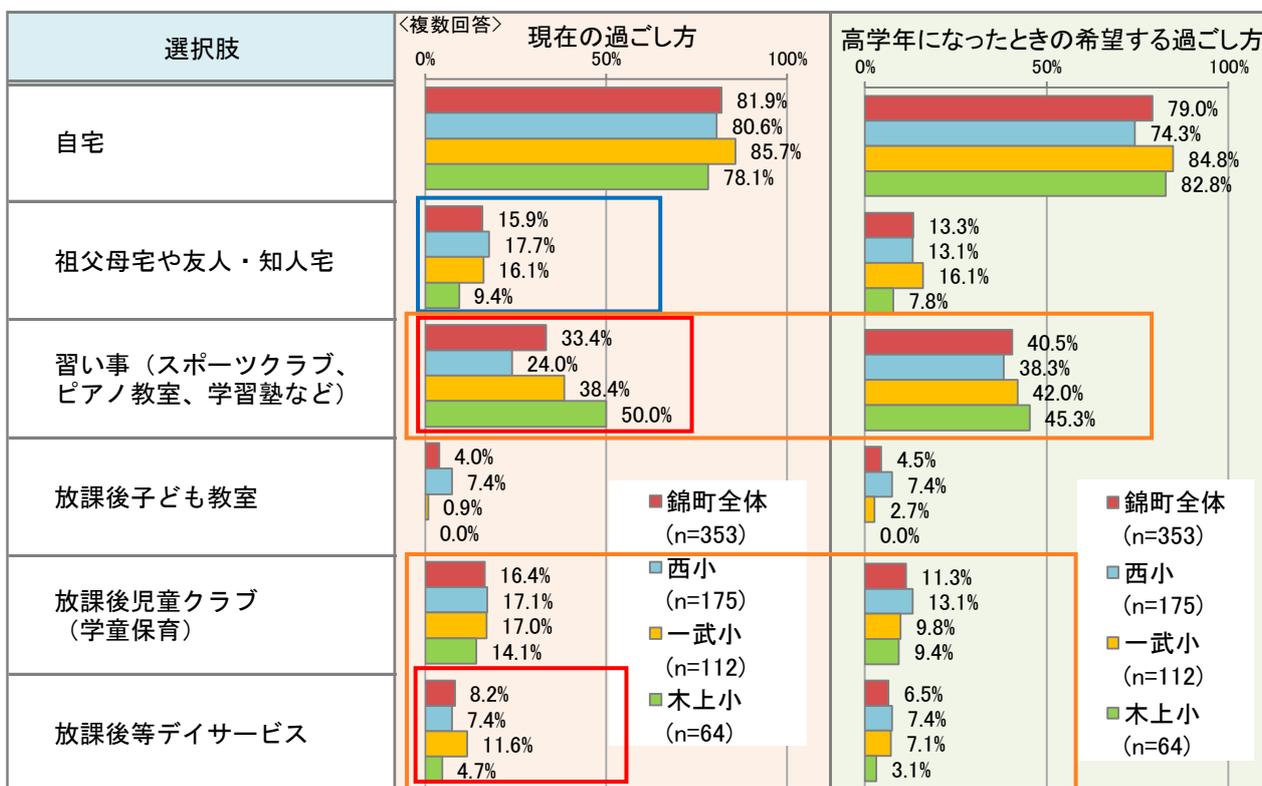
### ①放課後の過ごし方

○放課後の過ごし方を校区别でみると、現在の過ごし方と高学年になった時に希望する過ごし方の両方で、すべての校区で「自宅」が最も高く、次いで「習い事」となっています。

○現在の過ごし方について校区别で比較すると、「習い事」について西小で24.0%、一武小で38.4%、木上小で50.0%と、校区によって差が見られます。

また、西小では「放課後子ども教室」が、一武小では「放課後等デイサービス」が他の校区より高く、木上小では「祖父母宅や友人・知人宅」が9.4%と他の校区より低くなっています。

### ■放課後の過ごし方 校区别



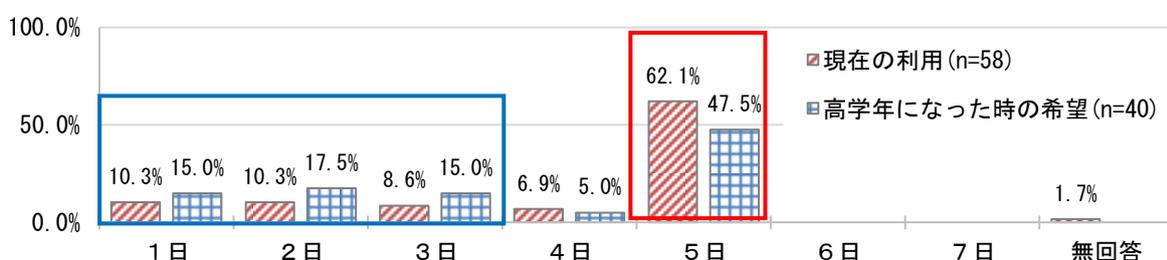
## ②放課後児童クラブ等の利用ニーズ

○放課後児童クラブの利用日数については、現在の利用と高学年になった時の希望の両方で「5日」が最も高くなっています。また、全体として、高学年になった時は現在よりも利用日数を減らしたいと考える人が多く見られます。

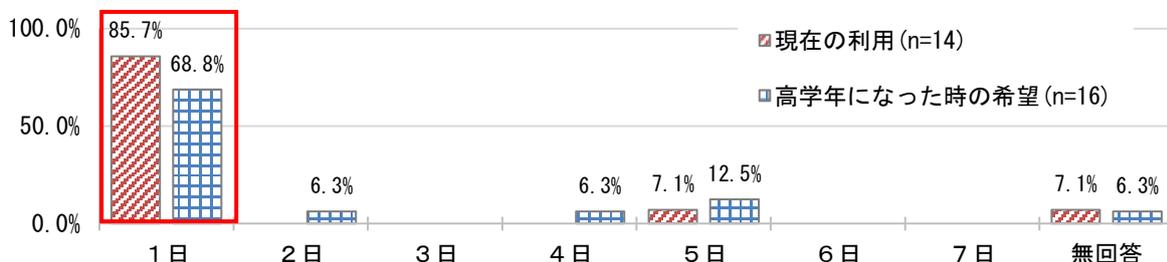
○放課後子ども教室の利用日数については、現在の利用と高学年になった時の希望の両方で「1日」が最も高くなっています。

○土曜日、日曜日、長期休暇期間の放課後児童クラブの利用意向割合をみると、土曜日は31.3%、日曜日は15.0%、長期休暇期間は39.3%と、長期休暇期間の利用ニーズが約4割と特になくなっています。

### ■放課後児童クラブの利用日数（放課後の過ごし方で「放課後児童クラブ」を選択した人のみ）



### ■放課後子ども教室の利用日数（放課後の過ごし方で「放課後子ども教室」を選択した人のみ）



### ■放課後児童クラブの土・日・長期休暇期間の利用意向割合（「低学年（1～3年生）の間は利用したい」と「高学年（4～6年生）になっても利用したい」の合計）

	錦町全体	西小学校	一武小学校	木上小学校
土曜日	31.3%	27.3%	27.3%	54.6%
日曜日	15.0%	15.2%	17.3%	9.1%
長期休暇期間	39.3%	40.1%	42.9%	31.3%

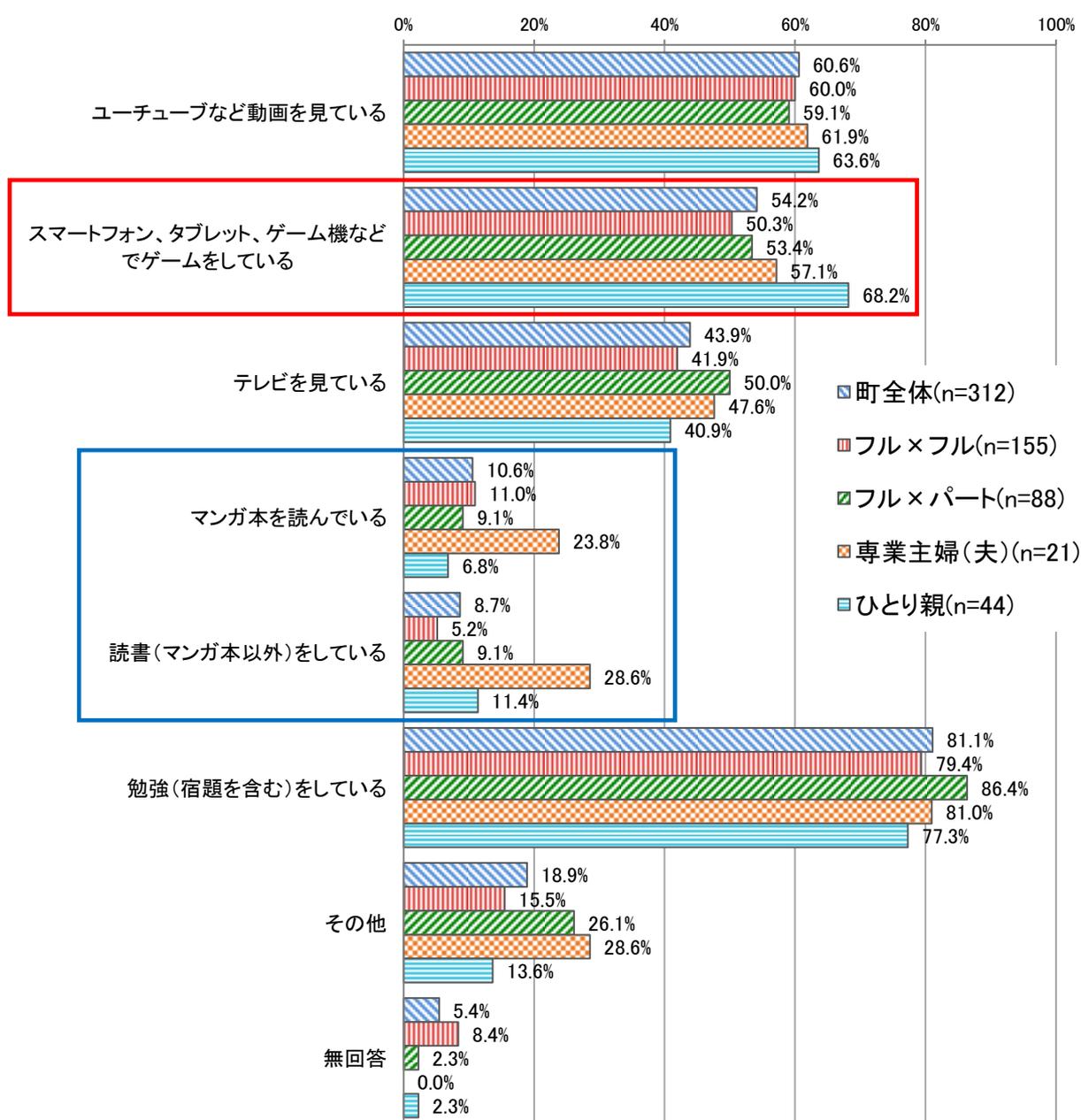
### ③自宅での過ごし方

○放課後に自宅で過ごしている児童の、自宅での過ごし方については、「勉強（宿題を含む）をしている」が81.1%と最も高く、次いで「ユーチューブなど動画を見ている」、「スマートフォン、タブレット、ゲーム機などでゲームをしている」の順となっています。

○世帯類型別でみると、ひとり親世帯で「スマートフォン、タブレット、ゲーム機などでゲームをしている」が68.2%と他の世帯類型よりも10ポイント以上高くなっています。

○専業主婦（夫）では「マンガ本を読んでいる」と「読書（マンガ本以外）をしている」が他の類型よりも10ポイント以上高くなっています。

#### ■「自宅で過ごしている」と回答した世帯の児童の自宅での過ごし方



※その他の世帯はサンプル数が少なかったため掲載を省略。(全3件)

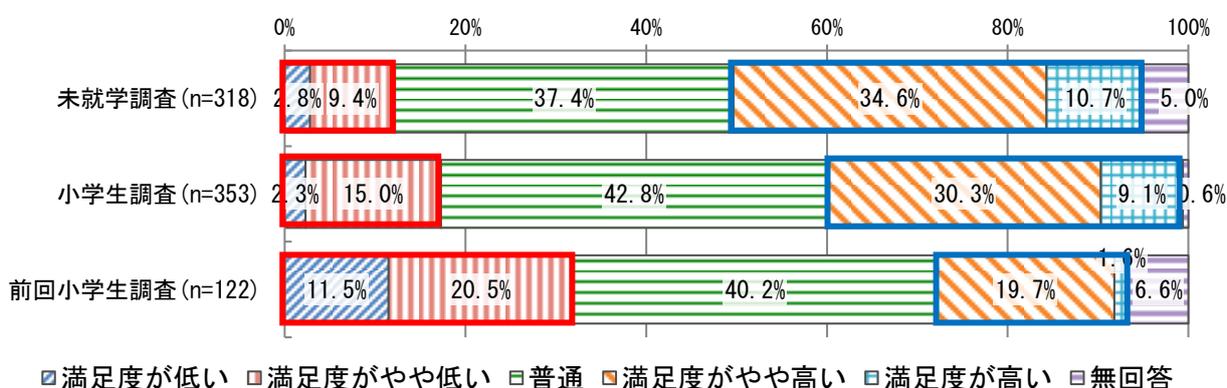
## (6) 錦町の子育て環境に関する満足度

### ①子育て支援の満足度の分布

○満足度については、未就学調査で「高い」(「満足度がやや高い」+「満足度が高い」)が45.3%、「低い」(「満足度が低い」+「満足度がやや低い」)が12.2%、小学生調査で「高い」が39.4%、「低い」が17.3%と、それぞれ「高い」が「低い」を上回っています。

○小学生調査について、前回調査と今回調査を比較すると、「低い」が14.7ポイント減(32.0%→21.3%)、「高い」が18.1ポイント増(21.3%→39.4%)となっています。

### ■地域の子育て環境や支援への満足度



### ②満足度の平均点

○満足度の平均点は、未就学調査で3.43、小学生調査で3.29となっています。

○属性別でみると、ひとり親は未就学、小学生ともに他の世帯類型より低くなっています。

○未就学調査の一武小学校区は3.67と、他の小学校区よりも高くなっています。

○前回調査と比較して、全体は0.51ポイント増加(2.78→3.29)しており、すべての世帯類型、小学校区で前回より増加しています。

### ■満足度平均点

「満足度が低い」を1点、「満足度がやや低い」を2点、「普通」を3点、「満足度がやや高い」を4点、「満足度が高い」を5点として点数評価を行った。

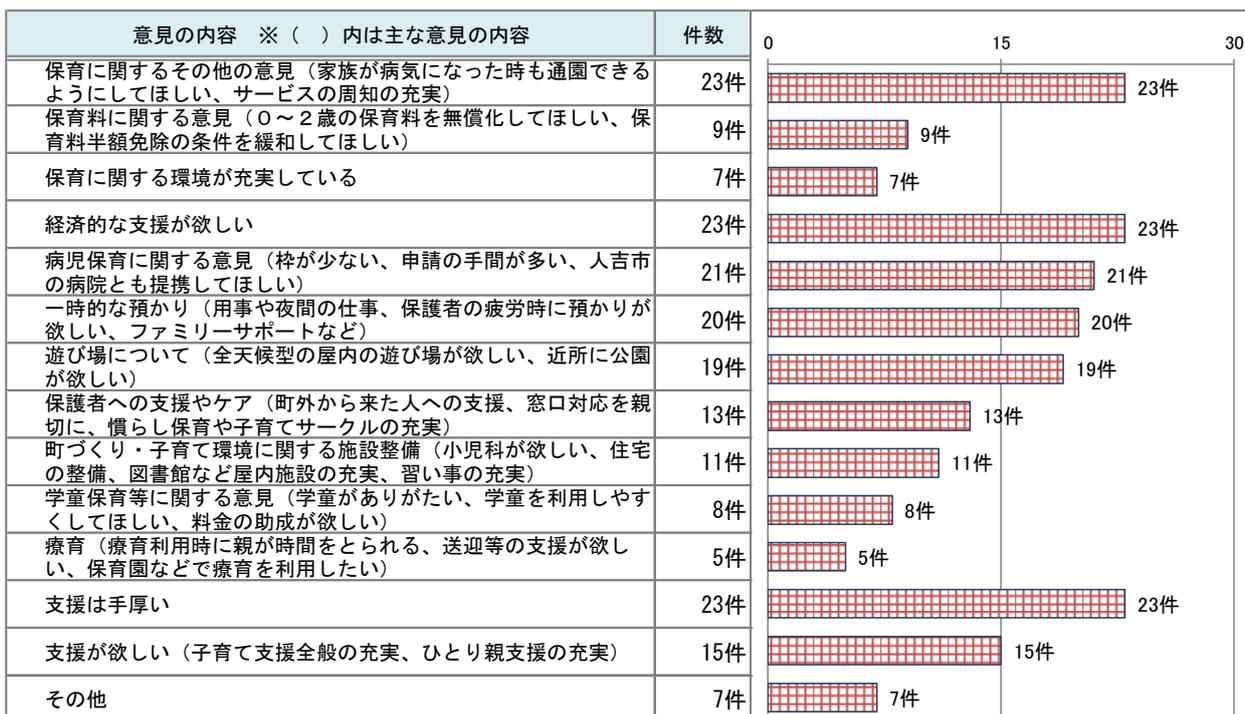
	錦町全体	世帯類型別					小学校区別		
		フル×フル	フル×パート	専業主婦(夫)	ひとり親	その他	西	一武	木上
未就学調査	3.43	3.54	3.40	3.57	2.91	3.33	3.36	3.67	3.23
小学生調査	3.29	3.26	3.53	3.25	3.00	3.00	3.30	3.31	3.27
前回小学生(参考)	2.78	2.65	3.09	3.17	2.80	-	2.64	1.60	1.72

## (7) 錦町の子育て環境・子育て支援に関する考え（自由記述回答）

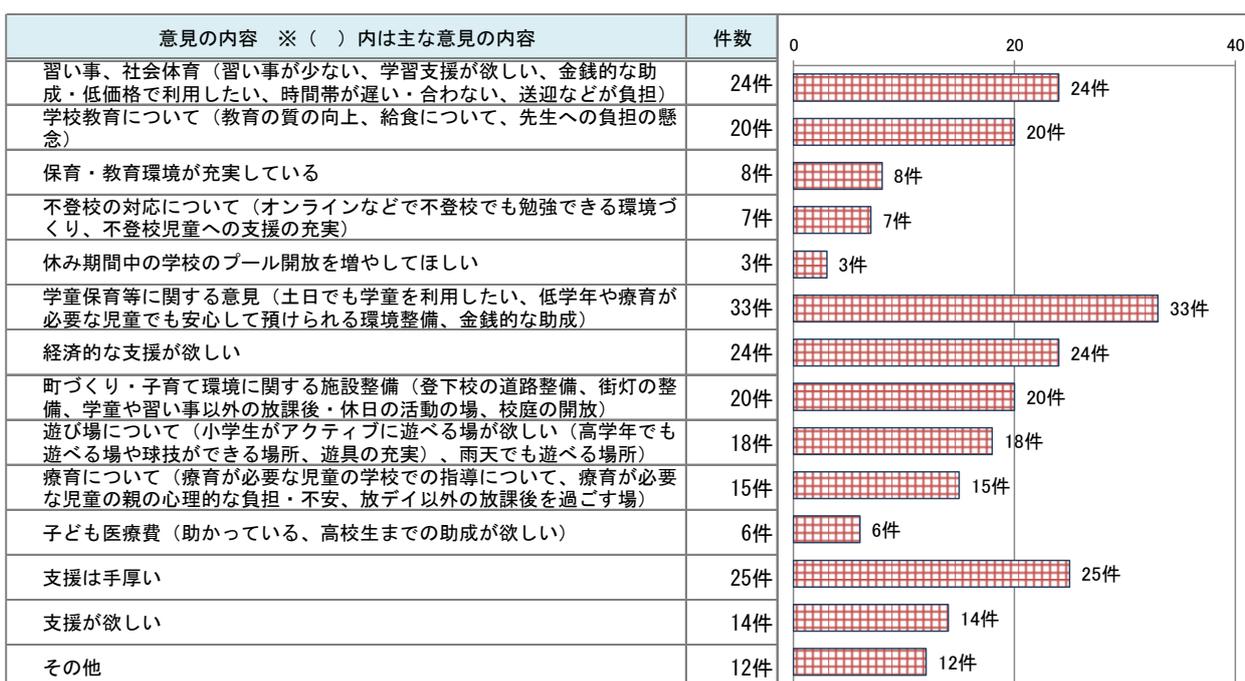
○自由記述回答は、未就学調査では「保育に関するその他の意見」と「経済的な支援が欲しい」と「支援は手厚い」がともに23件、小学生調査では「学童保育等に関する意見」が33件と、それぞれ最も高くなっています。

○未就学調査と小学生調査の回答を比較すると、未就学では病児保育や一時的な預かりに関する要望、小学生では習い事や学童保育等の放課後の過ごし方に関する要望が多く見られます。

### ■錦町の子育て環境・子育て支援に関する考え（未就学調査）



### ■錦町の子育て環境・子育て支援に関する考え（小学生調査）



### 3 関係団体等調査結果

#### (1) 調査の概要

「第3期子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、施設の現状や町に希望する支援策、児童及び保護者の状況などをうかがい、計画策定の基礎資料とすることを目的として、記述形式でご回答いただく施設等ヒアリング調査を実施しました。

#### ■調査手法及び回答数

	調査対象者	調査方法	回答団体数
教育・保育施設等調査	錦町内の保育園、認定こども園	郵送による調査票の配付・回収 WEBでの回答	6園
小学校調査	錦町内の小学校		3校
放課後児童クラブ調査	錦町内の放課後児童クラブ		4施設

#### (2) 教育・保育施設等調査から

現状・課題			
職員の過不足	やや過剰：2施設	適当：3施設	やや不足：1施設（産休）
施設定員の増減計画	あり：3施設	なし：3施設	

○地域における園児数の急速な減少に伴い保育士過剰へ変わりつつある。

○保育士として中堅となるころに退職するケースがある。

○錦町との連携で、保護者からの要望や相談の件数は減少傾向にあり、療育や発達支援についても環境が整ってきている。

○土曜日も開所しているが、職員研修の機会の確保や、職員自身が子育て中で土曜日に用事がある際の休みの確保が難しい。

○日曜日の開所は現状の職員の状況では難しい。

○現状の錦町幼保小中連携連絡協議会は良く機能している。

- ・授業参観・情報交換により就学前に取り組むべきことを知ることができる。
- ・現場での職員間の意見交換の機会があれば一層の効果が望める。

【こども誰でも通園制度について】

○制度の趣旨は重要であるが、錦町は共働きの家庭が多くニーズは少ないと思われる。

○利用時間が短い（児童が園に慣れることができない、短時間保育のほうが適当ではないか等）。

○一時預かり同様、保育士がいるか、部屋の広さ等に関する判断基準・ルールを示してほしい。

#### 町に取り組んでほしい事項や必要な支援策

##### 【児童・保護者への対応】

- 発達支援を必要とする子どもや保護者への対応は、現行どおり関係機関との連携を取りたい。
- 健診で課題を抱える児童とわかって、親は発達検査が悪いイメージでしかなく、検査へつなげることが難しく、ほとんどの子どもが園フォローになり園の負担が増えている。発達検査の必要性や、親と園の連携が子どもの発達につながることを健診時に説明してほしい。

## 町に取り組んで欲しい事項や必要な支援策

### 【運営・施設について】

- 錦町の現実的な中長期の児童数・出生数を考慮した需給調整、子育て施策、保育園等の統廃合について、公的検討会の開催。
- 当園も広域入所で園児確保ができていくということもあるが、町外園へ入所されている家庭へ町内施設の利用を助言することはできないか。
- 加算、要件緩和、助成。
  - ・年度当初から途中入園がほぼ見込まれる場合への人件費の補助。
  - ・少子化及び育児休暇の取得拡大に伴い、0歳児入所数の低下が生じ、運営費への影響が生じている。町判断により何らかの加算や要件緩和を検討してほしい。
  - ・発達や貧困など課題のある児童へ対応する保育士の配置に関する補助強化。
  - ・手帳を所持していなくても療育を受けている児童に関する加算。
  - ・病後児保育の充実のための補助。

### 【町の取組全般】

- 錦町の子育て環境全般や子育て支援の取組については、町として積極的な配慮と努力がなされている。錦町の保育政策目標と質の設定、保育園の質の検証や保護者意見、子ども子育て会議の議事の公開など、もっと開かれた見える化が必要である。
- 町として子育てしやすい環境づくりに取り組んでおられると思う。園を運営する側として努力をしているが、町としてバランスが取れた需要と供給の調整はできないものか。
- 若者が就労し、ある程度の収入があって、「結婚して、この町に住もう」と思える社会を作り上げないとその次の「子どもを産みたい」「子育てしたい」につながらない。高卒、短大卒、大卒、専門学校卒いずれであっても、就労し町に長く定住する取組を。(例えば)一定年数の就労継続支援として、住宅手当金の月々の支援、町営住宅から若者への借家枠を設ける等。

## (3) 小学校調査から

### 現状・課題

#### 【地域・通学路等について】

- 地域から登校見守り等の協力をいただいております。
- 百太郎溝の近くを登下校する児童も多いため、転落防止柵の設置など支援をお願いしたい。
- 保護者から通学路の安全確保、歩道の整備に関する相談を受ける。

#### 【学校について】

- 保護者の学校への関心は高いが、PTAや学級懇談会への参加が少ない。
- 学校支援ボランティアの方々に、地域学校協働活動への支援をいただいているが、地域学校協働活動推進員のコーディネートの下、より多方面からの「地域と学校の連携・協働」への参画。

#### 【児童・保護者について】

- スマートフォン・タブレット、ゲーム等。
  - ・長時間の使用により、長期休業明けの生活の乱れなど生活習慣にかかわる相談が増加。
  - ・SNSに関するトラブルやゲーム課金に関する相談が増加。
  - ・児童が何にどれくらい使っているか把握できていない家庭が増加している様を感じる。
- 療育が必要と思われる児童に関しては、担任から各家庭に学校での生活の様子を担当から伝え、必要に応じてスクールカウンセラー（以下「SC」）やスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）との連携を進めている。なかなか療育につなげられない家庭や療育を行う機関の受け入れが難しいなどの状況もある。

### 町に取り組んで欲しい事項や必要な支援策

- 不登校児童が継続して数名いるが、理由がはっきりしないものが多い。また、保護者の意向で本人の意思に任せていて無理に登校させないケースが増えている。
  - 保護者に対し、幼少期から子育て（家庭教育）について大切なことを学ぶ機会の創出。
  - 保護者から休日・勤務時間外に頻繁に連絡があることから留守番電話の設置。
  - 家庭教育の充実・子育てを気軽に相談できる体制（場づくり、人の配置）。
- 【連携について】
- 住民福祉課、保健センター、教育委員会、SC、SSW等とつないでもらい大変助かっている。要支援家庭を支える支援員を配置し、家庭に入り込んで、生活を支える支援体制がほしい。
  - 入学後、6～7月ごろに各園から新1年生の様子を見に来てもらい、成長した様子を見てもらうと同時にさらなる引き継ぎ事項を話せる情報交換会ができればありがたい。
  - 保健センターなどと連携し、療育機関からも来てもらう情報交換会の実施。
- 【少子化対策や児童・生徒が地域に残るためのアイデアについて】
- ふるさと教育を進めており、錦町役場や地域の方々の協力で、様々な専門家から錦町の長所を知る機会が多く設定されており、郷土愛へとつながるとも良い取組であると感じている。
  - 大学等への進学に際して、錦町では充実した奨学金制度が設けられているとうかがっている。今後は、対象人数の増加など、さらに充実した制度となるよう期待している。
  - 地域に産業を興す、働く場を作る（第1次産業をどう生かすか）。

## （４）放課後児童クラブ調査

### 現状・課題

有資格者の過不足	過剰：1施設	適当：2施設	やや不足：1施設
補助スタッフの過不足	適当：3施設	やや不足：1施設	
今後の受け入れ人数	現状維持：3施設	ユニット増も可能：1施設	
現在の終了時間	18時まで：3施設（1施設は18時以降は延長保育として対応） 18時30まで：1施設（延長19時まで）		
土曜日の預かり	終日実施：1施設	月数回：2施設	実施なし：1施設
日曜日の預かり	実施なし：4施設		
長期の預かり	普段からの利用者のみ：1施設 長期休暇のみの利用者あり：3施設		

- 地域の子ども食堂も同時開催したいと考えている。予算が課題。
- 土曜日の開所を行っているが、平日利用の月額にプラスしての利用料となることと、働き方改革等に伴い土曜日の利用をしなくとも、家庭で対応できることが多い。
- スタッフの都合も考慮し保護者との話し合いのうえ月2回程度実施
- 発達に課題のある児童の増加（保護者からの相談の増加、支援員が対応を学ぶ必要性がある）

### 町に取り組んで欲しい事項や必要な支援策

- 委託費、助成金の増額。（児童数減少に伴い施設維持が困難、保育園会計から補填を行っている、赤字を園の方から補填している 等）
- 町内の他の放課後児童クラブと錦町合同の勉強会、意見交換会などを開きたい
- 子育て支援組織の整備、子ども会活動の活性化が必要。各集落の座談会がコロナ禍でなくなった。
- 現状を維持するが、設備整備費が課題となる。
- 小学生の夕方の過ごし方の選び方が、多方面にわたって選択できる社会環境を、町が中心となって形成していき、保護者が安心して仕事ができる町になると、大きな子育て支援策になると思う。

## 4 錦町総合計画から

令和6年3月に本町の最上位計画である「第6期錦町総合計画（後期計画）」（計画期間 令和6年度～令和9年度）を策定しました。

総合計画では「人の和を大切にし 老いても安心して暮らせる町 若人に夢と希望が持てる町」を将来像として、基本施策の一つに「少子・子育て対策」など子ども・子育て世帯や若者向けの施策を掲げています。また、錦町に住む子育て世代へアンケート調査を実施し、子育て世代の感じる課題や必要な支援策等を把握しています。

総合計画から、本計画に関連する事項は以下のとおりです。

### 子ども・子育てに主に関連する施策

#### 基本施策2 少子・子育て対策

- ①出産に対する支援 ア) 妊婦健康診断の無料実施 イ) 不妊治療の助成 ウ) 子宝祝い金制度の実施
- ②子育てに対する支援 ア) 病児・病後児保育の実施 イ) 子どもの医療費の助成等 他

#### 基本施策4 教育・文化の支援対策

- ①学校教育の充実 ア) 小・中学生のプログラミングやICT教育の推進 イ) 小・中学生の英語力強化 オ) 就学に係る経済支援 他
- ②スポーツを取り巻く環境変化への対応 イ) 町内のスポーツ大会の実施内容の検討 他
- ③家庭教育への支援 イ) 家庭内での虐待等に対応するための関係各機関との連携等 他

#### 基本施策7 農林業振興対策

- ①-カ 地元産を利用した学校教育の推進

#### 基本施策8 まちの基盤整備対策

- ①-ウ 通学路安全対策の実施

### アンケート調査から

- 子育て世代が希望する子どもの数は、現在の子どもの数に比べて多い。(平均2.56人)
- 子どもを増やせない要因としては「経済的に不安があるため」が最も高く、また「配偶者がいない」も高い。
- 現在役に立っている錦町の子育て施策は「子ども医療費助成制度」(67.0%)、「乳幼児健診」(49.0%)、「出産育児一時金の支払い制度」(46.0%)が上位となっている。
- 拡充してほしい施策は、「子ども医療費助成制度」(51.0%)、「子宝祝い金」(28.1%)、「就学援助制度」(24.0%)が上位となっている。
- 錦町の子育て環境として良い点として「自然豊かである」、「治安が良い」、「親族が近くにおり安心して子育てできる」などが挙げられており、不安な点としては「収入が少ない・不安定」や「近隣に必要な病院が少なく、緊急時や高度医療が必要な時に不安である」、「都会に比べ習い事や塾などが少なく教育環境に不安がある」が上位となっている。

## 5 第2期計画期間の実績と評価

### (1) 教育・保育の実績

#### ① 1号認定及び2号認定（教育ニーズ）※1

##### 【現在の状況と評価】

①利用人数実績は、令和2年度の36人から令和6年度の12人と3分の1に減少しています。

②定員実績は、町内こども園の定員や広域利用の減少に伴い、令和2年度の51人から令和6年度の26人とおよそ半数となっています。

①利用人数実績と②定員実績を比較すると、令和2、5、6年度にそれぞれ10人以上定員が上回り、空きがある状態となっています。

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の 見込み (利用者数)	利用人数見込（※2）	24	24	24	24	24	
	①利用人数実績	36	32	23	18	12	
	内 訳	町内こども園 利用実績	20	22	18	13	6
		広域利用 実績	16	10	5	5	6
確保方策 (定員)	定員計画値（※2）	43	38	38	38	38	
	内 訳	町内こども園 予定定員	35	35	35	35	35
		広域利用 予定定員	8	3	3	3	3
	②定員実績	51	35	30	30	26	
	内 訳	町内こども園定員	35	25	25	25	20
		広域利用	16	10	5	5	6
過不足（②—①）		15	3	7	12	14	

実績値については、令和2～5年度は各年度末、令和6年度は8月時点の値。令和6年度

※1 「2号認定（教育ニーズ）」とは2号認定者のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い者（教育ニーズがある者）を指す。

※2 利用人数見込、定員計画値はそれぞれ計画策定時の量の見込、確保方策（定員）を表す。

## ②2号認定（保育ニーズ）

### 【現在の状況と評価】

①利用人数実績は令和2年度 271 人から令和6年度 225 人と 46 人（17.0%）減少しています。

利用人数見込と①利用人数実績を比較すると、令和2～3年度は実績が見込を下回っているものの、令和4～6年度は実績が上回って推移しています。

①利用人数実績と②定員実績を比較すると、令和2年度は定員が6人不足していますが、令和3年度以降は、5～10人前後定員が上回っています。

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の 見込み (利用者数)	利用人数見込	283	270	253	228	212	
	①利用人数実績	271	267	262	245	225	
	内 訳	町内保育所 利用実績	141	138	135	127	114
		町内こども園 利用実績	100	101	102	98	95
		広域利用 実績	30	28	25	20	16
確保方策 (定員)	定員計画値	291	292	293	278	266	
	内 訳	町内保育所 予定定員	140	140	140	140	140
		町内こども園 予定定員	113	113	113	113	113
		広域利用 予定	38	39	40	25	13
	②定員実績	265	273	267	251	236	
	内 訳	町内保育所定員	140	140	137	137	126
		町内こども園定員	95	105	105	94	94
		広域利用	30	28	25	20	16
過不足 (②—①)	6人不足	6	5	6	11		

### ③ 3号認定（0歳）

#### 【現在の状況と評価】

3号認定の利用人数は、令和4年度の1-2歳と令和6年度の0歳以外の区分はすべて利用人数実績が利用人数見込を上回っています。

アンケート調査から育児休業を取得する母親が増えていることがうかがえる（前回調査から2.2倍）ため、今後の0歳児の利用ニーズは慎重に見込む必要があります。

### ③ -1 3号認定（0歳）

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の 見込み (利用者数)	利用人数見込	65	68	66	64	62	
	①利用人数実績	67	70	72	75	40	
	内 訳	町内保育所 利用実績	35	34	34	33	12
		町内こども園 利用実績	21	25	27	30	22
		広域利用 実績	11	11	11	12	6
確保方策 (定員)	定員計画値	75	72	72	72	72	
	内 訳	町内保育所 予定定員	20	20	20	20	20
		町内こども園 予定定員	46	46	46	46	46
		広域利用 予定	9	6	6	6	6

### ③ -2 3号認定（1-2歳）

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の 見込み (利用者数)	利用人数見込	172	152	142	143	139	
	①利用人数実績	183	164	135	145	157	
	内 訳	町内保育所 利用実績	85	75	68	74	74
		町内こども園 利用実績	74	67	53	58	65
		広域利用 実績	24	22	14	13	18
確保方策 (定員)	定員計画値	181	169	164	164	164	
	内 訳	町内保育所 予定定員	62	62	62	62	62
		町内こども園 予定定員	94	94	94	94	94
		広域利用 予定	25	13	8	8	8

## 【参考】広域利用による受託人数

広域利用による受託人数についてみると、3号（0歳）と3号（1-2歳）はすべての年度で受託見込みを受託実績が上回っています。

2号は、令和2年度は受託実績が受託見込みを下回り（見込み17人 実績12人）、令和6年度は見込みを上回っていますが（見込み11人 実績17人）、令和3～5年度はほぼ見込みどおりで推移しています。

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
受託見込み	合計	27	26	24	21	13	
	内訳	1号	0	0	0	0	0
		2号（教育ニーズ）	0	0	0	0	0
		2号	17	21	22	19	11
		3号（0歳）	0	0	0	0	0
		3号（1-2歳）	10	5	2	2	2
受託実績	合計	29	45	39	30	25	
	内訳	1号	0	0	0	0	0
		2号（教育ニーズ）	0	0	0	0	0
		2号	12	20	19	19	17
		3号（0歳）	3	10	6	4	1
		3号（1-2歳）	14	15	14	7	7

## （2）地域子ども・子育て支援事業の取組と評価（実施事業のみ）

### ① 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

#### 【計画期間の取組と評価】

令和4年度に木上校区での事業を開始し、全校区で事業を実施しています。

令和4年度以降、利用者数実績が定員実績を上回っていますが、1週間に4日以下しか利用しない児童も多くいることから、1日あたりの利用者数で見れば待機児童は出ていません。

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み (利用者数)	利用人数見込	187	183	183	178	172
	①利用者数実績	139	146	199	197	187
確保方策 (定員)	定員計画値	187	183	183	178	172
	②利用定員実績	151	151	155	155	155
	実施箇所数	3	3	4	4	4
過不足	(②-①)	12	5	-44	-42	-32

【参考】利用者数内訳

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数合計	139	146	199	197	187
1年生	55	51	69	53	49
2年生	32	43	53	64	40
3年生	25	33	38	36	49
4年生	13	8	24	30	29
5年生	11	11	8	9	19
6年生	3	0	7	5	1

参考 放課後子ども教室

【計画期間の取組と評価】

特別支援教室の増加に伴い、学校の余裕教室が無くなりつつあるが、学校にお願いして、子どもたちの安全安心な居場所づくり（活動拠点）の設置を行っています。

令和4～5年度は1小学校で参加申し込みが2～3人と少なく実施できませんでしたが、令和6年度は学校、参加児童の熱心な呼びかけにより申し込みが増え実施することができました。

活動内容については週1回の体験・交流活動は工作、野外活動、読み聞かせ、昔遊び等多岐にわたり充実した活動を実施しています。

また、これまで安全管理員の高齢化が課題でしたが、若い方も携わり活気にあふれています。

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者数	22	41	30	27	47
②利用定員	60	60	40	40	60
実施箇所数	3	3	2	2	3
過不足 (②-①)	38	19	10	13	13

【参考】利用者数内訳

単位（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数合計	22	41	30	27	46
1年生	6	7	9	7	8
2年生	9	13	3	4	10
3年生	2	11	12	1	7
4年生	4	4	5	12	6
5年生	1	5	0	2	10
6年生	0	1	1	1	5

## ② 延長保育事業（時間外保育事業）

### 【計画期間の取組と評価】

保育園4か所、認定こども園2か所において、延長保育を実施しました。延長保育時間については、多様なニーズに応えるため30分の延長時間に留まらず1時間延長等開所時間の対応を行った施設もありました。

単位（か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設 予定数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
実施施設 実績	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

## ③ 地域子育て支援拠点事業

### 【計画期間の取組と評価】

乳児全戸訪問等で紹介し、リピーターだけでなく新規利用者も増えて、計画以上の利用がありました。利用が多い際には、スタッフの増員や利用を卒業された保護者の方の協力も得ながら、育児の悩みや相談、情報交換が行えるような体制を整えて事業の実施に取り組みました。

単位（人回/月）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み (利用者数)	利用人数見込	110	110	110	110	110
	①利用実績	196	100	181	182	実施期間中
確保方策 (定員)	定員計画値	110	110	110	110	110
	②定員実績値	110	110	110	110	110
	実施体制	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
過不足 (②-①)		-86	10	-71	-72	実施期間中

## ④-1 一時預かり事業（幼稚園型）

### 【計画期間の取組と評価】

一時預かり事業については、主に1号認定での教育・保育施設利用者の就労等による利用者受け入れを行っています。1号認定の利用者全体が年々減少していることに伴い、一時預かりの利用実績は減少していますが、利用希望があった場合に円滑に一時預かりを実施できる体制・定員を確保しています。

単位（延べ人数）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み (利用者数)	利用人数見込	5,760	5,760	5,760	5,760	5,760
	①利用実績	5,346	5,145	4,182	3,491	実施期間中
確保方策 (定員)	予定提供体制	5,760	5,760	5,760	5,760	5,760
	②提供体制実績	5,760	5,760	5,760	5,760	5,760
過不足 (②-①)		414	615	1,578	2,269	実施期間中

#### ④-2 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

##### 【事業の概要と方向性】

就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、専業主婦家庭等の育児疲れ解消、緊急時の保育等に対応するため、未就園児を一時的に保育園等で預かる事業です。

令和元年度時点で、4つの保育園と2つの認定こども園において自主事業として取り組まれています。今後も保護者の入院や里帰り等で利用が見込まれるため、引き続き事業の充実に努めます。

##### 【計画期間の取組と評価】

主に里帰り出産での利用として各園の自主事業として行っています。（※R2について利用数は正確には把握できていない）

単位（人日）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み (利用者数)	利用人数見込	1,500	1,450	1,400	1,350	1,300
	利用実績	実績値不明	65	118	120	実施期間中
確保方策 (定員)	予定提供体制	1,500	1,450	1,400	1,350	1,300
	提供体制実績	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

#### ⑤ 病児・病後児保育事業

##### 【事業の概要と方向性】

子どもが病気の際に、保護者が仕事などの理由により自宅での保育が難しい場合に、病院や保育園などに付設された専用スペースなどで一時的に保育を行う事業です。

平成26年4月から旧中央保育所にて、生後6か月から小学校3年生を対象に3名定員で病後児保育事業を行っています。また、公立多良木病院など町外の施設と連携し、病児保育への対応にも引き続き努めます。

町内の園訪問や乳幼児健診時に事業案内を行い、利用者の増加に努めます。

##### 【計画期間の取組と評価】

現在、病後児保育を『病後児保育 おひさま』にて実施しています。利用には登録が必要となります。

単位（人日）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み (利用者数)	利用人数見込	118	114	110	107	104
	①利用実績	46	53	48	47	実施期間中
確保方策 (提供体制)	予定提供体制	200	200	200	200	200
	②提供体制実績	200	200	200	200	200
過不足 (②-①)		154	147	152	153	実施期間中

## ⑥ 妊婦健康診査

### 【事業の概要と方向性】

安心・安全に出産できる体制づくりを進めるため、妊婦に対して健康状態の把握等を行います。

### 【計画期間の取組と評価】

県内だけでなく、県外で里帰り出産をされる方に対しても、経済的負担が軽減されるよう償還払いでの対応を行い、妊婦の健康状態を把握し、必要時に早期治療等が行えるよう体制を整えています。

対象者全員に事業を実施しています。

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み (対象者数)	対象者数見込	73	77	74	72	70
	対象者数実績	119	115	121	103	実施期間中
確保方策 (提供体制)	利用者数実績 ・実施率	119 実施率 100%	115 実施率 100%	121 実施率 100%	103 実施率 100%	—
	予定提供体制	熊本県 医師会委託	熊本県 医師会委託	熊本県 医師会委託	熊本県 医師会委託	熊本県 医師会委託
	提供体制実績	医師会委託にて実施 県外での受診者は償還払いでの対応 1人あたり14回				

## ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業の概要と方向性】

子育ての孤立化を防ぐために、生後4か月を迎えるまでの、すべての乳児のいる家庭を訪問し、地域の中で子どもが健やかに成長できる環境を整備する事業です。

今後も、事業を継続して実施します。本町在住者が里帰り出産する場合には、変わりなく支援が受けられるように、里帰り先の市町村と連携を図ります。

### 【計画期間の取組と評価】

母子の健康状態の把握、育児不安の軽減が図れるよう、生後1か月頃に電話連絡を行い、おおむね生後2か月までに家庭訪問を実施しています。里帰り出産をされる方も里帰り先で支援が受けられるよう、里帰り先の市町村と連携し、切れ目のない支援を実施しています。帰省後には面談を実施し、子育てサークルなどの紹介を行い子育ての孤立化の予防に努めました。

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み (対象者数)	対象者数見込	73	77	74	72	70
	対象者数実績	82	72	79	70	実施期間中
確保方策 (提供体制)	利用者数実績 ・実施率	82 実施率 100%	72 実施率 100%	79 実施率 100%	70 実施率 100%	実施期間中
	予定提供体制	住民福祉課1名 保健師5名				
	提供体制実績	保健師5名 保育士1名（住民福祉課）			保健師5名 保育士1名 （健康増進課）	保健師4名 保育士1名 （健康増進課）

## ⑧ 養育支援訪問事業

### 【計画期間の取組と評価】

乳幼児家庭全戸訪問だけでなく、個々に合わせて訪問を行い、養育者に対する育児相談・指導、身体的・精神的不調状態に対する相談、未熟児や多胎児等に対する育児相談・支援を行いました。子育て経験者等による育児・家事の援助は実施していません。

単位（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み (対象者数)	対象者数見込	随時対応				
	対象者数実績	随時実施				
確保方策 (提供体制)	予定提供体制	住民福祉課1名 保健師1名				
	提供体制実績	保健師5名 保育士1名 実施機関：錦町保健センター				保健師4名 保育士1名 実施：左同

## (3) 子ども・子育て支援事業計画の施策評価

### 基本目標1 子どもの成長を育む環境づくり

5段階 評価	5点	4点	3点	2点	1点	評価中	平均点
	12事業	5事業	4事業		2事業	2事業	<b>4.09</b>

※取組の進捗状況に基づき、自己評価による5段階評価を行った。

#### 【主な取組と今後の課題・方針】

- 放課後児童クラブを全校区で開始しました。
- 保護者のニーズが多様化していることから、延長保育事業、保護者のリフレッシュのための一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業については、現状に合わせた形での事業の見直しを行う必要があります。
- 延長保育事業については、多様なニーズに応えるため30分の延長時間に留まらず1時間延長等開所時間の対応を行った施設もあります。30分を超える利用者は少なく、延長保育に対応する職員のシフト調整等苦慮しています。
- ファミリー・サポート・センターについては、事業の検討を行ってきましたが、子育て支援センターなどの他事業を充実させることにより、当事業については、計画を変更（削除）しました（※町総合計画としても削除）。ニーズはあることから、計画外であっても再検討を行うこととし、手法や代替サービスの模索などの検討を行います。
- 「こども誰でも通園制度」が開始されることから、実施に向けた体制整備が必要となります。

## 基本目標2 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

5段階 評価	5点	4点	3点	2点	1点	評価中	平均点
	2事業	12事業	1事業	2事業			<b>3.82</b>

### 【主な取組と今後の課題・方針】

- 妊娠期からの切れ目のない保健対策を実施していますが、一部世帯での乳幼児健診の受診遅れ（全体の3%）や、う歯保有率が県平均よりも高いなど、乳幼児期の保健対策が不十分な世帯がみられることから、保護者への積極的な働きかけが必要となります。
- 小児医療については、町内医療機関をはじめとする関係機関との連携のもと、ワクチン接種、休日在宅当番医制度等、適切に実施しています。
- 乳幼児期までのう歯保有率は、町としては改善傾向にあるものの県平均よりは悪い状況です。また、就学後のう歯保有率が増加しており、適切な治療が行えていません。
- 企業と連携した取組の推進として、IT系企業と連携した在宅ワーク（デジタルスキル）講座を開催しています。スキルやIT環境に個人差がある。また、回数を重ねるごとに参加者が少なくなっていることが課題となります。

## 基本目標3 子どもの成長を育み、みんなが育つ環境づくり

5段階 評価	5点	4点	3点	2点	1点	評価中	平均点
	3事業	6事業	4事業		1事業		<b>3.71</b>

### 【主な取組と今後の課題・方針】

- 人権教育の推進、ICT教育、英語力強化の取組など心身ともに健やかな子どもの育成に取り組んでいます。
- 地域のボランティアの活用方法や民生委員・児童委員が子育て世帯に関わるための支援など、子どもや学校・世帯と地域をどのようにつないでいくかが課題となります。
- 民生委員・児童委員の活動について、個人情報保護等もあり、子育て家庭に対する活動を行う上で必要な情報が、民生委員・児童委員に入っていないことが多い点、また、世帯側もアプローチを受け入れないことがある点が課題として挙げられます。
- 小中高校生に対し子どもを産み育てることの意義の教育として、乳幼児と触れ合う機会を提供する取組を行う予定でしたが、児童生徒が乳幼児とふれあえる場は子育て支援センターのみであり、小中高校生が訪れる機会は少なく、本格的な実施には至っていません。手法、場所、所管課等の実施内容について再検討が求められます。

## 基本目標4 子どもの安全・安心が守られるまちづくり

5段階 評価	5点	4点	3点	2点	1点	評価中	平均点
	1事業	6事業	3事業	1事業	2事業		

### 【主な取組と今後の課題・方針】

- 居住環境の整備について、通学路の危険箇所の改修は適宜実施していますが、子育て世代向けの良質な住宅の確保に向けた町営住宅の整備や空き家活用が進んでいません。
- 錦町見守り隊や子ども110番の家の新たな担い手の確保が課題となります。子ども110番は現在協力件数は町内で249件。(西校区80件、一武校区105件、木上校区64件)亡くなられた方が名簿に残っているなど、古い情報が入っているため、名簿の見直し、更新が重要となります。
- 空き家バンクの登録件数が少ないことや古い建物が多いため、子育て世帯の契約に結び付いていません。
- 毎年、通学路について錦町通学路交通安全推進会議を開催し、警察署、学校、球磨地域振興局、関係部局とで危険箇所を点検・確認し、通学路交通安全プログラムを策定しています。通学路交通安全プログラムで通学路の危険箇所すべてを網羅するには至っていないことから、さらなる連携による情報収集等が求められます。

## 基本目標5 仕事と子育てを両立できる環境づくり

5段階 評価	5点	4点	3点	2点	1点	評価中	平均点
	1事業		1事業	1事業			

### 【主な取組と今後の課題・方針】

- 仕事と子育てを両立しやすい環境づくりに向けて、育児休業に関する周知や放課後児童クラブの整備を行っています。
- 社会生活において男性優位だと感じる人が増加していることから、第3次錦町男女共同参画推進計画に基づき、周知・啓発や様々な場面への女性の参画促進に取り組む必要があります。

## 基本目標6 配慮を必要とする家庭へのきめ細やかな支援体制づくり

5段階 評価	5点	4点	3点	2点	1点	評価中	平均点
	3事業	3事業	8事業		2事業		

### 【主な取組と今後の課題・方針】

- 悩みを抱えた児童生徒のための専門員の配置や、障がい児施策の充実に向けた保護者への相談支援や職員・教員向けの研修を実施しています。
- 錦町要保護児童対策地域協議会では、年に7～8件を対象に十数回のケース検討会議を開催し、児童虐待等に対応していますが、支援体制作りのための担当者会議がほとんど開催されていないほか、情報共有・連携に時間がかかることがあったことが課題となります。

○町内保育施設等や広域の施設において、障がい児の受け入れを行い、受け入れ施設において町単独による補助金を給付しています。受け入れ施設では、障がいの程度に関わらず携わる保育士等の確保や、専門の支援員の配置が必要であり、受け入れ態勢の整備・維持に苦慮している状況にあります。

#### (4) 子どもの貧困対策推進計画の施策評価

第2期錦町子ども・子育て支援事業計画においては、「市町村子どもの貧困対策推進計画」を計画の第5章として一体的に策定を行いました。

子どもの貧困対策推進計画の施策評価は以下のとおりです。

##### 基本方針1 教育の支援

5段階評価	5点	4点	3点	2点	1点	評価中	平均点
	4事業	5事業	2事業		2事業		<b>3.69</b>

##### 【主な取組と今後の課題・方針】

- 学力向上に向けた取組、キャリア教育の推進、就学援助や高校生・大学生向けの奨学金の実施及び周知など、貧困によって教育が妨げられることがなく、貧困の連鎖が断ち切られるよう様々な面で支援に取り組んでいます。
- 錦町雇用の心の教室相談員、スクールソーシャルワーカー、熊本県雇用のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを周知し、活用を促進しています。
- 貧困に特化した教職員研修や、学校での詳細な状況把握など、貧困に関する立ち入った取組が学校単体では困難となっています。

##### 基本方針2 生活・就労の支援

5段階評価	5点	4点	3点	2点	1点	評価中	平均点
	3事業	7事業	1事業			2事業	<b>4.18</b>

##### 【主な取組と今後の課題・方針】

- 保護者の就労支援や健康確保、保護者の家庭での教育力向上に向けた相談支援などを行っています。課題として、相談内容が多様であり、それに対応できる機関がないケースが見られます。
- 乳幼児期では栄養評価指標の一つである「体格」において、一定数「痩せ」や「肥満」に該当する児が存在するため、継続した保護者への働きかけ等が必要となります。
- 保護者の健康面に関する専門的な対応については、働き盛り世代は、若いため健康障がいによる自覚症状が乏しく受診率が向上しないことや、健診結果に基づいた保健指導を行うために連絡しても、忙しいなどの理由で面接等が困難であることが課題となります。

### 基本方針3 経済的支援

5段階 評価	5点	4点	3点	2点	1点	評価中	平均点
	1事業	1事業					<b>4.50</b>

#### 【主な取組と今後の課題・方針】

- 生活を下支えする経済的な支援として、子どもの医療費の無償化を実施しています。令和2年2月診療分から支給対象を18歳までに引き上げ、また、窓口での支払いが不要の現物給付とする（入院等一部償還払い有り）など拡充を行いました。一方、受診件数は制度改正後28,000件を超えており総合計画では年間受診件数を28,000件以下と目標設定しているため、受診件数を抑える施策が必要となります。

### 基本方針4 生活・就労の支援

5段階 評価	5点	4点	3点	2点	1点	評価中	平均点
	8事業	3事業	2事業	1事業		8事業	<b>4.29</b>

#### 【主な取組と今後の課題・方針】

- 課題を抱えた家庭の早期発見に向けた相談体制の整備・充実と、関係機関によるネットワーク強化に取り組み、課題を抱えた家庭が発見された際に速やかに支援につながる体制を構築しています。
- 発達支援の専門職不足により、本格的な相談が必要である場合であっても、相談までの待機期間が3ヶ月以上かかる場合が見られました。待機期間中も支援が途切れないよう、保健師と園等が連携して支援を行います。
- 地域との連携による貧困世帯等の早期発見については、各機関が協力し、早期発見に努めており、支援が必要な家庭や子どもの把握ができる状態です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

#### 安心してみんな楽しく子育てできるまち

輝く未来と無限の可能性を持つ子どもたちは、かけがえのない地域の宝物です。子どもがのびのびと育つために、私たちは子どもたちを地域全体で見守り、育む必要があります。

本町では、第2期計画策定期間に、放課後児童クラブの全校区での実施や18歳未満の医療費の現物給付を開始するなど、経済面と子育て面の両面で子育てを支援し、子育て支援に関する満足度が大きく上昇する等の成果が見られます。

令和6年3月に策定された「第6次錦町総合計画（後期計画）」では、子育て世代の錦町への転入理由として「結婚」が36%と最も高く挙げられており、出産前を含めた子ども・子育て世帯への支援策は住民の幸福と町の発展のためにも、今後も重要な課題となります。

国全体の動きをみると、近年、我が国の子どもたちを取り巻く環境は、コロナウイルス感染症の世界的な流行による社会全体の不安の増加により子どもの自殺などの生命・安全の危機、孤独・孤立が顕在化しています。また、世帯構造や家族観の変化、インターネット利用の拡大といった情報通信環境をめぐる課題など様々な問題が指摘されています。

国は、令和5年12月に国のこども施策の基本的な方針や最重要事項を定める「こども大綱」を閣議決定し、その中で「こどもまんなか社会」の実現を掲げています。この「こどもまんなか社会」とは『すべての子ども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長し、その権利が擁護され、将来に渡って幸せな状態で生活を送ることができる社会』を指します。

これらの状況を踏まえ、本町では、子どもを地域の宝物として捉え、地域全体で子育てを支えることで子育て世帯が直面する様々な課題を解決し、安心して楽しく子育てできる環境づくりに取り組みます。それにより、子育て世帯が楽しく子育てをし、子どもが幸せに成長するとともに、子どもの笑顔が町全体に広がり、住民みんなが楽しく生活できる明るい地域の実現を目指します。

以上のことから、第3期錦町子ども・子育て支援事業計画では、「安心してみんな楽しく子育てできるまち」を基本理念として掲げ、子育て環境の整備と、地域みんなが子育てを支える地域づくりに取り組みます。

## 2 基本的な視点

各種施策を推進するにあたり、以下に掲げる視点を持って取り組むことで、錦町の子どもと子育てを支援します。

### 視点1 すべての子どもの育ちの視点

---

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの人格、個性、権利を尊重し、良好な成育環境を確保することで、すべての子どもが、大切にされている実感を持って幸せに暮らし、成長できるよう支援します。

### 視点2 親としての育ちの視点

---

子どものより良い育ちを実現するためには、より良い親子関係を形成していくことが重要です。親の抱える子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、幸せに子育てできるように支援するとともに、子育てを通じた親としての成長を支えます。

### 視点3 地域での支え合いの視点

---

子どもの成長にとって良い環境づくりのためには、地域全体で子どもや子育てを見守り支えることが必要です。地域住民の意識啓発を図るとともに、子どもの育成や子育て支援にかかわる機会を拡充し、地域ぐるみで子育て支援を進めます。

### 視点4 ライフステージに応じた支援

---

子どもや子育て当事者のライフステージに応じて、妊娠期・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが重要です。保護者・養育者の「子育て」とは乳幼児期だけのものではなく、子どもの誕生前からおとなになるまで続くものとの認識をもち、ライフステージを通じて社会全体で子育て当事者を支えます。

### 視点5 あらゆる子どもと子育て家庭の支援

---

「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、子どもの人権の尊重と最善の利益を主として考え、障がい、疾病、貧困及び虐待をはじめとする様々な理由により社会的支援を要する児童や家族を含め、広く「すべての子どもと家庭」への支援と、子どもの多様な人格・個性を尊重することで、すべての子どもが大切にされているという実感を持って暮らし、成長できるよう努めます。

### 3 基本目標

基本理念の実現のために、6分野の基本目標に基づき、計画を推進します。

#### 基本目標1 子どもの成長を育む環境づくり

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、「豊かな心」と、「健やかな体」を育むことが必要です。

乳幼児期の愛着形成、幼児期的人格形成の重要性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な供給を通じ、子どもの健やかな成長を保障するとともに、保育園、認定こども園と小学校の教職員が教育・保育に対しての相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続をめざした共通の見通しが持てるよう保・小連携を推進します。

#### 基本目標2 安心して子どもを生き育てられる環境づくり

家庭は教育の原点であり、基本的な生活習慣や能力を身につけさせることは親が担うべき重要な役割です。この役割を果たすことができるよう、妊娠から出産、乳幼児期の育児を通して、相談支援や子育て支援サービスに加え、親子同士の交流や気軽に相談できる場の設置など、子育て家庭を応援できる環境の整備を推進します。

#### 基本目標3 子どもの成長を育み、みんなが育つ環境づくり

子どもの成長には、愛情あふれるあたたかな家庭とともに、様々なことを学び、成長を見守る地域の環境が重要となります。

また、親や家族、地域も、子どもの成長に喜びを感じ、子どもを支えることを通してともに成長することが重要です。

次代の錦町を担う子どもたちの生きる力と豊かな心を育み、将来家庭を築き子どもを生き育てることの意義と喜びを理解することができるよう、教育環境の充実を図るとともに、家庭・地域の子育て力を高めるための意識啓発や学習機会の充実を図ります。

#### 基本目標 4 子どもの安全・安心が守られるまちづくり

子どもと子育て家庭が安心し、快適に生活できる環境の整備が求められています。そのために、子どもが快適な環境の中で生まれ育ち、のびのびと安全に活動できるように、住居、遊び場、道路交通等の地域の生活環境の整備を進めるとともに、地域が一体となって子どもを事故や犯罪から守る環境づくりを推進します。

#### 基本目標 5 仕事と子育てを両立できる環境づくり

本町では女性の就業率が高く、子育てと仕事を両立できる環境の整備が求められています。働きながらゆとりを持って子どもを生み育てることができるように、子育て世代の働き方への理解と支援の意識の醸成を目指します。

#### 基本目標 6 配慮を必要とする家庭へのきめ細やかな支援体制づくり

障がいのある子どもや虐待等の疑いのある子どもなどの配慮が必要な子どもや保護者に対し、子どもの特性や家庭環境に合わせた継続的な支援を充実します。また、すべての子どもの最善の利益の実現に向け、子育てを通じた地域のつながりを支援しながら、地域ぐるみで子育てに取り組めます。

## 4 計画の体系

### 安心してみんなで楽しく子育てできるまち

#### 【基本的な視点】

すべての子どもの育ちの視点	親としての育ちの視点
地域での支え合いの視点	ライフステージに応じた支援
あらゆる子どもと子育て家庭の支援	

#### 子ども・子育て支援事業関連

##### 【教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制に関する事項】

- 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

##### 【子ども・子育て支援の取組】

- 基本目標 1** 子どもの成長を育む環境づくり
- 基本目標 2** 安心して子どもを生き育てられる環境づくり
- 基本目標 3** 子どもの成長を育み、みんなが育つ環境づくり
- 基本目標 4** 子どもの安全・安心が守られるまちづくり
- 基本目標 5** 仕事と子育てを両立できる環境づくり
- 基本目標 6** 配慮を必要とする家庭へのきめ細やかな支援体制づくり

#### 子どもの貧困対策推進計画関連の取組

- 施策分野 1** 教育の支援
- 施策分野 2** 生活・就労の支援
- 施策分野 3** 経済的支援
- 施策分野 4** 連携体制等の充実

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 子どもの成長を育む環境づくり

#### (1) 就学前教育・保育の充実

##### 【施策の方向性】

○すべての子どもが発達段階に応じた質の高い教育・保育を受けられる環境づくりを進めます。

##### 【主な取組】

施策	担当課	内容
①教育・保育内容の充実	住民福祉課	幼稚園教育要領、保育園保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等に基づいて、教育・保育の内容を充実します。 また、保育園、認定こども園において人権を大切にする心を育てる教育・保育を推進します。
②教育・保育の質の向上	住民福祉課 教育振興課	関係各課が連携し、教員・保育士等の資質向上を目指すため、教育・保育に関する研修等の実施や職場環境の向上に努めます。
③教員・保育士等の連携や情報交換	住民福祉課	合同での研修会や交流会の実施により、保育園、認定こども園における教員・保育士等の連携の強化を図るとともに、情報交換の場を提供します。 今後は、引き続き連携や情報交換の場として研修会を開催していきます。 また、保育現場での課題に応じて指導・助言できる幼児教育アドバイザーの確保を検討します。
④産後・育児休業後における施設・事業の円滑な利用の確保	住民福祉課	就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるように、保護者に対する情報提供等の支援を行います。 特に0歳児の保護者が、保育園、認定こども園への入園時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、育休明けの年度途中の利用についての配慮を行っていきます。 また、年度途中からの入園希望についても、前年11月から申し込みを受け付け、育休明けの入園については入園選考時に優先的に取り扱います。

施策	担当課	内容
⑤特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実	住民福祉課	<p>支援の必要な子どもやその保護者一人ひとりに寄り添えるような教育・保育が実施できるよう、全職員が基礎的な知識・対応技能を習得できる研修・指導体制を整えます。</p> <p>また、保護者に対し、十分な情報提供を行い、多様化する障がいに対して気軽に相談できるよう相談体制の充実を図り、関係機関と連携を強化し、安心して保育できる環境づくりを進めます。</p>
⑥保・小等の連携	住民福祉課 教育振興課	<p>子ども一人ひとりが環境の変化に対応できるよう、校区会議等を活用し、就学前施設と小学校がお互いの教育や保育、指導方法を学び合い、相互理解を深め、指導方法の工夫・改善に努めるとともに、幼児・児童の交流活動を充実させ、小学校への円滑な接続の支援に取り組みます。</p> <p>新1年生にむけた学校訪問や教育相談を実施していますが相談希望者が少ないため、今後は、年長児・年中児の入学前の教育相談を充実させ、特に年中児の相談を積極的に受け入れます。</p>

## (2) 多様な保育サービスの充実

### 【施策の方向性】

- 保護者の多様な就労形態への対応や保護者の病気等の場合においても、安心して子どもを預けることができる環境づくりを進めます。

### 【主な取組】

施策	担当課	内容
①延長保育事業	住民福祉課	<p>保護者の多様な就労形態に対応するため、通常の保育時間を延長して子どもを預かります。現在、4か所の保育園と2か所の認定こども園において実施しています。</p> <p>延長時間については、施設側の負担等も踏まえ、現在のニーズに合わせた事業運営を行います、</p>
②一時預かり事業	住民福祉課	<p>保護者の病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育園等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。</p>
③病児・病後児保育事業	住民福祉課	<p>子どもの病気時に、保護者が仕事などの理由により自宅で保育を行うことが難しい場合、病院などに附設された専用スペースやサービスを提供する事業所などで一時的に保育を行う病児・病後児保育を推進し、子育てに対する負担を軽減します。</p>

### (3) 地域での子育て支援の充実

#### 【施策の方向性】

○育児の不安を解消するために、地域子育て支援拠点事業等の子育て支援施策を充実させ、子育てする保護者の不安解消やゆとりを持った子育てにつながるよう支援に努めます。

#### 【主な取組】

施策	担当課	内容
①地域子育て支援拠点事業	住民福祉課	<p>錦町保健センター内1か所で「子育て支援センター」として実施しています。楽しみながら子育てができるように、親子の交流や情報交換の場として設置しており、子育てに関する悩み・心配ごとに関する相談にも対応しています。</p> <p>サークルの実施については、子どもの成長段階に合わせてきめ細やかな対応を行っています。</p> <p>現在妊娠28週頃にアンケートを実施し、その結果に基づき妊娠期の面談の希望、サークルの利用の希望がある方には声かけを実施しています。</p> <p>産後の赤ちゃん訪問等の機会でも本事業についての周知を図り、一人で悩まずに子育てできる環境を提供します。また、保護者のニーズも多様化してきていることから、ニーズを確認しながらサークルを実施します。</p>
②多様な子育て事業の検討 【新規】	住民福祉課	<p>子育て世帯が地域に支えられながら子育てができるよう、子育て家庭のニーズに応じた様々な子育て支援の事業や取組を実施します。</p>

## (4) 子どもの放課後の居場所づくり

### 【施策の方向性】

- 放課後児童クラブ、放課後子ども教室の各地区での提供体制の整備に努めます。
- 特別な支援が必要な児童等への対応について検討し、質の向上を目指します。

### 【主な取組】

施策	担当課	内容
①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	住民福祉課	<p>小学校に就学している児童であって、保護者が仕事などで昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。現在、全校区で放課後児童クラブを実施しています。</p> <p>今後は、支援員等のスキルアップを目指し、研修等を受けられる体制づくりを行います。また、委託事業所に対しての委託費を含めた受け入れ環境整備を検討し、利用料や利用時間など保護者の多様なニーズに対応した取組を検討します。</p>
②放課後子ども教室事業	教育振興課	<p>放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して子どもたちの安心安全な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習の機会や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供し、子どもの元気を引き出し、保護者の子育てを支援します。</p> <p>現在、放課後子ども教室に不登校の児童が参加しており、子どもの安心安全な居場所となりつつあることから、子どもの居場所としての充実を図ります。</p>

## (5) 子育て支援のネットワークづくり

### 【施策の方向性】

- 子育てに関する様々な町民活動がさらに活発化するように、町民活動のネットワーク化を図り、情報交換などを行うとともに、活動拠点の確保を図ります。

### 【主な取組】

施策	担当課	内容
①町民活動のネットワーク化と組織づくり	住民福祉課	<p>子育てに関する様々な町民活動のネットワーク化を図り、各活動間の情報交換等、活動の活性化と充実に向けた取組を進めます。</p>

施策	担当課	内容
②身近な地域での活動拠点の確保	住民福祉課	<p>子育てを支援する団体、支援者の活動を推進するにあたって、自由に利用できる身近な地域での活動拠点の確保・提供に努めます。</p> <p>現在、子育て支援センターを運営していますが、町内に子育て支援団体等が少なく、拠点の活用に至っていないことから、団体が増加するようなセミナーや広報等に努めます。</p>
③子育て支援者への支援	住民福祉課 教育振興課	<p>子育てに関する様々な活動をしている支援者に対して、講座の開設等により情報の提供を図るとともに、連携して活動ができるようネットワークの構築等の支援を行います。</p> <p>また支援者の発掘・連携を図り、新たなネットワークの構築に努めます。</p>

## (6) 経済的な支援

### 【施策の方向性】

○安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

### 【主な取組】

施策	担当課	内容
①子宝祝い金事業	住民福祉課	<p>子どもの誕生を町全体で祝うとともに、出産に伴う経済的負担を軽減するため、子を出産した母又は出生児の養育者に対し、祝い金を支給します。第1子に15万円、第2子に20万円、第3子以上に25万円支給しています。</p>
②子ども医療費助成事業	住民福祉課	<p>18歳までの児童を養育する世帯に対し、保健医療機関等での窓口負担がない現物給付方式で全額助成を行い、経済的負担を軽減します。</p> <p>現在、受診件数が28,000件を超えており、総合計画で受診件数の抑制目標を掲げています。</p> <p>今後も子育て世帯への経済的負担軽減を目的とし、事業を実施するとともに、子どものための歯科保健の充実、食育や健康教育の充実を図り、受診件数を抑えます。</p>
③ひとり親等医療費助成	住民福祉課	<p>父子家庭の父と子、母子家庭の母と子及び父母のいない児童の医療費の一部を助成します。</p>

施 策	担当課	内 容
④保育料の無償化	住民福祉課	<p>国の幼児教育・保育無償化（3歳児以上）及び町独自の3歳児未満の保育料無償化により、保護者の負担軽減を図ります。</p> <p>また、保護者負担となった副食費について負担軽減を図ります。</p>
⑤小中学校 入学祝い金 【新規】	教育振興課	<p>小中学校入学時における、家庭の経済的負担を軽減するため、すべての新一年生を対象に定額補助します。</p>
⑥教育振興費事業 補助	教育振興課	<p>児童・生徒の芸術鑑賞・社会科見学等の保護者負担額の一部を補助します。</p> <p>現在、以下の助成を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校で実施する芸術鑑賞・社会科見学等の教育振興事業の補助</li> <li>・小・中学生の英語検定受験料の一部補助</li> <li>・修学旅行費用の半額補助</li> </ul>
⑦学校給食費補助	教育振興課	<p>保護者の経済的負担を軽減するため、すべての児童生徒に対し給食費全額補助を実施します。</p>
⑧妊婦健康診査事業	健康増進課	<p>妊婦健康診査受診券 14 回分と妊婦歯科受診券 1 回分を交付し、妊娠中の健康管理について経済的支援を行います。</p> <p>妊娠届出が遅いと受診券発行に関わらず適切な時期に必要な健診を受けられないことから、受診券の発行及び健診の必要性について周知し、時期に合わせて適切な検査を受け、必要に応じて早期治療が行えるよう支援を行います。</p> <p>妊婦歯科検診については、早産などのリスクが高まるむし歯や歯周病の早期治療を目的とし、その必要性について周知に努めます。</p>

## 基本目標2 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

### (1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児・成長期の子どもや保護者への保健対策

#### 【施策の方向性】

- 妊娠中の母体及び胎児の健康を確保し、安全な出産を確保するため、正しい知識や情報に基づいた妊娠初期からの健康管理と、家族、職場、地域の理解と協力によるサポート体制を推進します。
- 成長発達の節目ごとに実施している乳幼児健診は、保護者が子どもの体の原理を学習する機会として、その内容をさらに充実させていきます。
- 乳幼児健診において、一人ひとりの児童に応じた成長・発達を保護者と考え、病気やむし歯になりにくい生活習慣づくりを目指します。

#### 【主な取組】

施策	担当課	内容
①母子健康手帳の交付	健康増進課	<p>妊娠届出時に母子保健手帳と妊婦健康診査受診券を交付し、妊娠中の健康管理や異常の早期発見のために定期的な妊婦健診の受診を勧奨します。</p> <p>現在、妊娠届出が遅い方は、医療機関と連携しながらすぐに受診できるように対応を行っています。令和5年度からは、母子手帳交付時に個別面談を実施し、個別に応じた支援を実施しています。</p> <p>母子手帳には妊婦健診の結果が記載されていますが、その内容を妊婦自身が判断できる指標がないことから、今後は産婦人科診療ガイドライン等をもとに、妊婦が自分で健康状態を管理できるように指標の作成・周知を行います。</p>
②妊娠・出産に関する相談窓口及び健康教育の充実	健康増進課	<p>妊娠中の方や家族を対象に、妊娠や出産に関する相談窓口を設置するとともに、両親学級や母親学級で子育てに関わる情報提供などの充実を図ります。</p> <p>妊娠中の健康管理を充実するため、妊婦健康診査後の指導や母子手帳交付後に、継続的な連絡が必要なケースについては、定期的に連絡を取るなどの対応を行います。</p> <p>産婦人科医療機関への妊娠・出産に関する相談について、必要に応じて情報提供を受け、支援につなげます。</p>

施策	担当課	内容
③乳幼児健康診査、成長期の健康診査、相談の充実	健康増進課	<p>現在、3か月児・6か月児・1歳児・1歳半児・3歳児・5歳児の健康診査を実施し、児の健やかな成長・発達の支援や疾病等の早期発見に努めています。</p> <p>受診率はおおむね97%以上となっていますが、対象期間内に受診できていない方がいることから、適切な時期に受診できるよう関係機関と協力しながら受診勧奨に努めます。</p> <p>子どもの健康な育ちを支え、子どもの頃から自分自身の健康について家族で考え生活習慣を振り返ってもらうことを目的に、中学3年生を対象に健康診査と親子で参加する結果説明会を実施しています。</p>
④歯科保健の充実	健康増進課	<p>1歳児、1歳6か月児、3歳児、5歳児を対象に歯科健診や歯科講話などを実施するとともに、むし歯の発症を予防するため、フッ化物洗口事業やフッ化物塗布事業を実施し、歯科に関する知識の普及・向上に努めています。</p> <p>乳幼児期、学童期とも歯保有率が県平均より高いことから、乳幼児期については保護者への意識づけを、学童期以降は本人の歯磨き習慣の意識づけやフッ化物洗口等でむし歯の発症予防に努めます。</p>

## (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

### 【施策の方向性】

○児童生徒の心のケアのための相談体制の充実に努めます。

### 【主な取組】

施策	担当課	内容
①関係機関との連携強化	住民福祉課 健康増進課 教育振興課	健康づくり及び性・薬物等の問題に関する基礎的かつ正しい知識の普及と、心身の悩みに関する相談・支援体制の充実を図り、思春期における心身両面からの健康づくりを支援します。
②相談体制の充実	住民福祉課 健康増進課 教育振興課	<p>児童生徒の心のケアのための相談体制の充実に努め、必要に応じてこども家庭センターと連携して対応を行います。</p> <p>また、就学後も継続的に相談できるよう保護者支援を行います。</p> <p>中学生については、中学校に心の教室相談員を配置し、生徒の悩みや相談を受け、支援等を行います。</p>

### (3) 小児医療の充実

#### 【施策の方向性】

○人吉球磨圏域の関係医療機関及び管内市町村等と連携し、小児医療の充実に向けて取り組みます。

#### 【主な取組】

施策	担当課	内容
①小児医療の充実	健康増進課	管内市町村及び医師会等と協議・連携しながら、安心して子どもを育てるための小児医療の体制確保に努めます。
②小児科休日在宅 当番医委託の実施	健康増進課	医師会の協力を得て、日曜・祝祭日及び夜間の当番医制を行い、日曜・祝日の在宅当番医と夜間の当番医について、広報紙やホームページ等で情報提供します。

## (4) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

### 【施策の方向性】

○結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援に努め、結婚や子どもをもつことを希望する人がその希望をかなえることができる社会の実現に向けて取り組みます。

### 【主な取組】

施策	担当課	内容
①結婚相談推進事業	住民福祉課	結婚を希望する人たちへ結婚相談員を配置しての登録会員同士のお見合いのセッティング、サポート、町独自の婚活イベントや近隣町村との合同イベントを開催しています。 今後は、イベント数の増加・定着化を図ります。
②企業と連携した取組の推進	企画観光課	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け関係機関と連携した取組を推進します。
③多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し	総務課	男女の役割分担などの固定観念を払拭し、男性が子育てへ参加しやすい環境づくりを進め、男女がともに働きやすく、子育てしやすい社会のため、男女共同参画推進懇話会の開催等を通して、男女両方の立場において仕事と家事・育児・介護の両立支援制度の充実を図ります。また、将来の女性リーダーの育成も推進します。
④不妊治療費助成事業	健康増進課	不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療に要する費用の助成を行います。 本町で実施している一般不妊治療費助成に加え、令和4年度から不妊治療が保険適用になったことから、高額療養費等を差し引いた自己負担分を町単独事業として助成し、経済的負担の軽減に努めます。
⑤産後ケア事業	健康増進課	退院直後から出産後1年以内の母子に対して、産後安心して子育てできるように、産婦人科医院や助産院をはじめとする助産師等と連携し、心身のケアや育児のサポート等を行います。 また、「産後ケア事業（宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型）」が新たに地域子ども・子育て支援事業と位置づけられたことから、国の指針等に基づき体制の整備を図ります。

## 基本目標3 子どもの成長を育み、みんなが育つ環境づくり

### (1) 子どもの人権を大切にす取組の充実

#### 【施策の方向性】

- 憲法のもとで保障されている人権は普遍のものであるという意識を持ち、子どもの人権を守るとともに、子ども自身が自他の人権を尊重するよう人権教育を推進します。

#### 【主な取組】

施策	担当課	内容
①人権意識の普及・啓発	住民福祉課 教育振興課	<p>保護者や保育・教育施設の職員が「子どもの人権」について理解を深めると同時に、自身の人権意識を再確認するため、人権教育への積極的参加を促します。</p> <p>現在、中球磨ブロック就学前部会でのレポート研修会を実施するとともに、その内容を各園で共有してもらうよう働きかけています。今後は、各園での取組状況についての把握を行います。</p> <p>また地域での人権意識の啓発活動を推進し、人権侵害の予防と早期発見に努めます。</p>
②人権教育の推進	住民福祉課 教育振興課	<p>子ども自らが、人権について学び、すべての命の尊厳、人権はだれもが平等に生まれながらに持っているものとの認識を深めるため、人権教育に取り組みます。</p>

### (2) 子どもの生きる力が育つ学校教育環境づくり

#### 【施策の方向性】

- 子どもたちが「生きる力」として、自立心を養い、たくましく、心豊かに育つよう、学校・家庭・地域が連携しながら、教育の充実を図ります。
- 地域の方々の協力を得て、子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進します。

【主な取組】

施策	担当課	内容
①自己実現のための確かな資質を持った子どもの育成	教育振興課	<p>15歳の春に将来の進路を見つめ、それを実現するために「知・徳・体」を兼ね備えた子どもを育成することに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校における乗り入れ授業等による教科指導力の向上</li> <li>・小中合同研修会の実施</li> <li>・特別活動・総合的な学習の時間の充実</li> <li>・道徳教育の充実や自然体験活動の促進</li> </ul>
②小・中学生のプログラミングやICT教育の推進	教育振興課 企画観光課	<p>小・中学生のプログラミング教育をはじめ、ICT関連の機器やソフトの操作方法の習得を図り、錦町の将来を担う人材の育成を図ります。</p> <p>現在、錦町情報技術推進協議会によるプログラミング教室（年10回程度）やロボット（ペッパー君）貸与、「TOIO」のロボットを活用した教材導入を行っています。今後は、これまでの体験型教室に加え、専門的なプログラミング教室の検討を図ります。</p>
③小・中学生の英語力強化	教育振興課	<p>グローバルな環境で必要となる英語力の習得・向上を図るため、ALTを活用した英会話教室やイングリッシュフェスを開催し、また小・中学生が英語力を測る実用英語検定試験を受験する際に必要となる費用の一部を補助します。</p>
④小・中学生の基礎学力の底上げ	教育振興課	<p>小・中学生の基礎学力の向上を図るため、地域住民による学習支援教室、高校生や大学生等によるボランティア支援を行います。</p> <p>家庭学習の習慣化を目指して、学習時間を計画的に立てて学力向上を目指します。</p>
⑤ふるさと・錦町を大切にしている心を持った子どもの育成	教育振興課 企画観光課	<p>将来の錦町を担っていける子どもの育成を目指し、多様な観点から自分と郷土（錦町）を見ることができる力や自治の担い手としての素地の育成に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・錦町について学ぶ機会の実施</li> <li>・地域活動への積極的な参加の促進</li> <li>・人権教育の充実</li> </ul> <p>また、新たな活動についても模索します。</p>

### (3) 子どもの健全育成

#### 【施策の方向性】

- 地域と連携した、特色ある学校づくりを推進します。
- 子育て支援に関する人材を発掘・育成します。

#### 【主な取組】

施策	担当課	内容
①地域・保護者や社会教育との連携	教育振興課	<p>保護者や地域、社会教育が連携し、特色ある学校づくりや開かれた学校づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲストティーチャーによる指導や学校支援</li> <li>・地域と連携した体験活動の充実</li> <li>・学校改善のための学校関係者評価の実施</li> <li>・コミュニティ・スクールの導入</li> </ul> <p>学校側の平日の学習支援等のニーズとボランティア登録者の協力可能な日時・内容のマッチングを図り、登録者全員が年に1回は学校支援ボランティアとして出てもらえるように努めます。</p>
②民生委員・児童委員協議会活動の支援	住民福祉課	<p>民生委員・児童委員協議会の定例会や学校訪問の実施等を通じた情報の共有を図り、活動を支援します。</p> <p>個人情報保護の観点から活動に必要な情報が入ってこないことが多くみられますが、民生委員・児童委員には守秘義務があることを加味し、児童や子育て家庭に関する情報が民生委員・児童委員のもとへ入ってくるように方策を検討します。</p>
③地域における人材育成	住民福祉課	<p>高齢者や育児経験豊かな方、その他の地域人材を中心とした育成と効果的な活用に努めます。</p> <p>現在、保育園や学童クラブで、高齢者や育児経験豊かな方を活用し、職員のサポートや人材不足を補っており、今後も事業を継続します。</p>

### (4) 「食育」の推進

#### 【施策の方向性】

- 食を通じた心身の健全な育成を図るため、食に関する体験活動や子ども参加型の取組を促進するとともに、地域全体で連携しながら、食育の推進を図ります。

## 【主な取組】

施策	担当課	内容
①情報提供の充実	住民福祉課 健康増進課 教育振興課	<p>学校、保育園、認定こども園、子育て支援センター、地域等と連携し、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する情報の提供等を行い、食育と心と身体の健康づくりを推進します。</p> <p>乳幼児期に、一定数「痩せ」や「肥満」に該当する児童が見られることから、保護者への継続した働きかけ等に努めます。</p>
②地元産を利用した学校給食の推進	教育振興課	<p>豊富な農畜産物の生産を誇る、安心安全な錦町の食材を地元の小・中学校に知ってもらう機会を提供し、郷土への誇りと愛着を育むとともに町の農畜産物の消費（需要）が安定的に保たれ、生産者の安定的経営、さらには町の食糧自給率の維持向上へとつなげるため、町で生産された農畜産物を多く使用した学校給食の提供を行います。</p> <p>今後は、毎月のくまさんデー（食育の日）では錦町産の食材を使用した学校給食を提供できるよう、地元生産者と連携し取組の推進に努めます。</p>

## （５）健やかなからだところの育ちへの支援

### 【施策の方向性】

- スマートフォンやSNSなどの普及により、青少年に有害な情報が身近にあることが社会的な問題となっていることから、青少年や子どもの健全育成に対する啓発を行うとともに、青少年にとって有害となる情報から子どもを守るための対応を図ります。

## 【主な取組】

施策	担当課	内容
①家庭や地域への啓発	教育振興課	<p>「錦町情報安全ルール3箇条」の学校からの配布や、地域住民や関係機関・団体との連携協力関係を強化し、青少年の携帯電話やインターネットの適切な利用に関する啓発活動を推進します。</p> <p>SNSやソーシャルゲーム関連の相談が学校に寄せられていることから、子どもや保護者に対して、インターネットの適切利用に関する一層の周知・啓発に努めます。</p> <p>また、青少年にとって有害な、性や暴力等に関する過激な情報については関係機関、地域と連携・協力して、関係業界に自主的措置を働きかけ、有害環境対策の推進を図ります。</p>

## (6) 次代の親の教育

### 【施策の方向性】

○小学生、中学生、高校生などが、子どもを産み育てることを理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、保育園等や子育て支援センターの活動の場を活用し、乳幼児とふれあう機会をつくとともに、男女が協力して家庭を築き子どもを産み育てることなど、次世代の親となるための教育、広報、啓発について、各分野が連携して効果的な取組を推進します。

### 【主な取組】

施策	担当課	内容
①各種育児講座等の実施	住民福祉課 教育振興課	親としてのあり方を学ぶ場や子どもを産み育てることの喜びを実感してもらう場の提供の充実を図ります。
②次世代の親の在り方の学び	住民福祉課	<p>高校生のインターンシップで生徒が訪れる機会を捉えて、乳幼児とふれあえる機会を提供し、親のあり方の学びのためワークショップを開催します。</p> <p>地域学校協働活動の中で、乳幼児とふれあえる機会を提供し、親のあり方の学びのためワークショップを開催します。</p>

## (7) とともに育ちあう家庭づくり

### 【施策の方向性】

○家庭は教育の原点であることから、保護者に対する家庭教育の重要性に関する啓発に努めるとともに、家庭教育力や育児力向上のための学習機会や情報提供などによるきめ細やかな支援に取り組みます。

### 【主な取組】

施策	担当課	内容
①家庭教育の支援の充実	教育振興課	<p>親子の学習機会を充実させるとともに、養成した人材を有効活用した支援へつなぎ、協働による家庭教育の支援を強化します。</p> <p>親子学び方教室などの親子で学ぶ機会を創出するとともに、親子で参加してもらえるよう保護者への周知に努めます。</p>
②子育てに関する広報の充実	住民福祉課	<p>子育て支援センターの前月の活動内容報告と今後の予定を、「広報にしき」や町ホームページに掲載します。</p> <p>新たな広報手段として、SNS等の活用を検討します。</p>
③育児力向上のための各種育児講座等の実施	健康増進課 住民福祉課 教育振興課	両親学級など、子育て世帯を対象とした、育児力向上のための各種育児講座等を実施します。

## 基本目標4 子どもの安全・安心が守られるまちづくり

### (1) 良質な住宅の確保

#### 【施策の方向性】

○子育て世帯支援の観点から、新規住宅整備と既存資源の活用の両面から子育て世帯が住みやすい・子育てしやすい良質な住宅の確保と提供に努めます。

#### 【主な取組】

施策	担当課	内容
①町営住宅の整備	地域整備課	町営住宅の建設や改修を実施する場合は、子育て世帯にも配慮した、良質で利便性の高い住宅の整備を図ります。既存の公営住宅の内装を洋室化、住環境改善のため水洗化を進めます。 また、入居資格などのソフト面の政策も引き続き取り組みます。
②空き家等の情報提供	企画観光課	子育て世帯が子育てしやすい、ゆとりある住宅を確保できるよう、適正な空き家等に関する情報の提供を推進します。 空き家バンクの登録件数が少ないことや、子育て世帯に適した建物が少ないことが課題となりますが、引き続き空き家バンク登録の推進とホームページ等による情報提供を行います。

### (2) 良好な地域生活環境の確保

#### 【施策の方向性】

○妊産婦、乳幼児連れの家族をはじめとするすべての人が安心して外出できるよう、地域のバリアフリーを推進し道路・施設といったハード面と、地域や職場の人の配慮といったソフト面の両方から安心して過ごせる地域づくりに取り組みます。

○子どもたちを見守る地域の連携を強化し、安全なまちづくりを推進します。

#### 【主な取組】

施策	担当課	内容
①道路環境の整備 【改題】	関係各課	優先順位をつけ、通学路の危険箇所の整備を行います。 錦町通学路交通安全推進会議を開催し、警察署、学校、球磨地域振興局、関係部局とで危険箇所を点検・確認し、通学路交通安全プログラムを策定します。 あわせて、学校や関係部局と連携し、プログラムで網羅しきれていない通学路の危険箇所の把握に努めます。 通学路や幹線道路等に防犯灯を設置し、事故や犯罪の未然防止を図ります。

施策	担当課	内容
②妊産婦への配慮	健康増進課	町全体に対し、マタニティマークの周知を図り、妊婦に対して理解のある地域環境や職場環境の実現、受動喫煙の防止等、妊婦にやさしい環境づくりに取り組みます。 妊婦に対して、母子手帳交付時等に、マタニティマーク等を周知し活用を促進します。
③子どもたちを見守る体制づくり	住民福祉課 教育振興課 総務課	子どもたちの生活における安全の確保に向け、家庭・地域・学校との連携を強化し、錦町見守り隊（ボランティア）やPTA等により子どもたちを見守る体制づくりに努めます。 見守り隊が高齢化していることから、新たな人材の確保に努めます。

### ■マタニティマーク（こども家庭庁）



## (3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

### 【施策の方向性】

- 子どもを交通事故から守るため、警察や地域の関係機関等との連携・協力体制の強化を図りつつ、効果的な交通安全教育を実施するなど、地域が一体となって交通事故の防止に努めます。

### 【主な取組】

施策	担当課	内容
①交通安全教育の充実	総務課 他	警察、行政、保育園、認定こども園、小中学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、交通安全教育の一層の充実強化を図ります。

施策	担当課	内容
②チャイルドシート利用啓発	住民福祉課 総務課	チャイルドシートの正しい使用を徹底するための普及・啓発を図り、重大事故の防止や意識向上に努めていきます。 また、孫の里帰り等一時的に必要なニーズに対応するため、チャイルドシートの無料貸し出しを行います。
③交通安全意識の高揚	総務課	街頭キャンペーン等の広報活動を推進し、交通安全意識の高揚を図ります。 また、新1年生に対し、安全タスキ、鈴付きリボン等を贈り、交通安全啓発を実施します。

#### (4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

##### 【施策の方向性】

○子どもを犯罪等の被害から守るため、犯罪等に関する情報提供や関係機関・団体との情報交換、「子ども 110 番の家」等の防犯ボランティアへの活動支援といった安全確保に向けた取組、人吉地区交通安全協会錦支部を中心とした団体による夜間の防犯パトロールを推進し、地域全体で子どもの防犯意識の向上に努めます。

##### 【主な取組】

施策	担当課	内容
①連携体制の強化	総務課	行政、警察など関係機関及び団体間の定期的な情報交換の体制づくり、場づくりを推進します。
②「子ども 110 番の家」等事業	総務課 教育振興課	凶悪な犯罪から子どもを守るための対策として、各地域の方々の協力により「子ども 110 番の家」事業を実施しています。 また、人吉地区交通安全協会錦支部を中心とした団体による夜間の防犯パトロールを実施します。

#### (5) 被害にあった子どもの保護の推進

##### 【施策の方向性】

○犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもに対しては、精神的な影響を軽減し、立ち直りを支援するため、子どもへのカウンセリングや保護者への助言など学校等の関係機関と連携して、きめ細やかな支援を推進します。

##### 【主な取組】

施策	担当課	内容
①相談事業の実施	住民福祉課 教育振興課	犯罪やいじめ、児童虐待等による被害を受けた子どもの精神的ダメージの軽減や立ち直り支援を図るため、子どもからの相談や保護者へのアドバイス等を実施します。

## 基本目標5 仕事と子育てを両立できる環境づくり

### (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

#### 【施策の方向性】

- 保護者が子育ての喜びを感じながら仕事を続けられる社会を作るために、教育・保育をはじめとする子ども・子育て支援施策の充実とあわせて、働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に取り組みます。

#### 【主な取組】

施策	担当課	内容
①男女共同参画意識の向上	住民福祉課 総務課	<p>保育施設や学童保育の整備等の子育て支援事業の充実に加え、「第3次錦町男女共同参画社会推進行動計画」に基づき、仕事と子育ての両立に関する町民・事業者への広報・啓発活動等、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進していきます。</p> <p>また、男女共同参画の基本的な考え方を低年齢層から教育に取り入れるとともに、行政の積極的な啓発により、あらゆる場面での女性の参画推進に努めます。</p>
②関係機関と連携した取組の推進	住民福祉課	<p>県や企業、労働者団体等の関係機関と連携し、育児休業制度の普及・促進など仕事と子育てを両立できる環境づくりに関する県からの情報等を、関係団体等に適切に周知します。</p> <p>関係機関との連携をさらに深め、育児休業等の制度の環境整備に対し事業所が取り組みやすくなるような施策を推進します。</p>
③働きやすい環境の整備	住民福祉課 教育振興課	<p>子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業等の受け皿となる環境整備を進めます。</p>

## 基本目標 6 配慮を必要とする家庭へのきめ細やかな支援体制づくり

### (1) 児童虐待防止対策の充実

#### 【施策の方向性】

- 「錦町要保護児童対策地域協議会」を中心とした児童虐待防止体制を構築し、児童虐待事案の発生予防、早期発見、早期対応に取り組みます。
- 事案発生時の早期対応につなげるため、関係者の日頃からのネットワークの構築・強化に努めます。
- こども家庭センターによる相談事業を行い児童虐待の防止に努めます。

#### 【主な取組】

施策	担当課	内容
①児童虐待防止ネットワークの強化	住民福祉課 健康増進課	医療、保健、福祉、教育、警察等の関係機関による「錦町要保護児童対策地域協議会」を設置し連携体制の構築・強化と支援に努め、児童虐待の発生予防・早期対応に努めます。 必要に応じてケース検討会議を開催し児童虐待等に対応します。 また、担当者会議開催等により日ごろからのネットワークの強化を図り、事案発生時の円滑な情報共有・対応につなげます。
②事案の発生予防	住民福祉課 健康増進課 教育振興課	子育て支援センター等の利用を推進するなど、家庭内や地域で孤立した子育てにならないよう相談機関の充実と総合的な子育て支援を行うことで、育児に対する不安の軽減を図り、事案の発生予防に努めます。 保育園・認定こども園、学校、地域などと連携し、リスクを抱えた家庭の把握と対応に努め、事案の発生を予防します。
③事案の早期発見・早期対応	住民福祉課	「錦町要保護児童対策地域協議会」を中心として、関係機関の連携を強化し、事案の早期発見、早期共有が可能な体制を構築します。
④相談体制の充実	住民福祉課 健康増進課	出産後の乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診等の育児相談体制の充実や子育て支援事業等の保護者とふれあう場を通して、児童の心身の発育はもちろんのこと、親子間の様子にも注意を払い、状況の確認を行います。 また、相談しやすい場の提供を行うとともに、部署間で連携し情報共有・対応に努め、相談から支援へと円滑につなげます。

施策	担当課	内容
⑤心の教室 相談員等の配置	教育振興課 企画観光課	いじめや、不登校も含めた子どもの悩みに積極的に関わる心の教室相談員を中学校に配置するとともに、スクールソーシャルワーカーや、スクールカウンセラーのカウンセリングにより、子どもの心の安定を図り、問題行動の未然防止と解決を目指します。
⑥民生委員・児童委員活動の充実	住民福祉課	家庭訪問等により子育て家庭に対する相談支援を実施します。 民生委員・児童委員活動の円滑化のために、民生委員・児童委員に対し児童の情報が入るよう取り組むとともに、世帯側が民生委員・児童委員を受け入れるよう、活動に関する周知・広報に努めます。
⑦こども家庭センターの事業強化 【新規】	住民福祉課 健康増進課	こども家庭センターでの伴走型支援を通じて、妊娠、出産、育児の支援を行うことで、児童虐待の発生を防止します。支援が必要な案件については、関係者間で連携し子どもの育ちの支援に努めます。
⑧社会的養護施策との連携	住民福祉課 教育振興課	親の疾病等により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設等と連携した支援を行います。

## (2) ひとり親家庭の自立支援の推進

### 【施策の方向性】

- すべてのひとり親家庭が、安心して生活できるように、様々な支援を充実させ、それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援が受けられるように努めます。
- ひとり親支援については、県が実施する施策・事業も多くあることから、県と連携し、円滑な支援制度の利用につなげます。

### 【主な取組】

施策	担当課	内容
①日常生活支援事業への支援	住民福祉課	急な残業や緊急時などの一時的な保育、病児保育などをサポートする活動や子育ての相談に応じる活動を支援しています。 今後、家庭生活支援等サポーターの人材確保などサポート体制の構築に努め、ニーズに対応します。
②ひとり親家庭に対する自立支援の充実	住民福祉課	それぞれの家庭が自立した生活を営めるよう、資格取得や就業に関する情報提供などの支援をしています。 町が相談や情報提供の窓口となり、ひとり親自立支援の申請先である県の福祉事務所につなげています。 今後も広報紙、ホームページ等を活用し、情報発信に努めます。

### 【主な取組】

施策	担当課	内容
③ひとり親家庭に対する経済的支援の充実	住民福祉課	ひとり親家庭の生活が安定できるよう、ひとり親家庭の父・母の医療費を一部助成し、ひとり親家庭の経済的負担の軽減に努めます。

## (3) 障がい児施策の充実

### 【施策の方向性】

○教育・保育の場での障がい児の受け入れを推進するとともに、支援者となる側の負担が過大とならないよう負担軽減策を検討します。

### 【主な取組】

施策	担当課	内容
①教育相談・教育支援体制の充実	住民福祉課 教育振興課	<p>早期からの教育相談を通じて、障がいのある児童生徒及びその保護者に対して十分な情報を提供するとともに、その意見を最大限に尊重しながら、個々の実態に即した就学を進めます。</p> <p>また、就学前の教育相談について、年中児から相談できる体制づくりに向けて保健部門と連携しながら進めます。</p> <p>あわせて、教育支援員を配置するなど、就学後も一貫して継続した支援を行い、教育支援等の機能強化を図ります。</p>
②特別支援教育の充実	住民福祉課 教育振興課	<p>特に配慮を要する子どもに対して適切な支援を実現するために、「個別の指導計画」、「個別の支援計画」を作成し、その計画の実施、評価、保護者との教育相談の実施を通して、特別支援教育の充実と改善に努めます。</p>
③障がい児の障がい種別の多様化に対応できる体制の充実	住民福祉課 教育振興課	<p>教職員に対して特別支援教育に関する学習会・研修会等を実施します。また、研修で学んだことについては、幼保・小・中の相互理解や情報共有が重要であることから、幼保・小・中の連携充実を図ります。</p> <p>特別支援学級在籍の児童生徒と通常学級在籍の児童生徒との交流学习や共同学習を推進し、その相互理解を促進します。</p>
④心身障がい児とその家族に対する支援の充実	住民福祉課	<p>「錦町障がい児福祉計画」に基づき、心身障がい児に福祉サービス提供や医療費の助成サービスを行うとともに、その保護者に対し、手当の支給を行います。</p>

### 【主な取組】

施策	担当課	内容
⑤障がい児保育等の充実	住民福祉課	<p>可能な限り保護者の望む保育園等での受け入れを行うようにするとともに、子どもの心身の状況を正確に把握し、子どもの発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。</p> <p>受け入れ施設に対し町単独による補助金を給付していますが、障がい児に対応する保育士等の充実が求められることから、補助金の拡充検討や国・県への事業実施を求めるなどに努めます。</p>
⑥放課後児童クラブ等での障がい児の受け入れ 【新規】	住民福祉課	<p>現在、町単独で助成を行い、放課後児童クラブ1施設において、専門支援員を配置し障がい児の受け入れを行っています。</p> <p>施設が児童の受け入れや人材確保等の対応に苦慮していることから、受け入れ体制の充実に向けた方策を検討します。</p> <p>また、国・県に必要性を訴え、事業実施を求めています。</p>

## (4) ヤングケアラーへの支援

### 【施策の方向性】

○ヤングケアラーは、比較的近年になって行政課題としての認識が高まったことに加え、ヤングケアラーである子ども自身や家族が自覚しづらいため支援ニーズが顕在化しにくいという特徴があります。こども家庭センターを中心として関係者が連携しヤングケアラーの早期発見に努め、ヤングケアラーである子どもを把握した場合には必要なサービスにつなげ、ヤングケアラーへの支援強化を図ります。

### 【主な取組】

施策	担当課	内容
①こども家庭センターによるヤングケアラーの支援事業の実施 【新規】	住民福祉課 健康増進課 教育振興課	<p>ヤングケアラーのいる家庭に対し、食事準備の支援を行うヘルパー派遣等の支援サービスを提供して子どもの負担軽減を図ります。</p> <p>親が子どもの世話をできない家庭については、妊娠中から就学期まで、長期にわたって保健センター、住民福祉課、保育園、学校、サービスを提供する事業者と協力して、こどもの育ちの支援を行っていきます。</p>

# 第5章 子どもの貧困対策推進計画

## 1 計画策定の背景と趣旨

保護者の所得をはじめとする家庭の状況が子どもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されています。子どもの貧困は、経済的な面だけでなく、心身の健康や衣食住、学習機会や進学機会、前向きに生きる気持ちなど、様々な面に悪影響を及ぼし、子どもの権利と利益を損なうとともに、社会的な孤立にもつながる深刻な課題です。

子どもの現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されることがないように、子どもの貧困の解消に努め、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。

国は、平成26年1月に、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行しました。

令和6年9月には、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改め、その目的等にこども基本法の考えを反映するとともに、基本理念として、貧困状態にある妊婦が出産しその子どもが大人になるまで切れ目なく支援を行うことや子どもの貧困に関する国民の理解を深めること等を掲げています。

また、令和5年には「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」を含めた「こども大綱」を閣議決定し、子どもの貧困対策の方針を示しています。

本町では、令和2年3月に「第2期錦町子ども・子育て支援事業計画」の中に「錦町子どもの貧困対策推進計画」を一体的に策定し、子どもの貧困対策施策の方針を定め、子宝祝い金事業やひとり親等医療費助成などの経済的支援をはじめとして、相談支援の充実や県施策との連携による就労支援など、国・県とも連携を図りながら支援施策を充実してきました。

しかしながら、全国的に新型コロナウイルス感染症の流行により経済的に厳しい状態に置かれる人が増加するなど、子ども・若者、子育て世帯を取り巻く経済的環境は依然として厳しい状況にあります。

国の方針等も踏まえ、今後も本町で育つ子どもたちの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける地域の実現に向け、「錦町子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

## 2 アンケート調査結果から見える子どもの状況

令和5年度に、熊本県は県内全市町村を対象として「熊本県子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。本町では、錦町子どもの貧困対策推進計画の策定にあたり、当該調査のデータから町の状況を分析しました。

### 【熊本県子どもの生活に関する実態調査】

対象者：県内小学校5年生、公立中学校2年生の児童生徒及びその保護者

目的：熊本県子どもの貧困対策計画の実効性を高めるとともに、市町村による取組を支援するため、全市町村域における子どもの生活実態を把握することを目的として実施。

### (1) 相対的貧困率の状況

保護者向け調査の「世帯人員数」、「前年度の世帯収入合計額」の合計を元に、錦町内の相対的貧困率を算出しました。

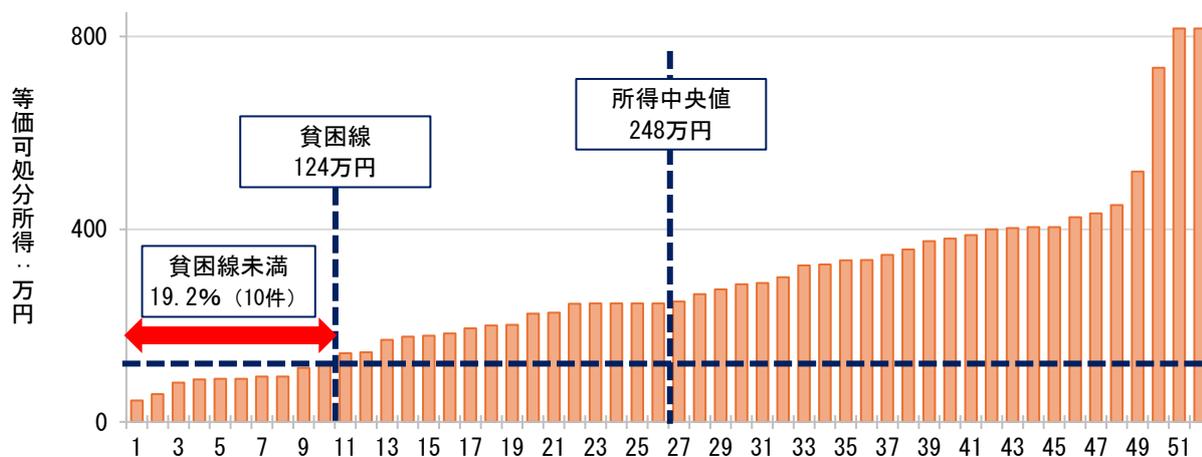
簡易な調査によるデータであるため、あくまで参考値となりますが、相対的貧困率に関する設問の有効回答数52件の所得中央値は248万円（貧困線124万円）、貧困線未満の相対的貧困に該当する世帯は19.2%（52件中10件）でした。

また、有効回答のうちひとり親に相当する世帯（含む祖父母同居）は6件、そのうち貧困線未満の世帯が4件となっており、厳しい経済状況のひとり親世帯が多く見られます。

#### 相対的貧困の判定

等価可処分所得の所得中央値の50%を「貧困線」として設定し、それを下回る層を相対的貧困として判定

$$\text{等価可処分所得 (①)} = \text{世帯所得} \div \sqrt{\text{世帯人数}}$$



	全体	ひとり親
貧困線未満の世帯	10件/52件	4件/6件

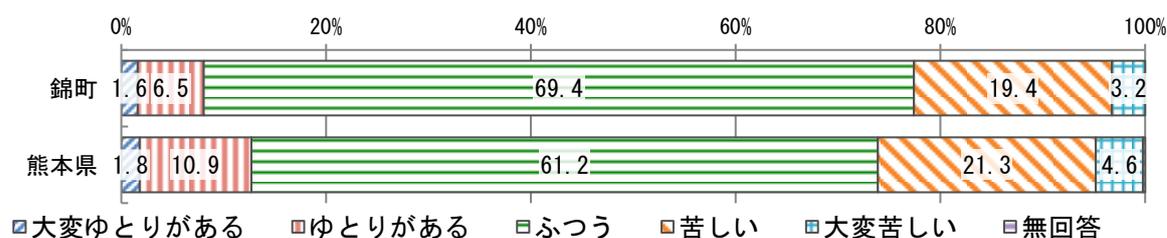
## (2) アンケート調査より

### ①暮らしの状況

暮らしの状況については、錦町は「ゆとりがある」が6.5%と熊本県と比較して4.4ポイント下回り、「ふつう」が69.4%と8.2ポイント上回っています。

また「苦しい」と「大変苦しい」の合計についてみると、錦町は22.6%、熊本県は25.9%と、錦町が3.3ポイント下回っています。

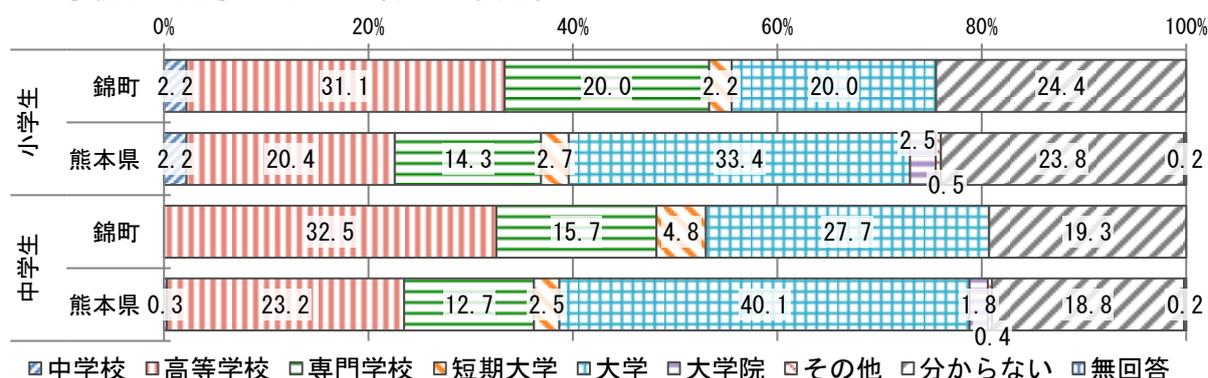
#### ■暮らしの状況（保護者調査）



### ②進学希望

子ども自身がどの学校まで進学したいかについては、小学生、中学生ともに、錦町は熊本県全体と比較して「高等学校」が10ポイント程度上回り、「大学」が12~13ポイント程度下回っています。

#### ■どの学校まで進学したいか（子ども調査）

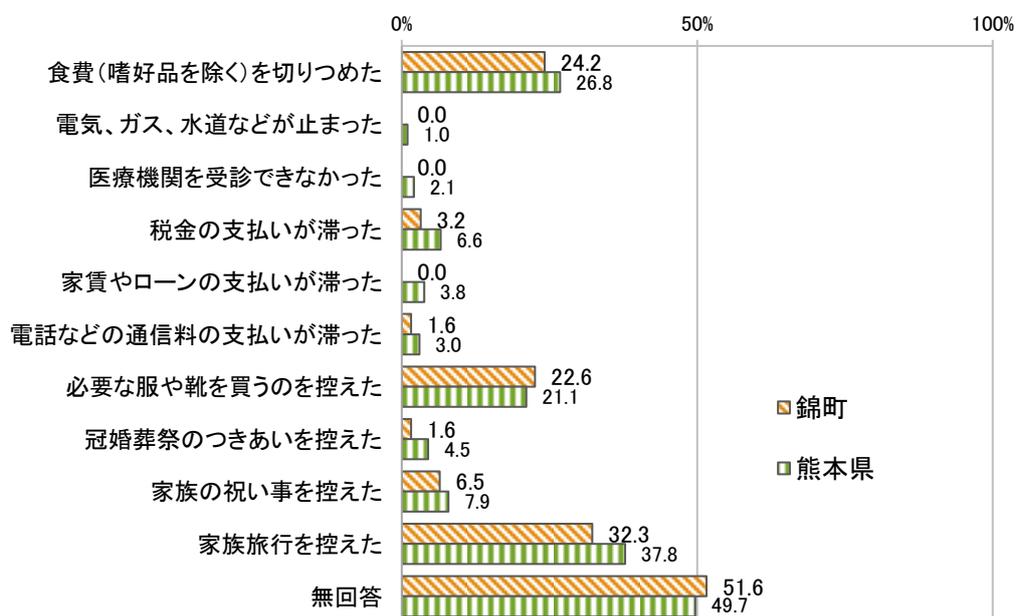


### ③経済的な理由による経験

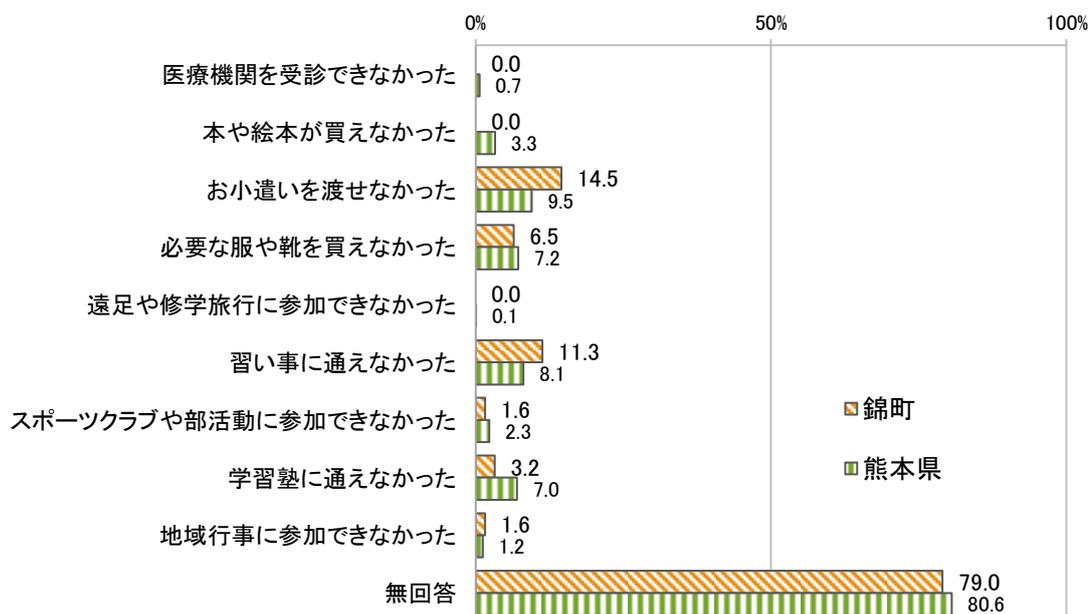
経済的な理由により世帯が出費を控えた経験は、「家族旅行を控えた」が32.3%と最も高く、次いで「食費（嗜好品を除く）を切りつめた」が24.2%、「必要な服や靴を買うのを控えた」が22.6%となっています。

経済的な理由により子どもに何かを我慢させた経験については、「お小遣いを渡せなかった」が14.5%と最も高く、次いで「習い事に通えなかった」が11.3%、「必要な服や靴を買えなかった」が6.5%となっています。

#### ■経済的な理由により世帯が出費を控えた経験（保護者調査）



#### ■経済的な理由により子どもに何かを我慢させた経験（保護者調査）



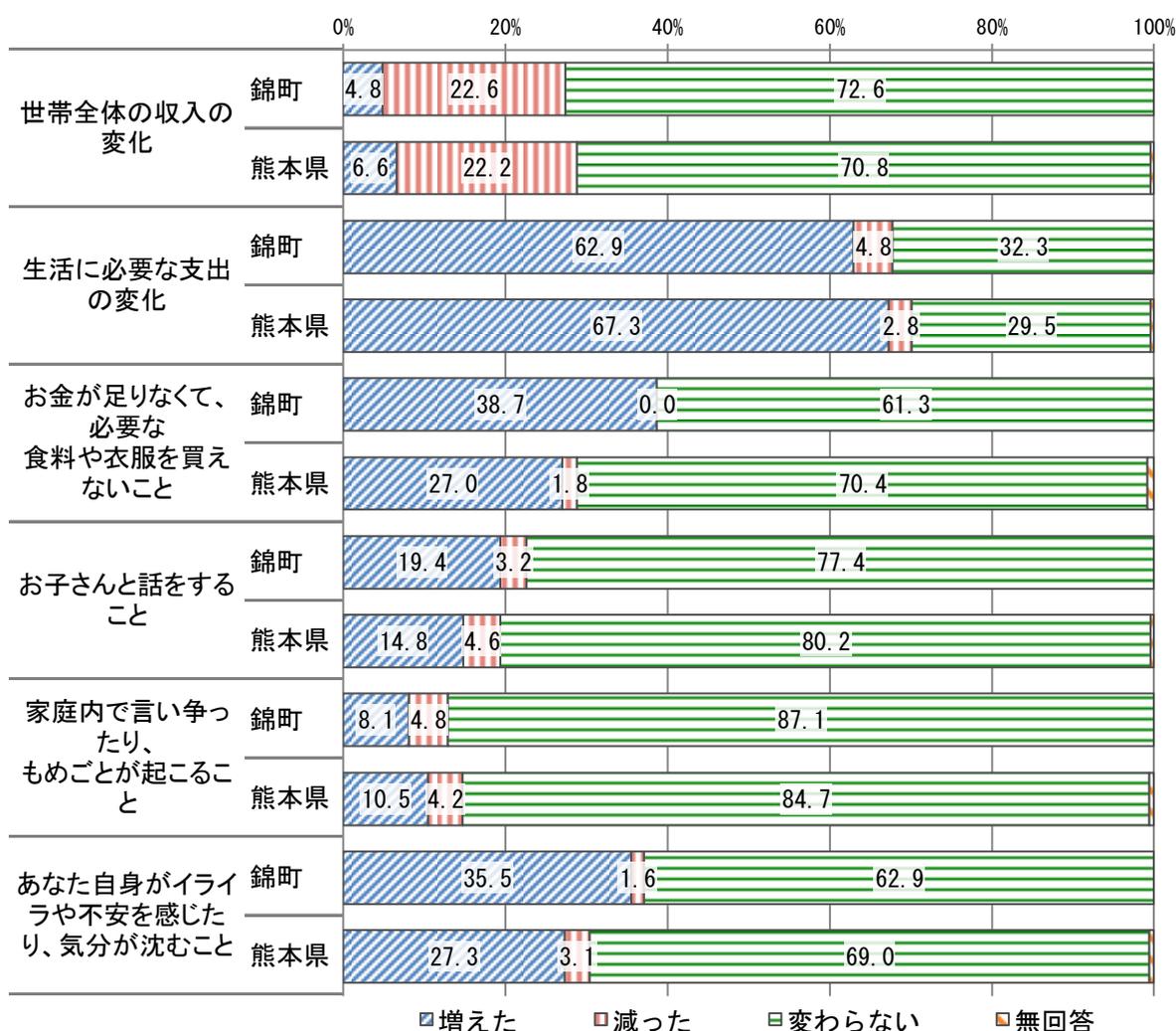
#### ④コロナウイルス感染症流行後の生活の変化

コロナウイルス感染症流行後の生活の変化（保護者調査）については、『生活に必要な支出の変化』の項目で「増えた」が62.9%、『世帯全体の収入の変化』で「減った」が22.6%となっており、収入減と支出の増加が目立ちます。

『お金が足りなくて、必要な食料や衣服を買えないこと』が「増えた」が38.7%と、熊本県と比較して11.7ポイント上回っています。

ストレスに関する事項として『あなた自身がイライラや不安を感じたり、気分が沈むこと』が「増えた」が35.5%と「減った」を33.9ポイント上回っています。

#### ■コロナウイルス感染症流行後の生活の変化（保護者調査）

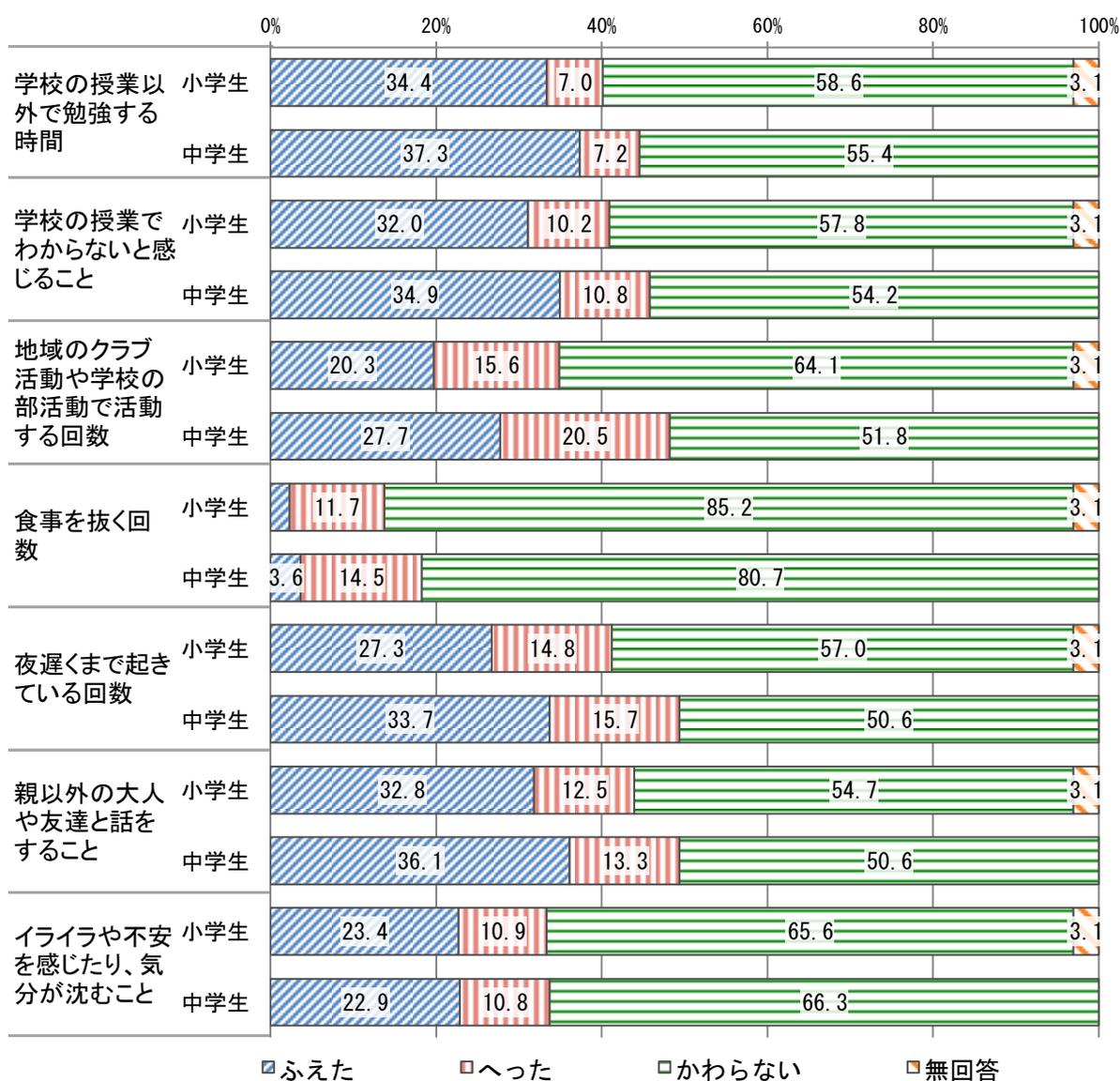


子どもの生活の変化に関して、「ふえた」と回答した割合を見ると、『学校の授業以外で勉強する時間』が、小学生で34.4%、中学生で37.3%と、ともに最も高くなっています。

また、『学校の授業でわからないと感じること』について、「ふえた」が小学生・中学生ともに3割台、「へった」が約1割となっています。

勉強時間と授業がわからないと感じることの両方が増加傾向にあることから、学習の場の提供等の学習支援が求められます。

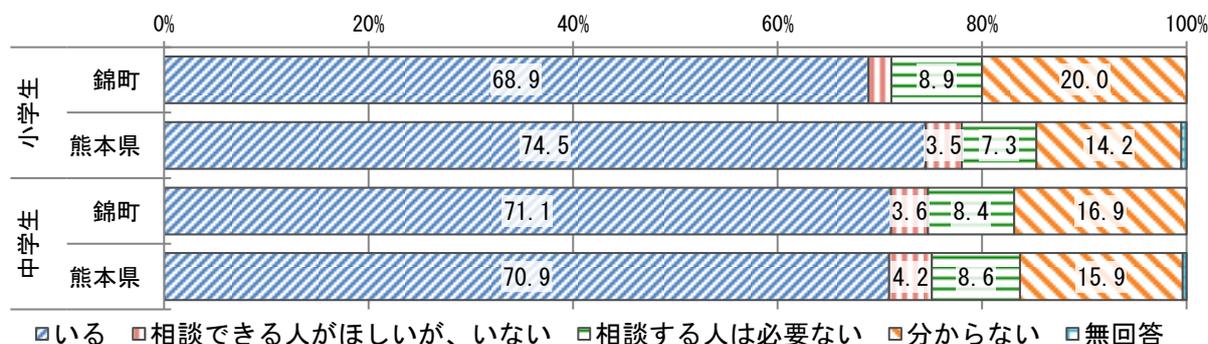
### ■コロナウイルス感染症流行後の生活の変化（子ども調査）



### ⑤悩みの相談相手（子ども調査）

小学生で「いる」が68.9%と熊本県を5.6ポイント下回り、「分からない」が20.0%と5.8ポイント上回っています。

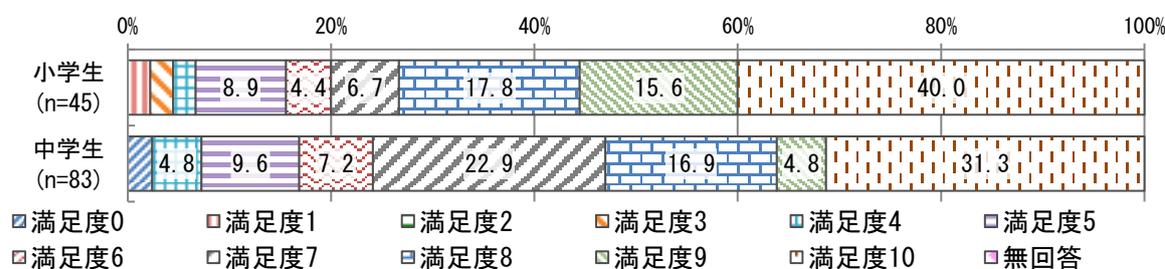
#### ■悩みの相談相手（子ども調査）



### ⑥生活の満足度（子ども調査）

小学生、中学生ともに「満足度10」が最も高くなっています。

満足度の平均点についてみると、小学生は8.2ポイント、中学生では7.6ポイントとなり、いずれも熊本県平均を上回っています。



#### ■満足度の平均点

項目	小学生		中学生	
	錦町	熊本県	錦町	熊本県
平均点	8.2	6.3	7.6	6.2

### 3 貧困解消対策の考え方と施策分野

#### (1) 貧困対策の考え方

「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」及び「こども大綱」を踏まえ、貧困解消に直結する貧困世帯への経済的な支援や生活支援のみならず、子どもが貧困によって教育機会を奪われることがないよう教育への支援や、新たに貧困に陥る層が出ることを防ぐための子育て世帯全体への取組も貧困解消対策の一環として捉え、4つの施策分野に分類し施策を推進します。

#### 施策分野1 教育の支援

子どもに学ぶ意欲や能力があっても、家庭の経済状況などによって、学習や進学を諦めざるを得なくなり、そのことが成人後の就労などにも影響し、貧困が次の世代に連鎖してしまうことが問題になっています。

貧困の連鎖を断ち切るため、乳幼児期からの早期教育や質の高い保育・教育を受け、生涯にわたって必要な知識や能力を習得することができるよう、教育の質が世帯の事情や経済状況などに左右されたり、教育の機会が奪われたりすることがないように、支援の充実を図ります。

#### 施策分野2 生活・就労の支援

子どもの生活は、保護者や同居者の就労状況や暮らしに大きく左右されてしまい、また、子どもの健康や生活習慣の悪化はさらなる課題の原因となる可能性もあります。

親子ともに健やかかつ経済的に安定した生活を送ることができるよう、子どもの生活や親子の健康に関する支援を行うとともに、保護者の職業生活の安定に資する支援に努めます。

#### 施策分野3 経済的支援

様々な事情により十分な就業が難しい世帯やその子どもに対して経済的な支援を行うことは、子どもたちの将来への投資であり、貧困の連鎖の解消を図る上で重要となります。

経済的困難を抱える家庭に必要な支援が届くよう、教育・保育や進学にかかる費用の軽減のほか、各種手当や医療費助成等の適切な支給を行います。

#### 施策分野4 連携体制等の充実

子どもの貧困は、見ようとしなければ見えない、見えてこない問題です。

子どものSOSにいち早く気づき、幅広い分野から切れ目のない支援を行うために、子どもを取り巻く保育・教育及び地域全体で問題を発見し、多機関協働で迅速かつ十分な支援を行うために、関係機関・団体との連携体制の強化に努めます。

## (2) 絶対的貧困と相対的貧困

貧困に関する考え方として、絶対的貧困と相対的貧困があります。

絶対的貧困とは、「食べるものがない」「住居がない」といった生きていく上で最低限必要な生活ができない（生活水準を維持するための所得に達していない）状態を指します。

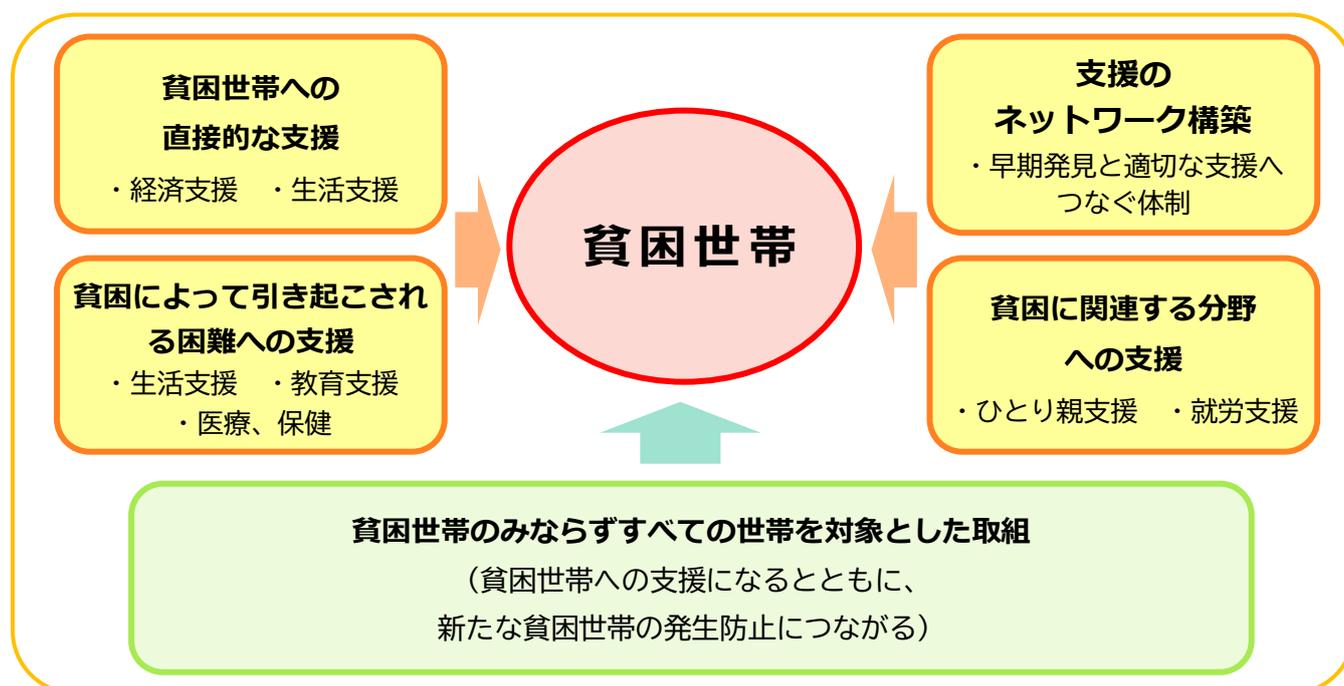
それに対し、相対的貧困とは、地域の大多数の世帯と比較して貧しい状態を指します。相対的貧困は、所得の分布や格差に注目する指標で、地域の一般的な所得と比較する形で算出・判定されます。

我が国の相対的貧困に相当する世帯は、生活は維持できるものの所得が少ないことによって子どもの学習機会・活動機会が奪われたり、十分な医療を受けることができないといったケースがあります。そのため、子どもの貧困対策にあたっては、絶対的貧困のみならず相対的貧困も対象として対策に取り組む必要があります。

## (3) 取組の範囲

貧困対策は、(1) 貧困対策の考え方で述べたように、貧困に直接関係する経済的な取組だけを行うのではなく、貧困によって引き起こされる教育機会の喪失への支援や、ひとり親など関連分野への支援、早期発見と支援の体制づくりなどが求められます。

また、本町で実施している一般の子育て世帯向けの経済支援、生活支援、教育支援等についても、貧困世帯への支援としての効果があることや、新たな貧困世帯の発生防止につながります。そのため、すべての世帯を対象とする取組についても、本計画の取組の範囲内とし、貧困対策の観点からの取組の整理を行い方針を定めます。



## 4 施策の展開

### 施策分野1 教育の支援

#### (1) 学校教育の充実

##### 【施策の方向性】

- 世帯の経済状況によって教育機会が損なわれることがないように、質の高い教育の提供に努めます。
- 子どもが自身の生活と将来について考え、将来安定した生活を送れるよう、キャリアや就労に関する教育を推進します。

施策	担当課	内容
①学校教育による学力保障	教育振興課	<p>基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図る指導と学習習慣を身につけさせる指導や自立した生き方ができるよう、基礎学力を保障する学校の取組を支援します。</p> <p>指導主事・学校教育アドバイザーが随時授業改善の支援を行うとともに、令和6年度に大幅に変更した学力向上PDCAサイクルを、確実に実施し、その効果をさらに高めていけるよう評価・改善に取り組みます。</p>
②教職員に対する啓発	教育振興課 住民福祉課	<p>子どもの貧困対策における学校のプラットフォームとしての位置づけや、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めるために、貧困問題に関する関係機関等との情報共有を図ります。</p>
③キャリア教育に関する学習	教育振興課	<p>小学校においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身につける学習に取り組みます。</p> <p>また、中学校においては、自分の進路計画や暫定的な職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。</p> <p>錦町学校教育充実推進委員会の部会において調整を行い、3小学校が足並みをそろえて年間のキャリア教育を実施できる環境を整備します。</p>
④乳児期・幼児期から小学校・中学校への円滑な連携	教育振興課 健康増進課 住民福祉課	<p>保育園・幼稚園・認定こども園から小学校、小学校から中学校へと子どもの育ちと学びを円滑につなげられるよう、子どもの成長を切れ目なく支援します。</p> <p>あわせて、いわゆる小1プロブレム、中1ギャップに関する教育啓発資料の現状に合わせた改訂を行います。</p>

施 策	担当課	内 容
⑤職場体験の推進	教育振興課	<p>働くことに対する理解を深めるとともに、職業文化や経済・流通の仕組みを理解するため、中学生等を対象に、職場体験を実施します。現在、毎年9月に中学3年生を対象として錦町内外の約40事業所と協力し2日間の職場体験を行っています。</p> <p>今後は、円滑な職場体験実施のために、業種ごとの事業所リストの作成と受け入れ可否の事前調査に取り組みます。</p>

## (2) 学校を窓口とした福祉関係部門等との連携

### 【施策の方向性】

- 子どもにとって身近な場所である学校を窓口として様々な支援につなげる体制を整備します。

施 策	担当課	内 容
①相談体制の充実	教育振興課	<p>学校や子どもが抱える貧困を含めた様々な問題解決に向けて、各学校における相談体制の充実を図ります。</p> <p>現在、中学校では相談室に心の相談員が駐在しています。現在の相談体制を維持するとともに、不登校児童等の増加などの今後の状況に合わせて、心の教室相談員の増員や子どもの居場所づくりなど、相談体制の強化を検討します。</p>
②学校をプラットフォームとした教育・福祉関係部門等の連携	教育振興課 住民福祉課	<p>貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置づけ、学校、教育委員会、住民福祉課などが連携し、総合的な子どもの貧困対策を展開します。</p> <p>校納金の遅滞や未納などの把握はできるものの学校自身が問題に介入することは困難であることから、学校、教育委員会、住民福祉課の連携強化を行うとともに、民間団体とも連携し、必要な対策の協議・検討を行います。</p> <p>また、子どもの居場所づくりに関する検討を行います。</p>

### (3) 地域の人材を活用した学びの場づくり

#### 【施策の方向性】

○子どもが多様な活動を体験する「機会の平等」の確保に向けて、地域人材を活用し多様な活動の提供を行います。

施 策	担当課	内 容
①多世代交流の推進	教育振興課 住民福祉課	<p>教育・保育施設や学校等において、高齢者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。</p> <p>また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。</p> <p>学校での地域人材活用の中心となる「地域学校協働活動」について、学校からの要望が増加していることから、地域人材の確保と活動促進に努めます。</p>

### (4) 就学支援の充実

#### 【施策の方向性】

○貧困によって進学等をあきらめる子どもが出ることを防ぐため、国・県とも連携し、就学支援の充実とその周知を図ります。

施 策	担当課	内 容
①就学援助の周知の拡充	教育振興課	<p>就学援助事業の一層の充実を図るため、小学校・中学校における周知を行い、必要とする児童・保護者が円滑に利用できるよう努めます。</p>
②高校生・大学生を対象とした就学の支援	教育振興課	<p>奨学金の出願の資格を有する生徒に対し、奨学金を貸与し、有能な人材の育成を図ります。</p> <p>また、利用促進と人口増加を図るために錦町に戻り定住した場合には全額免除としています。</p> <p>貸与月額（現在） 高校生：2万円 大学生：5万円 高等専門学校生、各種学校生：4万円</p> <p>奨学金貸与希望者が少ないことから、制度の一層の周知を行います。</p> <p>また、さらなる利用促進に向けて、制度の見直しや新たな貸与・返還支援制度についても検討します。</p>

## 施策分野2 生活・就労の支援

### (1) 子どもたちの居場所づくり

#### 【施策の方向性】

- 子どもが安心して過ごせる居場所をもつことは、自己肯定感や自己有用感に関わるなど発育・発達の上で重要な要素となります。貧困によって子どもが孤立・孤独に陥ることを防ぐために、子どもの居場所の提供を図ります。

施策	担当課	内容
①放課後子ども教室の内容充実	教育振興課	発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校、家庭、地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。
②多世代交流の推進(再掲)	教育振興課 住民福祉課	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。 また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。
③子どもが安心して過ごす場所や機会の提供	教育振興課 住民福祉課	社会福祉法人などに対し、地域における公益的な取組として、保護者が家にいないときなど、子どもが安心して過ごす場所としてのフリースペースの提供を働きかけます。 また、学習意欲と関係する自己肯定感の醸成を図るため、学校、家庭、地域などと連携し、様々な体験・交流活動の機会の提供に努めます。

### (2) 子どもの健康・生活への支援

#### 【施策の方向性】

- 貧困によって健康や生活に悪影響が生じないように、子どもの健康と生活への支援を充実します。

施策	担当課	内容
①子どもの発育・発達の支援	健康増進課 住民福祉課	すべての子どもが健やかに生まれ、育つよう妊婦健康診査、乳児訪問指導、乳幼児健康診査などの母子保健施策の取組を推進します。 また、必要に応じて専門職へのつながりを行うなど、発達・発育に課題を抱えている子どもの支援の充実に取り組みます。

施 策	担当課	内 容
②成長・発達段階に応じた食育の推進	教育振興課 健康増進課 住民福祉課	乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくりなどの体験活動を推進します。 また、学校や地域と連携した食育の取組などを通して、子どもの発育状況・栄養状況を把握し、必要に応じた栄養が確保できるように食育や栄養指導の充実を図ります。
③中学生健診の実施 (新規)	健康増進課	思春期の健康確保のために、中学生健診を実施します。 結果は生徒のみならず保護者にも説明することで日常生活の改善と家族の健康を考える機会につなげています。

### (3) 保護者の就労支援

#### 【施策の方向性】

○就労は経済生活の根幹をなすものであることを踏まえ、県やハローワーク等と連携し、保護者の就労支援に努めます。

施 策	担当課	内 容
①保護者の就労支援	住民福祉課 企画観光課	町内事業所に関する情報提供を行います。 また、ハローワークや県と連携し、就職説明会や求人に関する情報提供などを行います。
②ひとり親家庭等の自立支援	住民福祉課	ひとり親家庭等の経済的な自立を支援するため、相談業務の充実や自立に向けた啓発に努めます。 また、能力開発を目的とする教育訓練受講や資格取得のための支援に取り組みます。

## (4) 保護者の心身の健康確保と生活の安定

### 【施策の方向性】

- 保護者の心身の健康状態は、経済生活や子どもの幸せな成育に大きく影響を及ぼします。保護者の健康確保や生活等への相談と支援を行い、世帯が物質的・精神的な貧困に陥ることを防ぎます。

施策	担当課	内容
①保護者の健康面に対するの専門的な対応	健康増進課	保護者が健康診査やがん検診を受診しやすい体制を整えます。 また、保健師などによる訪問指導や健康相談を実施し、保護者の健康に関する不安を解消します。 働き盛りの世代は健康障がいによる自覚症状が乏しく、受診率が向上しませんが、健診の意義や自分の健康は自分で守る意識を持ってもらうよう、啓発を行います。
②保護者の教育力向上に対するの支援	教育振興課 住民福祉課	子どもが心身ともに健やかに成長を遂げて行く上で、家庭での教育は重要な役割を果たすことから、保護者に向けた家庭教育の充実を図るため、家庭教育に関する情報の提供を行うほか、保護者の悩みに対する相談等を行います。
③相談業務による保護者への支援	住民福祉課	生活上の課題を抱える家庭に対し、必要に応じて関係機関へのつなぎを実施します。
④仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組	企画観光課 住民福祉課	仕事・家庭生活・地域活動の調和を図るための普及・啓発活動に努めます

## 施策分野3 経済的支援

### (1) 子育て世帯全体への経済的な支援

#### 【施策の方向性】

○子育て世帯全体に対し経済的な支援を充実させ、生活の下支えを図ります。

施策	担当課	内容
①子宝祝い金事業	住民福祉課	子どもの誕生を町全体で祝うとともに、出産に伴う経済的負担を軽減するため、子を出産した母又は出生児の養育者に対し、祝い金を支給します。
②子ども医療費助成事業	住民福祉課	18歳までの児童を養育する世帯に対し、保健医療機関等での窓口負担がない現物給付方式で全額助成を行い、経済的負担を軽減します。子育て世帯への経済的負担軽減を目的とし、事業を実施するとともに、子どものための歯科保健の充実、食育や健康教育の充実を図り、受診件数を抑えます。
③保育料の無償化	住民福祉課	国の幼児教育・保育無償化（3歳児以上）及び町独自の3歳児未満の保育料無償化により、保護者の負担軽減を図ります。 保護者負担となった副食費について負担軽減を図ります。
④小中学校入学祝い金	教育振興課	小中学校入学時における、家庭の経済的負担を軽減するため、すべての新一年生を対象に定額補助します。
⑤学校給食費補助	教育振興課	保護者の経済的負担を軽減するため、すべての児童生徒に対し給食費全額補助を実施します。

### (2) ひとり親等困窮リスクの高い世帯への経済的な支援

#### 【施策の方向性】

○国・県の制度とも連携し、ひとり親等の困窮リスクの高い世帯への支援を行います。

施策	担当課	内容
①ひとり親等医療費助成	住民福祉課	父子家庭の父と子、母子家庭の母と子及び父母のいない児童の医療費の一部を助成します。
②就学援助の周知の拡充（再掲）	教育振興課	就学援助事業の一層の充実を図るため、小学校・中学校における周知を行い、必要とする児童・保護者が円滑に利用できるよう努めます。

## 施策分野4 連携体制等の充実

### (1) 相談体制の整備・充実

#### 【施策の方向性】

○貧困がほかの問題を招いたり、ほかの問題が貧困を招くという、困窮がさらなる困窮を招く事態を防ぐために、貧困に関する相談のみならず、一般的な子育てに関する相談や児童虐待など関連分野の相談など様々な相談を受け止める体制の充実に努めます。

施策	担当課	内容
①総合的な児童虐待防止の推進	住民福祉課	学校、関係行政機関、地域企業、自治会その他関係者との連携を強化します。 また、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会において具体的な支援策を講じ、関係機関と連携して訪問を実施するなど、適切な支援を行います。
②妊娠期からの切れ目ない支援	健康増進課 住民福祉課	子育て世代包括支援センターを活用し、母子手帳交付時から顔の見える関係を作り、その後の支援につなげます。 また、母子保健事業に関しては、町ホームページに掲載するとともに、LINEを活用した「聞きなっせAIくまもと」でも検索可能な体制をとっています。 今後も、いつでも相談が行えるよう、相談窓口の周知や、インターネット上での情報提供の充実を行います。
③相談・対応体制の充実	住民福祉課	相談を適切な対応に結びつけるために、各種研修会への参加による職員のスキルアップを図るとともに、専門職員の配置など各機関の体制充実と連携強化に努めます。

### (2) 関係機関による連携強化・ネットワークの整備

#### 【施策の方向性】

○貧困解消対策は、様々な分野が協力して取り組む必要があることから、関係機関による連携強化・ネットワーク整備に努めます。

施策	担当課	内容
①地域ネットワーク体制の整備	住民福祉課	すでにある多様な相談体制や機関の充実を図るとともに、町内の関係機関が持つ知識や技能を活かした支援ネットワークを整備します。

施 策	担当課	内 容
②福祉部門と教育委員会・学校などとの連携強化	住民福祉課 教育振興課	子育て支援センターの充実を図り、学校と福祉関係部門などとの連携・協働を推進し、貧困・虐待など、子どもを取り巻く環境の調整・改善に努めます。 また、子どもの居場所づくりに向けて、民間団体、支援グループ、福祉部局、学校等との連携を図ります。

### (3) 早期発見と必要な支援へのつなぎ

#### 【施策の方向性】

○いち早い支援の開始が子どもと世帯の幸福につながることから、事案の早期発見と早期支援に努めます。

施 策	担当課	内 容
①母子保健施策における早期発見	健康増進課	保健師による妊産婦訪問、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健康診査を通して、支援を必要とする母子の早期発見に努め、必要なアドバイスを行うとともに、関係機関の紹介やつなぎを行います。 また、専門職による発達相談までの待機期間中も母子の支援が途切れないよう、保健師と園等が連携しながら支援を行います。
②乳幼児期から学齢期までのあらゆる機会を通じた早期発見	健康増進課 教育振興課 住民福祉課	保育施設等や学校、放課後児童クラブ、地域子育て支援センターなどのあらゆる機関において、子どもの様子や保護者との関わりから家庭や子どもが抱える課題に気づき、必要なアドバイスを行うとともに関係機関への紹介やつなぎを行います。
③相談窓口での早期発見	住民福祉課	保護者からの相談を通して、子どもや家庭の課題に気づき、必要なアドバイスを行うとともに、関係機関の紹介やつなぎを行います。
④地域との連携による早期発見	住民福祉課	区長、民生委員・児童委員、地域の事業所、社会福祉施設、社会福祉協議会などが協力し、地域での見守り合い活動や多世代が交流するあらゆる機会を通じて、支援が必要な家庭や子どもを早期発見し、生活支援や福祉制度へつなぎます。

## (4) 子どもたちを応援する地域づくり

### 【施策の方向性】

○貧困や課題を抱えた子どもの発見や、子どもが安心して地域を居場所だと感じるまちづくりのために、地域全体で子どもを応援する意識の醸成と体制の整備を図ります。

施 策	担当課	内 容
①地域資源の掘り起こしと育成	企画観光課 住民福祉課	関係機関と連携・協力し、子どもたちを応援する地域や支援者の人材育成や活動を支援します。
②身近な地域での声かけ	住民福祉課	社会福祉協議会と連携・協力し、地域での見守り合い活動や多世代が交流するあらゆる機会を通じて声かけを行い、生活困窮世帯の孤立を防ぎます。
③町民への啓発	住民福祉課	広く町民等に対し、情報の発信や、セミナー等を開催するなど、みんなで子育て家庭や子どもたちを応援する気運を高めます。
④多世代交流の推進 (再掲)	教育振興課 住民福祉課	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することで子どもの広い学びを支援します。

# 第6章 事業計画

## 1 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

### (1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

錦町においては、①地域子育て支援拠点事業など、町内1か所のみで実施し、不足することなく需要を満たしているサービスがある、②勤務地等の都合で居住エリア以外の施設・事業を希望する場合に柔軟に対応が可能となるの2つの理由により、錦町全域を1つの区域として設定し、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

### (2) 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定を受ける必要があると定めています。

あわせて、市町村は、保護者の申請を受け、①保育を必要とする事由、②保育の必要量、③優先利用への該当の有無の3点を考慮した上で、保育の必要性を認定し、給付を支給することとされています。認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なっています。

#### ■認定区分と提供体制

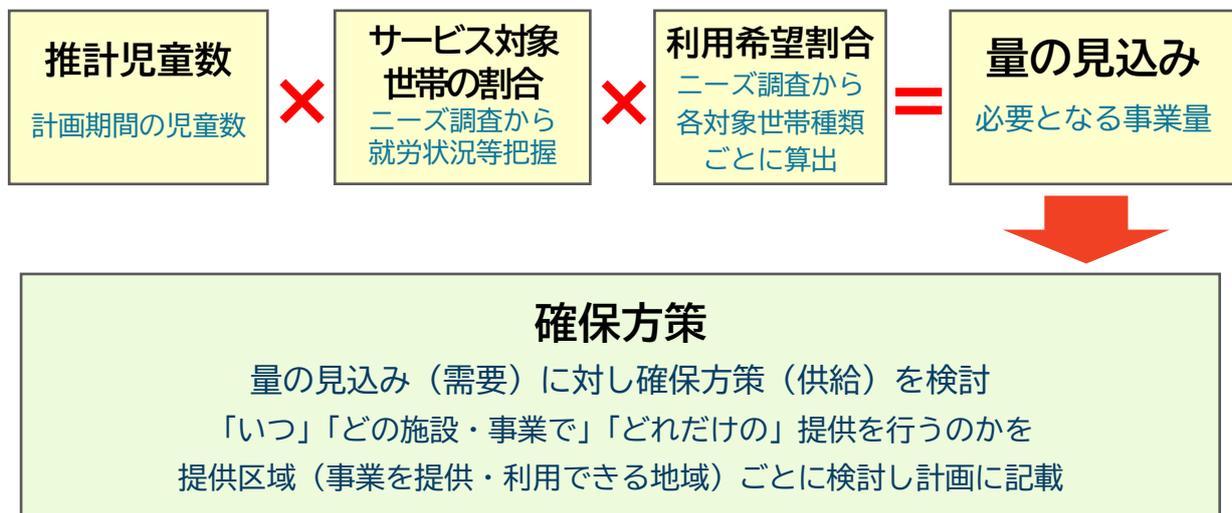
	認定区分	提供施設
1号認定	3-5歳 幼児期の学校教育のみ主に専業主婦を想定	幼稚園、認定こども園
2号認定	3-5歳 保育の必要性あり主に共働き世帯を想定	保育園、認定こども園
3号認定	0-2歳 保育の必要性あり主に共働き世帯を想定	保育園、認定こども園 地域型保育事業

### (3) 量の見込みと確保方策の考え方

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育提供区域ごとに「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の今後5年間の需要量の予測を表す「量の見込み」を推計し、「量の見込み」に対して確保内容、実施時期といった「確保方策」を定めることとしています。

本町では、各サービス等の利用状況、今後の児童数予測、子育て支援に関するニーズ調査により把握した保護者からのニーズ等を基に「量の見込み」の算出を行い、それに対する「確保方策」を各サービスを提供する事業所等の現状や今後の意向、本町の状況等を踏まえ、設定しました。

【量の見込みの算出のイメージ】



#### 例 3号認定 (1歳児) の算出

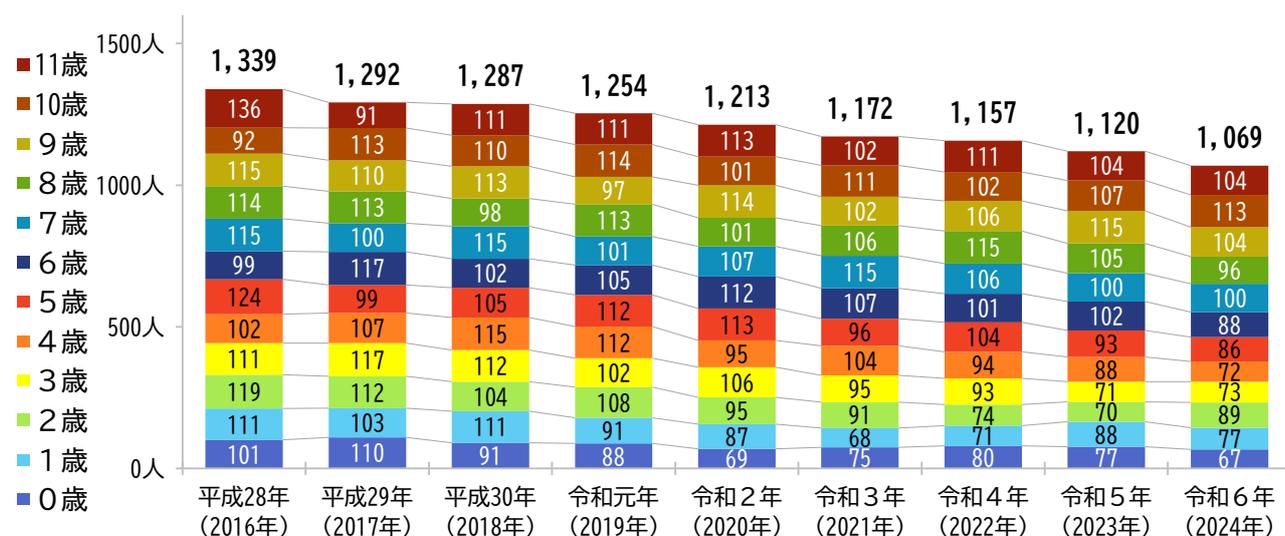
- ① 1歳児の人数を推計
- ② ニーズ調査の保護者の配偶状況、就労状況に関する設問から、サービスの対象となる家族類型の割合を算出 (3号認定の場合: ひとり親世帯、父母ともにフルタイム就労世帯、一定時間以上のパートタイム就労世帯)
- ③ 1歳児の児童数に家族類型割合をかけ、各家族類型割合ごとの児童数を算出
- ④ ニーズ調査の教育・保育の現在利用の設問及び今後の利用意向に関する設問から、各家族類型ごとの、3号保育の利用意向を算出
- ⑤ ③と④を掛け合わせ、各家族類型ごとの3号保育の利用児童数を算出。これを合計したものが3号認定の利用児童数。これを2025~2029年度の各年度ごとに算出する

## 2 児童数推計

### (1) これまでの児童数

○平成28年の総児童数は1,339人、令和6年の総児童数は1,069人と、270人減（20.2%減）となっています。

○0歳児の推移についてみると、令和元年までは88人～110人で推移していたのに対し、令和2年以降は80人以下となっています。



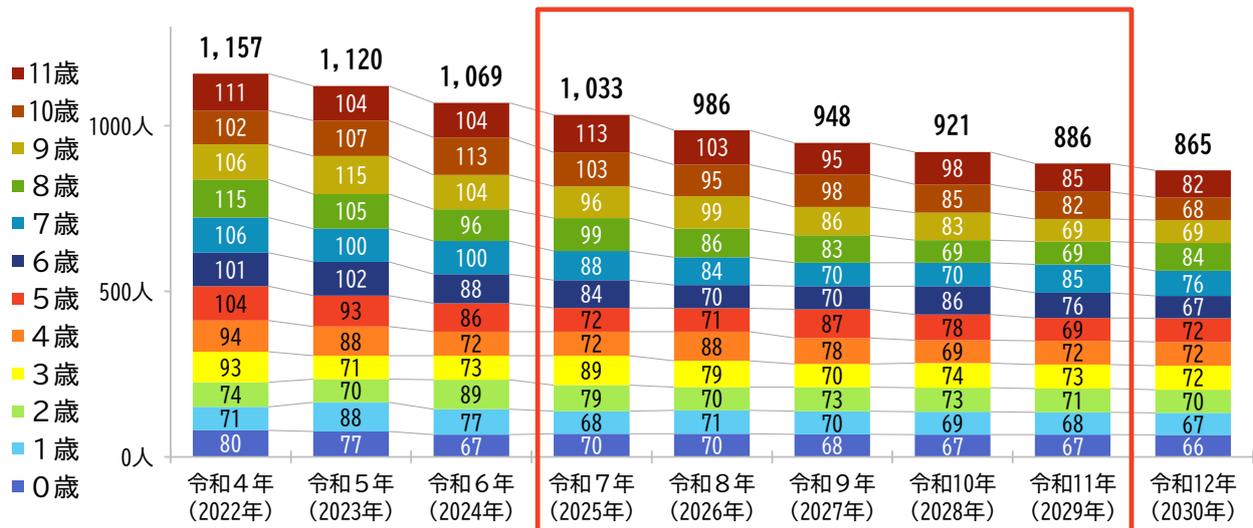
単位 (人)	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	101	110	91	88	69	75	80	77	67
1歳	111	103	111	91	87	68	71	88	77
2歳	119	112	104	108	95	91	74	70	89
3歳	111	117	112	102	106	95	93	71	73
4歳	102	107	115	112	95	104	94	88	72
5歳	124	99	105	112	113	96	104	93	86
6歳	99	117	102	105	112	107	101	102	88
7歳	115	100	115	101	107	115	106	100	100
8歳	114	113	98	113	101	106	115	105	96
9歳	115	110	113	97	114	102	106	115	104
10歳	92	113	110	114	101	111	102	107	113
11歳	136	91	111	111	113	102	111	104	104
0-2歳	331	325	306	287	251	234	225	235	233
3-5歳	337	323	332	326	314	295	291	252	231
6-8歳	328	330	315	319	320	328	322	307	284
9-11歳	343	314	334	322	328	315	319	326	321
合計	1,339	1,292	1,287	1,254	1,213	1,172	1,157	1,120	1,069
前年度比		47減	5減	33減	41減	41減	15減	37減	51減

出典：錦町住民基本台帳（各年5月1日時点）

## (2) 第3期の児童数推計

○2020年（令和2年）から2024年（令和6年）までの変化に基づき、以下の通り推計を行いました。

○令和7年から令和11年の第3期計画期間は、0歳児数は67～70人で推移し、総児童数としては1,033人から886人（147人減 14.2%減）となる見込みです。



単位 (人)	実績			第3期 推計					第4期
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
0歳	80	77	67	70	70	68	67	67	66
1歳	71	88	77	68	71	70	69	68	67
2歳	74	70	89	79	70	73	73	71	70
3歳	93	71	73	89	79	70	74	73	72
4歳	94	88	72	72	88	78	69	72	72
5歳	104	93	86	72	71	87	78	69	72
6歳	101	102	88	84	70	70	86	76	67
7歳	106	100	100	88	84	70	70	85	76
8歳	115	105	96	99	86	83	69	69	84
9歳	106	115	104	96	99	86	83	69	69
10歳	102	107	113	103	95	98	85	82	68
11歳	111	104	104	113	103	95	98	85	82
0-2歳	225	235	233	217	211	211	209	206	203
3-5歳	291	252	231	233	238	235	221	214	216
6-8歳	322	307	284	271	240	223	225	230	227
9-11歳	319	326	321	312	297	279	266	236	219
合計	1,157	1,120	1,069	1,033	986	948	921	886	865

出典：令和4年～令和6年は錦町住民基本台帳

令和7年以降はコーホート変化率法による推計（各年5月1日時点）

### 3 教育・保育の量の見込みと確保方策

#### (1) 教育・保育の量の見込み（認定区分別）

##### ① 3～5歳児（1号認定及び2号認定（教育ニーズ）、2号認定（保育ニーズ））の見込 量

- これまでの実績及びアンケート調査結果から、3～5歳児の推計児童数の98%台が教育・保育を利用すると見込んでいます。
- 共働き世帯等の2号認定のうち特に幼稚園等の幼児期の教育の利用を希望する世帯については「2号認定（教育ニーズ）」として、保育園利用者（2号認定（保育ニーズ））と分けて人数を推計しました。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号2号利用見込合計		229	234	231	218	211
内 訳	1号	4	4	4	4	4
	2号(教育)	10	11	10	10	10
	2号(保育)	215	219	217	204	197
推計3-5歳児童数		233	238	235	221	214
利用割合		98.3%	98.3%	98.3%	98.6%	98.6%

##### ② 3号認定の見込量

- 0歳児は、令和6年度実績及び令和7年度の0歳児保育の申し込み状況、育児休業の取得状況から、年初時点で57%程度が利用すると見込んでいます。1～2歳児は、これまでの実績及びアンケート調査結果から推計児童数の95%程度が利用すると見込んでいます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	見込量	40	40	39	38	38
	推計児童数	70	70	68	67	67
	利用割合	57.1%	57.1%	57.4%	56.7%	56.7%
1歳	見込量	65	68	67	66	65
	推計児童数	68	71	70	69	68
	利用割合	95.6%	95.8%	95.7%	95.7%	95.6%
2歳	見込量	76	67	70	70	68
	推計児童数	79	70	73	73	71
	利用割合	96.2%	95.7%	95.9%	95.9%	95.8%

##### ③ 錦町の保育園・認定こども園の現在の幼保別定員

- 令和7年4月現在の幼保別定員は、幼稚園20人、保育園375人、合計395人となっています。

	施設数	幼稚園部分 (1号認定、2号認定教育ニーズ)	保育園部分 (2号認定保育ニーズ、3号認定)
認定こども園	2園	20人	165人
保育園	4園		210人
錦町合計	6園	20人	375人

## 【確保方策と方向性】

- 1号認定及び2号認定（教育ニーズ）は、令和6年度実績から今後も5名が広域利用で町外施設を利用すると見込みます。町内利用分については町内の認定こども園2園で提供を行います。
- 同じく2号認定（保育ニーズ）及び3号認定（0歳、1歳、2歳）は、令和6年度実績から広域利用の人数を見込み、町内利用分については町内の認定こども園2園、保育園4園で提供します。
- 広域利用による委託、受託については、子育て世帯が希望する場所で教育・保育の提供が受けられるように、相手先の市町村及び教育・保育施設と連携し、適切な確保と提供に努めます。

### ①1号認定及び2号認定（教育ニーズ）、2号認定（保育ニーズ）

#### ■1号認定及び2号認定（教育ニーズ）の量の見込みと確保方策

		第2期実績値		第3期推計値					
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み		18	12	14	15	14	14	14	
内訳	1号認定			4	4	4	4	4	
	2号認定(教育ニーズ)			10	11	10	10	10	
②確保方策		30	26	25	25	25	25	25	
内訳	広域利用	5	6	5	5	5	5	5	
	町内で確保する分		25	20	20	20	20	20	20
	内訳	認定こども園	25	20	20	20	20	20	20
過不足(②-①)		12	14	11	10	11	11	11	

#### ■2号認定（保育ニーズ）の確保分の量の見込みと確保方策

		第2期実績値		第3期推計値					
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み		245	225	215	219	217	204	197	
②確保方策		251	236	224	228	228	228	228	
内訳	広域利用		20	16	16	16	16	16	16
	町内で確保する分		231	219	208	212	212	212	212
	内訳	保育園	137	126	120	120	120	120	120
		認定こども園	94	94	88	92	92	92	92
過不足(②-①)		6	11	9	9	11	24	31	

②3号認定

3号認定（0歳）の量の見込みと確保方策

		第2期実績値		第3期推計値					
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み		75	40	40	40	39	38	38	
②確保方策		75	40	41	41	41	41	41	
内訳	広域利用	12	6	6	6	6	6	6	
	町内で確保する分	63	34	35	35	35	35	35	
	内訳	保育園	33	12	20	20	20	20	20
		認定こども園	30	22	15	15	15	15	15
過不足（②-①）		0	0	1	1	2	3	3	

3号認定（1歳）の量の見込みと確保方策

		第2期実績値		第3期推計値					
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み				65	68	67	66	65	
②確保方策				68	68	68	68	68	
内訳	広域利用			8	8	8	8	8	
	町内で確保する分			60	60	60	60	60	
	内訳	保育園			35	35	35	35	35
		認定こども園			25	25	25	25	25
過不足（②-①）				3	0	1	2	3	

3号認定（2歳）の量の見込みと確保方策

		第2期実績値		第3期推計値					
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み				76	67	70	70	68	
②確保方策				80	76	76	76	76	
内訳	広域利用			8	8	8	8	8	
	町内で確保する分			72	68	68	68	68	
	内訳	保育園			35	35	35	35	35
		認定こども園			37	33	33	33	33
過不足（②-①）				4	9	6	6	8	

## (2) 広域利用による委託・受託

○これまでの実績等に基づき、広域利用による委託で他市町村の保育園等を利用する人数を見込みました。委託先自治体の内訳は以下のとおりです。

### 【参考】広域による委託人数内訳

	第3期推計値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定及び 2号認定（教育二一ズ）	5 人吉市4人 湯前町1人	5 人吉市4人 湯前町1人	5 人吉市4人 湯前町1人	5 人吉市4人 湯前町1人	5 人吉市4人 湯前町1人
2号認定（保育二一ズ）	16 人吉市8人 相良村3人 あさぎり町4人 多良木町1人	16 人吉市8人 相良村3人 あさぎり町4人 多良木町1人	16 人吉市8人 相良村3人 あさぎり町4人 多良木町1人	16 人吉市8人 相良村3人 あさぎり町4人 多良木町1人	16 人吉市8人 相良村3人 あさぎり町4人 多良木町1人
3号認定（0歳）	6 人吉市5人 あさぎり町1人	6 人吉市5人 あさぎり町1人	6 人吉市5人 あさぎり町1人	6 人吉市5人 あさぎり町1人	6 人吉市5人 あさぎり町1人
3号認定（1歳）	8 人吉市6人 あさぎり町2人	8 人吉市6人 あさぎり町2人	8 人吉市6人 あさぎり町2人	8 人吉市6人 あさぎり町2人	8 人吉市6人 あさぎり町2人
3号認定（2歳）	8 人吉市5人 相良村1人 あさぎり町2人	8 人吉市5人 相良村1人 あさぎり町2人	8 人吉市5人 相良村1人 あさぎり町2人	8 人吉市5人 相良村1人 あさぎり町2人	8 人吉市5人 相良村1人 あさぎり町2人

○広域利用による受託で、他市町村から錦町の保育園、認定こども園を利用する人数の見込みとその内訳は以下のとおりです。

### 【参考】広域による受託人数内訳

	第3期推計値				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定及び 2号認定（教育二一ズ）	0	0	0	0	0
2号認定（保育二一ズ）	9 人吉市3人 球摩村2人 相良村2人 あさぎり町2人	8 人吉市3人 球摩村1人 相良村2人 あさぎり町2人	5 人吉市2人 相良村2人 あさぎり町1人	5 人吉市2人 相良村2人 あさぎり町1人	2 相良村1人 あさぎり町1人
3号認定（0歳）	0	0	0	0	0
3号認定（1歳）	2 相良村1人 あさぎり町1人	0	0	0	0
3号認定（2歳）	3 人吉市2人 相良村1人	2 相良村1人 あさぎり町1人	0	0	0

○町内の園を利用する見込みの錦町の児童数及び他市町村から錦町の園を利用する見込みの児童数、町内園の予定定員は以下のとおりです。

【参考】広域利用による受託を含めた町内園の必要量

		第3期推計値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定及び 2号認定 (教育ニーズ)	①錦町の町内利用分	9	10	9	9	9
	②広域による受託分	0	0	0	0	0
	③町内2園の利用見込(①+②)	9	10	9	9	9
	④町内2園の予定定員	20	20	20	20	20
	⑤広域受託を含む 町内過不足(④-③)	11	10	11	11	11
2号認定 (保育ニーズ)	①錦町の町内利用分	199	203	201	188	181
	②広域による受託分	9	8	5	5	2
	③町内6園の利用見込(①+②)	208	211	206	193	183
	④町内6園の予定定員	208	212	212	212	212
	⑤広域受託を含む 町内過不足(④-③)	0	1	6	19	29
3号認定(0歳)	①錦町の町内利用分	34	34	33	32	32
	②広域による受託分	0	0	0	0	0
	③町内6園の利用見込(①+②)	34	34	33	32	32
	④町内6園の予定定員	35	35	35	35	35
	⑤広域受託を含む 町内過不足(④-③)	1	1	2	3	3
3号認定(1歳)	①錦町の町内利用分	57	60	59	58	57
	②広域による受託分	2	0	0	0	0
	③町内6園の必要定員(①+②)	59	60	59	58	57
	④町内6園の予定定員	60	60	60	60	60
	⑤広域受託を含む 町内過不足(④-③)	1	0	1	2	3
3号認定(2歳)	①錦町の町内利用分	68	59	62	62	60
	②広域による受託分	3	2	0	0	0
	③町内6園の利用見込(①+②)	71	61	62	62	60
	④町内6園の予定定員	72	68	68	68	68
	⑤広域受託を含む 町内過不足(④-③)	1	7	6	6	8

### (3) 保育利用率の目標設定について

子ども・子育て支援事業計画では、3号認定に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の確保方策の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。

本町においては、保育利用の希望者が全員保育を利用できることを目標とし、0～2歳推計児童数に対する3号認定見込み（保育利用を希望する人数）の割合以上となることを保育利用率目標値とします。

保育利用率：満3歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育園又は地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合。

計算式 保育利用率＝3号認定の確保方策（町内園＋広域委託）÷0～2歳の総児童数

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①保育利用率目標値（⑤÷④）	83%以上	83%以上	83%以上	83%以上	83%以上
②保育利用率の見込み（③÷④）	87%	88%	88%	89%	90%
③確保方策(町内園+広域委託)	189	185	185	185	185
④0-2歳推計児童数	217	211	211	209	206
⑤3号認定見込み(保育利用希望者数)	181	175	176	174	171

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 地域子ども・子育て支援事業の概要

地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法第59条に基づき、地域の实情に応じて市町村が実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、教育・保育と同様に市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み及び提供体制の確保の内容等を定め、それに基づき提供することとされています。

第3期の国の基本指針において、新たに⑮～⑲の事業が追加されました。

これらの事業の本町での実施状況等は以下のとおりです。

#### ■地域子ども・子育て支援事業の錦町での実施状況

事業名	実施状況	見込量根拠
① 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	実施	利用実績
② 延長保育事業（時間外保育事業）	実施	ニーズ調査
③ 子育て短期支援事業	実施なし	ニーズ調査
④ 地域子育て支援拠点事業	実施	ニーズ調査
⑤ -1 一時預かり事業（幼稚園型）	実施	ニーズ調査
⑤ -2 一時預かり事業（幼稚園型を除く）	自主事業	ニーズ調査
⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	実施なし	ニーズ調査
⑦ 利用者支援事業（基本型、特定型、こども家庭センター型）	実施なし	町内状況
⑧ 病児保育事業	実施	ニーズ調査
⑨ 妊婦健康診査	実施	推計児童数
⑩ 乳児家庭全戸訪問事業	実施	推計児童数
⑪ 養育支援訪問事業（養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）	実施	適宜実施
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	実施なし	—
⑬ 多様な主体が新システムに参入することを促進するための事業	実施なし	—
⑭ 産後ケア事業（令和3年度から努力義務、第3期より地域子ども・子育て支援事業に位置づけ）	実施	推計児童数
⑮ 子育て世帯訪問支援事業	新規事業	町内状況
⑯ 児童育成支援拠点事業	新規事業	町内状況
⑰ 親子関係形成支援事業	新規事業	町内状況
⑱ 妊婦等包括相談支援事業	新規事業	推計児童数
⑲ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	新規事業	未就園児数

## (2) 既存の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### ①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

#### 【事業の概要】

保護者が仕事のため、昼間家にいない家庭に対し、放課後や長期休暇時に小学校の子どもを保育施設等で預かる事業です。

#### 【対象者と量の見込みの算出根拠】

錦町内の小学生を対象とし、令和3年～令和5年の利用者数の変化から算出

#### 【確保方策と方向性】

現在、町内4箇所で事業を実施しています。一部の年度で、実利用人数が利用定員を上回る見込みとなっていますが、週4日以下の利用者もいることから、現状の定員でサービスを提供します。

		実績値	第3期推計値				
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の 見込み	①利用人数見込み(人)	187	196	188	183	191	189
	実利用人数見込み(人)	187	196	188	183	191	189
確保 方策	②利用定員(人)	155	182	182	182	182	182
	実施箇所(箇所)	4	4	4	4	4	4
	過不足(②-①)		-14	-6	-1	-9	-7

#### 【参考】利用者数内訳

単位(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用見込合計	196	188	183	191	189
1年生	63	52	53	65	57
2年生	55	53	44	44	54
3年生	30	40	38	32	32
4年生	23	24	32	30	25
5年生	20	12	12	16	15
6年生	5	7	4	4	6

## ②延長保育事業（時間外保育事業）

### 【事業の概要】

保護者の就労形態の多様化などに伴う延長保育の需要に対応するため、保育園等の開園時間の前後において、延長して保育を行う事業です。

### 【対象者と量の見込みの算出根拠】

0歳からの未就学児を対象とし、保育園等の利用を希望した者の内 18 時以降の利用を希望する者の割合から算出

### 【確保方策と方向性】

町内保育園4園、認定こども園2園の6施設で実施しています。保護者の急な予定の変化にも柔軟に対応できるよう努めます。

		実績値	第3期推計値				
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み	①利用人数見込み(人)	379	184	184	182	176	172
確保方策	②提供人数見込み(人)	全員に実施	184	184	182	176	172
	実施箇所(箇所)	6	6	6	6	6	6
過不足(②-①)		0	0	0	0	0	0

## ③子育て短期支援事業

### 【事業の概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

### 【対象者と量の見込みの算出根拠】

未就学児を対象とし、ニーズ調査で「私用、親の通院、不定期の就労等の目的で事業を利用したい」人の割合やその希望する日数等から算出

### 【確保方策と方向性】

現在、本町では事業を実施していません。今後は、利用ニーズを把握しつつ実施手法を検討します。

		実績値	第3期推計値				
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み	①利用量(人日/年)	実施なし	413	412	409	395	386
確保方策	②利用量(人日/年)	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし
	実施箇所(箇所)	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし
過不足(②-①)		—	—	—	—	—	—

#### ④ 地域子育て支援拠点事業

##### 【事業の概要】

保護者の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するため、子育て中の保護者が日常的に集まり、育児相談・情報交換ができる場をつくり、子どもの健やかな成長を応援する事業です。

##### 【対象者と量の見込みの算出根拠】

0歳～2歳の児童を対象とし、ニーズ調査の利用回数及び希望する利用回数、利用実績から算出

##### 【確保方策と方向性】

現在、本町では「子育て支援センター」として錦町保健センター内に設置し、子育てサークルや子育てひろば、マタニティータイムの3つの活動を実施しています。

現在の取組を維持しつつ、新しい取組の検討も行います。また、広報紙や健診時の案内、利用を卒業された保護者からの口コミ等で利用者の確保を行います。

		実績値	第3期推計値				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	①延べ利用回数見込み (人回/月)	110	154	149	149	148	146
確保 方策	②提供体制見込み (人回/月)	実施期間中	154	149	149	148	146
	実施箇所(箇所)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
過不足(②-①)		—	0	0	0	0	0

### ⑤ -1 一時預かり事業（幼稚園型）

#### 【事業の概要】

認定こども園（教育）において保育が必要な在園児に対し、教育時間終了後や土曜日等に一時的な預かり保育を提供する事業です。

#### 【対象者と量の見込みの算出根拠】

1号認定及び2号認定（教育ニーズ）の世帯を対象とし、ニーズ調査によって算出

- ・ 1号認定で幼稚園を利用する世帯については、年間で利用したい日数
- ・ 2号認定のうち幼稚園利用を希望する世帯については父母が就労している日は全日利用

#### 【確保方策と方向性】

認定こども園2園の1号認定の定員数は現在20名ですが、幼児教育・保育無償化の影響で1号認定のニーズが不透明な中で、現在の保育園が認定こども園に移行する可能性も考慮しながら、1号認定の定員確保に努めます。

		実績値	第3期推計値				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	①延べ利用日数見込み (人日/年)	5,760	2,721	2,780	2,745	2,581	2,500
確保方策	②提供日数見込み (人日/年)	5,760	2,721	2,780	2,745	2,581	2,500
	実施箇所(箇所)	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
過不足(②-①)		0	0	0	0	0	0

### ⑤ -2 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

#### 【事業の概要】

就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、専業主婦家庭等の育児疲れ解消、緊急時の保育等に対応するため、未就園児を一時的に保育園等で預かる事業です。

#### 【対象者と量の見込みの算出根拠】

令和4～5年度の利用実績及び今後の未就園児の数の見込みから算出

#### 【確保方策と方向性】

町内の4つの保育園と2つの認定こども園すべてで自主事業として行っており、利用実態としては主に里帰り出産での利用として利用されています。今後も各園の自主事業として実施します。

		実績値	第3期推計値				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	①延べ利用日数見込み (人日/年)	1,300	120	130	120	120	120
確保方策	②提供日数見込み (人日/年)	実施期間中	120	130	120	120	120
	実施箇所(箇所)	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所
過不足(②-①)		0	0	0	0	0	0

## ⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

### 【事業の概要】

仕事と家庭の両立など、子育てを支援するため、子どもを預かってほしい方（依頼会員）と子どもを預かることができる方（協力会員）とを会員として組織し、会員相互の活動を支援する事業です。

### 【対象者と量の見込みの算出根拠】

（就学児対象のみ算出）5歳児を対象とし、小学校進学後に放課後を過ごさせたい場所として「ファミリー・サポート・センター」を選択した割合とその平均日数

### 【確保方策と方向性】

現在、本町では事業を実施していません。ニーズはあることから、再検討を行うこととします。

		実績値	第3期推計値				
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み	①利用量(人日/年)	0	781	779	774	746	729
確保方策	②利用量(人日/年)	0	—	—	—	—	—
過不足(②-①)		0	—	—	—	—	—

## ⑦ 利用者支援事業

### 【事業の概要】

子どもやその保護者が、認定こども園・保育園・幼稚園での保育や教育、一時預かり、放課後児童クラブなどの地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所でコーディネーターによる情報提供・紹介を行う事業です。

利用者支援事業はその実施場所・施設によりいくつかの種類に分かれ、第3期からは母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談を行う「こども家庭センター型」が新たに加わりました。

### 【対象者と量の見込みの算出根拠】

子育て中の親子にとって身近な場所に設置できるよう、関連事業の状況を勘案

### 【確保方策と方向性】

現在、本町では事業を実施していません。

今後は、住民福祉課や保健センター、子育て支援センターでの情報提供や相談等の支援を行います。

		実績値	第3期推計値				
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①基本型・特定型	量の見込み(施設数)	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
	確保方策(施設数)	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
②こども家庭センター型	量の見込み(施設数)		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	確保方策(施設数)		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

## ⑧ 病児保育事業

### 【事業の概要】

子どもが病気の際に、保護者が仕事などの理由により自宅での保育が難しい場合に、病院や保育園などに付設された専用スペースなどで一時的に保育を行う事業です。

平成26年4月から旧中央保育所にて、生後6か月から小学校3年生を対象に3名定員で病後児保育事業を行っています。また、公立多良木病院など町外の施設と連携し、病児保育への対応にも引き続き努めます。

### 【対象者と量の見込みの算出根拠】

見込量：ニーズ調査での病児・病後児保育の利用希望日数に基づき算出

確保量：病児保育、病後児保育の確保量はベッド数×平日日数（230日）として算出

### 【確保方策と方向性】

公立多良木病院など町外の施設と連携し病児保育へ対応するとともに、病後児保育を『病後児保育 おひさま』にて実施しています。今後も事業を継続して実施します。

		実績値	第3期推計値				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	①延べ利用日数見込み(人日)	104	781	779	774	746	729
	②病児保育利用日数(人日)	200	460	460	460	460	460
確保方策	病児保育実施箇所(箇所)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	病後児保育利用日数(人日)	690	690	690	690	690	690
	病後児保育実施箇所(箇所)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

## ⑨ 妊婦健康診査

### 【事業の概要】

安心・安全に出産できる体制づくりを進めるため、妊婦に対して健康状態の把握等を行います。

### 【確保方策と方向性】

対象者全員に事業を実施して、妊婦の健康状態を把握、必要時に早期治療等が行えるよう体制を整えています。

熊本県医師会に委託し実施します。

また、県外で里帰り出産される方については、償還払いで対応します。

		実績値	第3期推計値				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	①対象者数(人)	70	70	70	68	67	67
確保方策	②対象者数(人)	実施中	70	75	68	67	67
	実施体制	略	全員に実施	全員に実施	全員に実施	全員に実施	全員に実施
			熊本県医師会委託にて実施 1人あたり14回				

## ⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業の概要】

子育ての孤立化を防ぐために、生後4か月を迎えるまでの、すべての乳児のいる家庭を訪問し、地域の中で子どもが健やかに成長できる環境を整備する事業です。

現在、母子の健康状態の把握、育児不安の軽減が図れるよう、生後1ヶ月頃に電話連絡を行い、おおむね生後2か月までに家庭訪問を実施しています。

### 【確保方策と方向性】

今後も、事業を継続して実施します。

また、本町在住者が里帰り出産する場合には、変わりなく支援が受けられるように、里帰り先の市町村と連携し、切れ目ない支援を実施します。また、帰省後には面談を実施し、子育てサークルなどの紹介を行い子育ての孤立化の予防に努めます。

		実績値	第3期推計値				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	①対象者数(人)	70	70	70	68	67	67
確保 方策	②対象者数(人)	実施中 全員に実施	70 全員に実施	75 全員に実施	68 全員に実施	67 全員に実施	67 全員に実施
	実施体制	略	健康増進課 保健師4名、保育士1名				

## ⑪ 養育支援訪問事業

### 【事業の概要】

養育支援が特に必要である子どもをもつ家庭に対し、保健師、助産師、保育士等がその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言などを行う事業です。

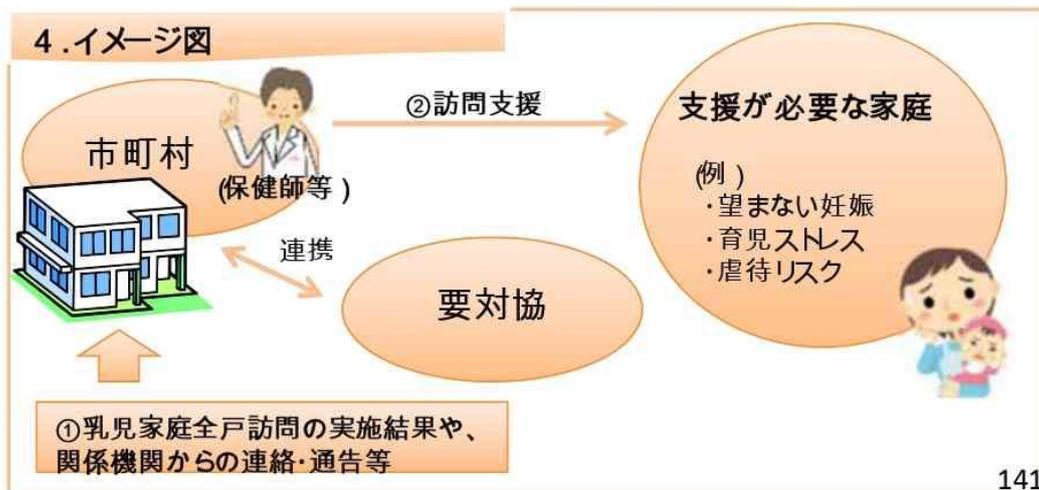
本町では、個々に合わせて訪問を行い、養育者に対する育児相談・指導、身体的・精神的不調状態に対する相談、未熟児や多胎児等に対する育児相談・支援を行っています。

### 【確保方策と方向性】

数としては計上しませんが、乳幼児家庭全戸訪問事業等で母子の状況を把握し、特に支援が必要である場合には、保健部門や福祉部門が連携して訪問を行い適切な支援を実施します。

		実績値	第3期推計値				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	①利用量(人)	随時実施	養育支援が特に必要な世帯すべて				
確保 方策	②利用量(人)	随時対応	随時対応				
	実施箇所(箇所)	略	保健師4名 保育士1名(実施機関：錦町保健センター)				

## 【養育支援訪問事業のイメージ図】



### ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

#### 【事業の概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

#### 【錦町の方向性】

本町では、国及び近隣市町村、事業者の動向を踏まえて実施を検討します。

### ⑬ 多様な主体が新システムに参入することを促進するための事業

#### 【事業の概要】

民間事業者等の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置・運営の支援や参入に関する調査研究等を行い、多様な事業者の参入を促進する事業です。

#### 【錦町の方向性】

本町では、国及び近隣市町村、事業者の動向を踏まえて実施を検討します。

#### ⑭ 産後ケア事業

##### 【事業の概要】

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

病院、助産所等の空きベッドを活用し宿泊による休養の機会等を提供する「宿泊型」、個別・集団で支援を行える施設で、日中に来所した利用者に対して実施する「デイサービス型」、実施担当者が利用者の自宅に赴き実施する「アウトリーチ型」の3種類があります。

##### 【対象者】

出産後1年未満の母子で産後ケアが必要な方

##### 【量の見込みの算出根拠】

これまでの利用実績から利用者数、平均利用日数等を勘案し見込量を算出しました。

##### 【確保方策と方向性】

令和6年度から郡市内の3カ所の産婦人科医院、助産院で宿泊型、通所型、訪問型のサービスを提供しています。

令和6年度は平均して1人あたり4日程度利用されています。今後も、ケアが必要な方に対して、3種類のサービスを活用してその方に合った形のケアを実施します。

		実績値	第3期推計値				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	①利用量(人日)	20	20	20	20	20	20
	②利用量(人日)	20	20	20	20	20	20
確保 方策	実施箇所(箇所)	3	3	3	3	3	3
過不足(②-①)		0	0	0	0	0	0

### (3) 新たに創設された地域子ども・子育て支援事業の方針

新たに創設された事業のうち、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」は、国の示す量の見込みの算出の手引きにおいて、『市町村が支援の必要があると認めた者を対象としていることから、利用希望把握調査等によらず、要保護児童及び要支援児童等の数等を勘案し』算出することとしています。

本町においては、事業の意義を踏まえ、今後示される予定である国・県のさらなる指針等に基づき実施体制の整備等を検討します。

## ⑮ 子育て世帯訪問支援事業（新規事業）

### 【事業の概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とし、家事支援、育児・養育支援等を実施する事業です。

### 【事業の対象者】

以下のような状態の方のうち本事業による支援が必要であると市町村が認めた者

- ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む。）

### 【量の見込みの算出根拠】

推計児童数（0～17歳）×利用率（対象世帯数÷総児童数（0～17歳））×平均利用日数

### 【確保方策と方向性】

養育支援訪問事業等の各種支援事業の利用状況や対象となりうる方の状況を勘案し、必要と思われる場合は適切に実施します。

		実績値	第3期推計値				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	①利用量(人日)		養育支援等が特に必要な世帯				
確保方策	②利用量(人日)		随時対応				

新規
子育て世帯訪問支援事業
成育局 成育環境課

＜子ども・子育て支援交付金＞  
令和6年度予算 2,074億円の内数（1,847億円の内数）※0内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

#### 2 事業の概要

**【対象者】** 次のいずれかに該当する者

- ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

**【事業内容】**

- ① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
- ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）  
※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
- ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤ 支援対象者や子どもの状況・養育環境の把握、市町村への報告



#### 3 実施主体等

<p><b>【実施主体】</b> 市区町村（市区町村が認めたものに委託可）  <b>【補助率】</b> 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3  <b>【補助単価】</b> ○基本分（右表の通り利用者負担軽減加算あり）            1時間当たり 1,500円            1件当たり 930円            ○事務費・管理費 1事業所当たり 564,000円            ○研修費 1市区町村当たり 360,000円</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">利用者負担軽減加算</th> <th>1時間当たり</th> <th>1件当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #0056b3; color: white;">①生活保護世帯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #0056b3; color: white;">②市町村民税非課税世帯</td> <td>1,500円</td> <td>930円</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #0056b3; color: white;">③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: 0.8em; margin-top: 5px;">※③については1世帯あたり6時間/年を超えた場合、1時間当たり1,200円、1件当たり740円            ※④については1世帯あたり48時間/年を超えた場合、1時間当たり900円、1件当たり560円</p>	利用者負担軽減加算	1時間当たり	1件当たり	①生活保護世帯			②市町村民税非課税世帯	1,500円	930円	③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯		
利用者負担軽減加算	1時間当たり	1件当たり											
①生活保護世帯													
②市町村民税非課税世帯	1,500円	930円											
③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯													

## ⑯ 児童育成支援拠点事業（新規事業）

### 【事業の概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

### 【事業の対象者】

以下のような家庭の養育環境に課題のある児童の利用が望ましいとされる

- ・一時保護が解除され児童相談所から市町村に委託指導や行政移管など引き継いだ児童
- ・虐待相談を受けた児童

### 【量の見込みの算出根拠】

推計児童数（6～17歳）×利用率（対象児童数÷総児童数（6～17歳））

### 【確保方策と方向性】

拠点となる施設や専門職等の配置要件が厳しいことや、利用対象となる児童が限られている事業であるため、町内の人材や施設といった地域資源等も考慮し、実施を検討します。

また、人吉球磨圏域共同での確保について、圏域で協議・検討を行います。

新規

## 児童育成支援拠点事業

成育局 成育環境課

<子ども・子育て支援交付金>

令和6年度予算 2,074億円の内訳（1,847億円の内訳）※0内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

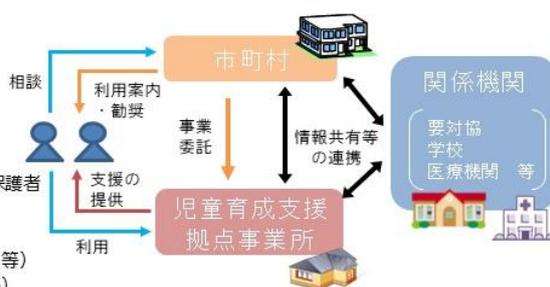
### 2 事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する家庭

- ① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ② 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ③ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

【事業内容】

- ① 安全・安心な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、等）
- ③ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等）
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供（調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等）
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援
- ⑧ 送迎支援（地域の実情に応じて実施）



### 3 実施主体等

【実施主体】 市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価】

○基本分	1事業所当たり	15,854千円（※）	○長時間開所加算	
○ソーシャルワーク専門職員配置加算	1事業所当たり	2,295千円	（1）平日分	年間平均時間数1時間当たり 944千円（※）
○心理療法担当職員配置加算	1事業所当たり	2,295千円	（2）長期休暇等分	年間平均時間数1時間当たり 225千円（※）
○送迎加算	1事業所当たり	1,451千円（※）	○貸借料支援加算	1事業所当たり 3,000千円
	※ 週5日開所の場合。開所日数により異なる		○開設準備経費加算	1事業所当たり 4,000千円

## ⑰ 親子関係形成支援事業（新規事業）

### 【事業の概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

### 【事業の対象者】

相談支援員等が相談を含め対応している世帯のうち本事業の利用が望ましい世帯

- ・ 保護者の育児不安
- ・ 性格行動相談
- ・ 育児しつけ相談
- ・ 児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯

### 【量の見込みの算出根拠】

推計児童数（0～17歳）×利用率（対象世帯数÷総児童数（0～17歳））

### 【確保方策と方向性】

対象者等が限られることや専門的な知識・経験を有する講師の確保等が課題となることから、県の事業利用や人吉球磨圏域共同による実施など実施手法について検討に努めます。

新規
親子関係形成支援事業
成育局 成育環境課

＜子ども・子育て支援交付金＞  
令和6年度予算 **2,074**億円の内数（1,847億円の内数）※0内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする。

### 2 事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する家庭

- ①保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ②保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ③乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者

【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。



### 3 実施主体等

<p>【実施主体】 市区町村（市区町村が認めたものに委託可）</p> <p>【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3</p> <p>【補助単価】 ○基本分（右表の通り利用者負担軽減加算（1人当たり）あり）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">1講座（4回分）</td> <td>88,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">講座内の実施回数が増える場合、22,100円ずつ加算（※）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※実施回数が10回を超える場合は、以降同額。</td> </tr> </table> <p>○親子関係形成支援プログラム資格習得支援</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">1市町村当たり</td> <td>100,000円</td> </tr> </table>	1講座（4回分）	88,400円	講座内の実施回数が増える場合、22,100円ずつ加算（※）		※実施回数が10回を超える場合は、以降同額。		1市町村当たり	100,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #0056b3; color: white;"> <th style="padding: 5px;">利用者負担軽減加算</th> <th style="padding: 5px;">1回当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">生活保護世帯</td> <td style="padding: 5px;">2,210円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">市町村民税非課税世帯</td> <td style="padding: 5px;">1,770円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯</td> <td style="padding: 5px;">1,330円</td> </tr> </tbody> </table>	利用者負担軽減加算	1回当たり	生活保護世帯	2,210円	市町村民税非課税世帯	1,770円	市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯	1,330円
1講座（4回分）	88,400円																
講座内の実施回数が増える場合、22,100円ずつ加算（※）																	
※実施回数が10回を超える場合は、以降同額。																	
1市町村当たり	100,000円																
利用者負担軽減加算	1回当たり																
生活保護世帯	2,210円																
市町村民税非課税世帯	1,770円																
市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯	1,330円																

⑱ 妊婦等包括相談支援事業（新規事業）

【事業の概要】

妊婦とその配偶者に対して面談等により、心身の状況や置かれている環境等の把握を行うとともに、母子保健や子育てに関する情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業として新設された事業です。これまでは伴走型相談支援事業として出産・子育て応援給付金から給付が行われていましたが、子ども・子育て支援法第10条の2に位置づけられ、「妊婦のための支援給付」から給付が行われます。

【事業の対象者】

妊産婦及びその配偶者等

【量の見込みの算出根拠】

推計妊産婦数（0歳児人数）を対象とし、1組あたり3回実施すると見込み算出

【確保方策と方向性】

こども家庭センターにおいて実施します。

		第3期推計値				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	①利用量(延べ回)	210 (70人)	210 (70人)	204 (68人)	201 (67人)	201 (67人)
	②利用量(延べ回)	210	210	204	201	201
確保方策	実施箇所(箇所)	1	1	1	1	1
	過不足(②-①)	0	0	0	0	0

⑨ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規事業）

【事業の概要】

令和8年度から本格的に実施される予定の事業で、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、満3歳未満で保育園等に通っていない子どもを対象とし、月に一定時間までの利用可能枠内で就労要件を問わず誰でも時間単位で利用できる新たな通園給付制度です。

【事業の対象者】

0歳6カ月から満3歳未満の未就園児

【量の見込みの算出根拠】

対象年齢の未就園児数×月10時間÷定員一人あたりの受け入れ可能時間数（176時間）

【確保方策と方向性】

本町では、共働き世帯が多く、0歳6カ月から3歳未満の児童のほとんどが保育園・認定こども園等を利用していることから対象者は限られますが、制度の意義を踏まえ、実施に向けて制度整備に取り組みます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (人日/月)	0歳児		1	1	1	1
	1歳児		1	1	1	1
	2歳児		1	1	1	1
②確保の内容 (人日/月)	0歳児		1	1	1	1
	1歳児		1	1	1	1
	2歳児		1	1	1	1
	全体		3	3	3	3
	実施施設		6	6	6	6

## 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号） ～こども誰でも通園制度の概要～

### 制度概要

- 児童福祉法において「**乳児等通園支援事業**」(※1)を規定。  
(※1) 保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「**乳児等のための支援給付**」を規定。
- 利用対象者は、**満3歳未満の小学校就学前子どもであつて、子どものための教育・保育給付を受けていない者**(※2)とし、**月一定時間までの利用可能枠**(※3)の中で利用が可能。  
(※2) 0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということとはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。  
(※3) 市町村は、利用対象者に対して、乳児等支援給付費を支給する。  
具体的には、「内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額に、利用時間（10時間以上であつて乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間が上限）を乗じた額を支給する。  
また、令和8年度から内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3時間以上であつて内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することが可能（令和8・9年度の2年間の経過措置）。
- 本制度を行う事業所について、市町村による認可の仕組み、市町村による指導監査、勧告等を設けることとする(※4)。  
(※4) 国、都道府県及び市町村以外の者が乳児等通園支援事業を行う場合は、市町村長の認可が必要であり、市町村は、条例で定める基準に適合している場合は認可を行う（市町村は、内閣府令で定める基準に従い又は参酌し、設備運営基準に関する条例を制定）

等

### 【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>制度の本格実施を見据えた試行的事業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・115自治体に内示（令和6年4月26日現在）</li> <li>・補助基準土一人当たり「月10時間」を上限</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>法律上制度化し、実施自治体数を拡充</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>法律に基づく新たな給付制度</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全自治体で実施（※経過措置あり）</li> <li>・内閣府令で定める月一定時間までの利用枠</li> </ul> </li> </ul>

## 5 子ども・子育て支援給付等に関するその他の方針

### (1) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

既存の保育・教育施設及び広域利用を活用し、児童・保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう努めます。

また、保育園等の施設の意向に則し、施設が認定こども園への移行を検討する場合は、認定こども園の移行に必要な施設整備の促進や情報提供等の支援を行います。

あわせて、県の研修等に関する情報提供等、教育・保育の一体的提供に関する必要な支援に取り組みます。

### (2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を配慮するよう努めます。具体的には、保護者への施設等利用給付の実施にあたっては、年に数回に分けて実施することとし、特定子ども・子育て支援施設等に対しても当該施設の資金繰りに支障をきたすことのないよう給付の時期についても検討します。

### (3) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用に関する事項

未就学児の保護者が、産前・産後休業及び育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援を行うとともに、利用希望把握調査等の結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを基に、計画的に教育・保育の提供体制の整備を行います。

特に、0歳児の保護者が、保育園等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりするケースがあることを踏まえ、育児休業満了時からの特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から円滑に利用できるよう環境整備に努めます。

### (4) 外国につながる幼児の教育・保育の利用に関する方針

外国人の親をもつ幼児や帰国子女など、外国につながる幼児が教育・保育を利用する場合には、関係各課や施設と連携、調整し、適切な教育・保育を提供できるように努めます。

# 第7章 計画の推進体制

---

## 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細やかな取組が必要とされ、そのためにも、本計画を町民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取組の改善や充実に反映させていくことが重要です。

### (1) 推進体制の確立

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体などとの連携・協働により取り組んでいきます。

### (2) 情報提供・周知

本町ではこれまで、子育て支援に関する情報及び利用方法などを広報や町のホームページを活用して公開し、必要に応じて説明会を実施するなど町民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービスなどの情報を、広報やインターネット、パンフレットなどの作成・配布などを通じて公開し、町民への周知・啓発に努めます。

### (3) 県及び広域的な連携について

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、保育園・認定こども園などの施設、地域子ども・子育て支援事業などが円滑に供給される必要があります。その中で、教育・保育の広域利用など、町の区域を超えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県との連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

また、児童虐待、ひとり親家庭の自立支援、障がい児施策など、子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関しては、熊本県の助言を受けるとともにその事業の活用を図るなど、県の施策との連携による充実に努めます。

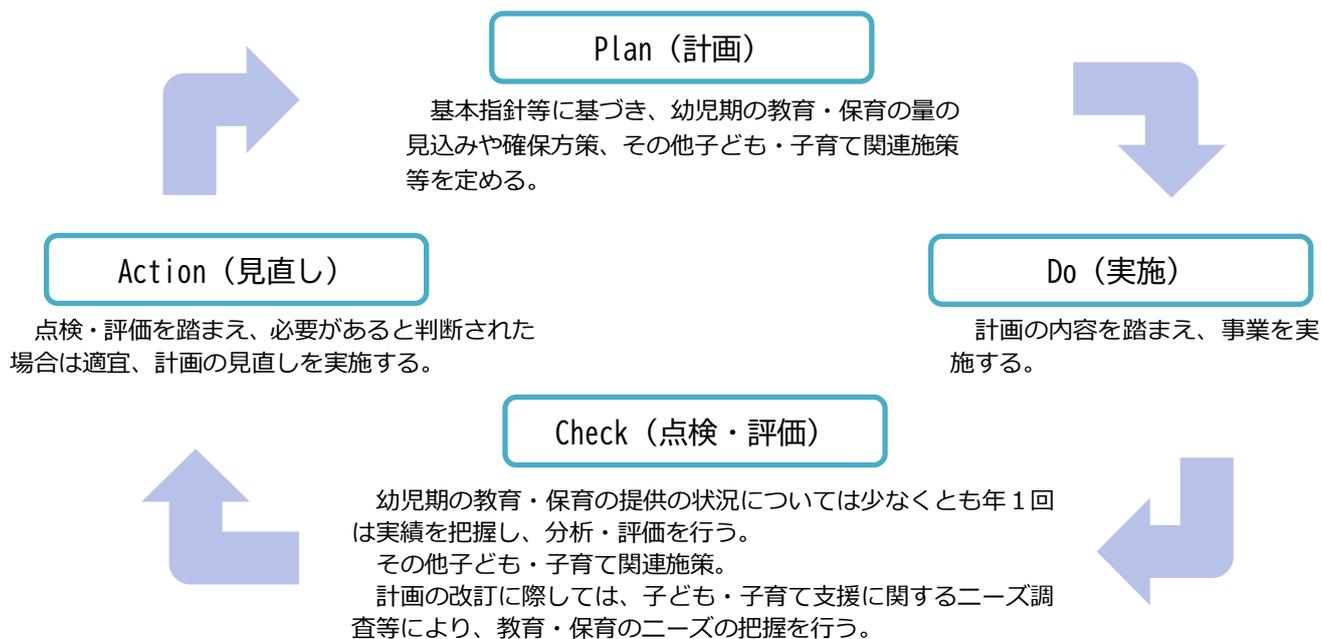
## 2 計画の進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるよう管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスが取れているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行います。

【錦町子ども・子育て支援事業計画におけるPDCAサイクルのプロセス】

- 【取組事項】
- ① 子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の計画的実施
  - ② 子ども・子育て関連施策の実施



### 3 計画の数値目標

第6期錦町総合計画では、施策について「重要業績評価指標（KPI）」を定めて、計画を推進しています。

本計画でも数値目標を定め、計画の進捗状況と達成の度合いを可視化し、計画を推進します。

#### (1) 錦町総合計画に基づく数値目標

指標	基準	目標値
低体重児（2,500g未満）の出生率の減少 （総合計画より）	令和元年～4年度 平均値 7.7%	令和9年度末 5.0%
不妊治療の助成件数（総合計画より）	令和4年度末 15件	令和9年度末 18件
子宝祝い金の受給件数（総合計画より）		各年 80件
子ども医療費の助成等（総合計画より）		年間助成件数 28,000件
学童保育実施箇所（総合計画より）	令和6年度 4箇所	令和11年度 4箇所（現状維持）
小・中学生のプログラミングやICT教育の 推進 年間プログラミング教室開催回数 （総合計画より）		年4回

## (2) 成育医療等に関する計画としての数値目標

指標	基準		目標値
「乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合」 (乳幼児健康診査問診回答状況(厚生労働省母子保健課調査)より)	3・4か月児	令和5年度 100%	令和11年度 現状維持
	1歳6か月児	令和5年度 93.0%	令和11年度 現状維持
	3歳児	令和5年度 92.5%	令和11年度 現状維持
「育てにくさを感じたときに対処できる親の割合」 (乳幼児健康診査問診回答状況(厚生労働省母子保健課調査)より)	3・4か月児	令和5年度 60%	令和11年度 80.0%
	1歳6か月児	令和5年度 45.5%	令和11年度 80.0%
	3歳児	令和5年度 60%	令和11年度 80.0%
「この地域で子育てをしたいと思う親の割合」 (乳幼児健康診査問診回答状況(厚生労働省母子保健課調査)より)	1歳6か月児	令和5年度 97.7%	令和11年度 現状維持
	3歳児	令和5年度 100%	令和11年度 現状維持
「お母さんはゆったりとした気分でお子さんと過ごせる時間がありますか」に「はい」と回答した人の割合 (乳幼児健康診査問診回答状況(厚生労働省母子保健課調査)より)	3・4か月児	令和5年度 95.7%	令和11年度 現状維持
	1歳6か月児	令和5年度 80.5%	令和11年度 83.0%
	3歳児	令和5年度 91.1%	令和11年度 現状維持
地域子育て支援拠点事業を実施している箇所数	令和5年度	1か所	令和11年度 現状維持
むし歯有病者率	1歳6か月児	令和4年度 1.55%	令和11年度 0.0%
	3歳児	令和4年度 17.44%	令和11年度 15.0%
	12歳児	令和4年度 59.39%	令和11年度 50.0%

# 資料編

## 1 錦町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 9 日

条例第 21 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、錦町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 子育て会議の庶務は、住民福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 錦町子ども・子育て会議委員名簿

令和5年12月1日～令和7年11月30日

(所属役員交代) 令和6年4月1日～令和7年11月30日

	所 属	役 職	氏 名
1	錦町	副町長	深水 英雄
2	木上ひかり保育園	園 長	浦本 明子
3	サン保育園	園 長	岡田 豊美
4	西保育園	園 長	那須 愛子
5	福島保育園	園 長	桑原 岳洋
6	錦こども園	園 長	福山 大介
7	町内保育園等保護者	旧町保育園保護者会代表 (福島保育園)	松本 一洋
8	庁内保育園等保護者	旧町保育園保護者会代表 (一武こども園)	星子 武信
9	民生委員・児童委員協議会	主任児童委員	前原 直美
10	錦町子育て支援センター	子育てサークル担当	前田 友子
11	錦町社会福祉協議会	次 長	税所 隆浩
12	一武放課後児童クラブ	支援員	岩見 照也
13	錦町PTA連絡協議会	会 長	平本 真子
14	病後児保育施設おひさま 児童発達支援事業所パステール	施設長 相談支援専門員	星原 るい子
15	教育委員会	教育委員	西 志穂
	オブザーバー (母子保健連携) (学校連携) (福祉連携)	健康増進課 教育振興課 住民福祉課福祉係	藤川 絹代 塩井 裕樹 馬場 和広
	庶務 (住民福祉課)	住民福祉課長 子育て支援係長 子育て支援係	山園 琢磨 高山 拓二 古賀 翔馬

### 3 用語集

あ行	
ICT	Information and Communication Technology の略。 日本では既に一般的となっている IT = 情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加えた言葉。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園等で一時的に預かる事業。
ALT	Assistant Language Teacher の略。日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える、英語を母語とする外国語指導助手のこと。
SNS	Social Networking Service の略。Web 上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築可能にするソーシャルメディアのこと。狭義では、人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の会員制サービスを指す。
か行	
教育・保育施設	幼児期に教育の基礎をつくる教育機関としての「幼稚園」、就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する「保育所（園）」、幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ「認定こども園」の3つの施設のこと。施設の利用を希望する場合は、市町村からの認定が必要となる。
協働	様々な主体が相互理解と信頼を前提とし、対等な関係に基づき、開かれたプロセスで行う共同活動のことをいう。協働により単独では得られない相乗効果が期待でき、互いの組織や活動内容の補完や改善を図ることができる。
合計特殊出生率	一人の女性が一生の間に産む子どもの平均数を示す。合計特殊出生率が 2.07 以上であれば人口は増加傾向、2.07 未満であれば減少するといわれている。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。（2.07 は、現在の日本の人口置換水準の数字。人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率のこと。）
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）、夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）がある。
こども家庭センター	児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設。母子保健機能（旧「子育て世代包括支援センター」）と児童福祉機能（旧「子ども家庭総合支援拠点」）の機能を一体的に運営し、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う。

子ども・子育て 関連3法	「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法のこと。
子ども・子育て 支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条において定められた、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制等についての計画。5年を1期として、特別区を含めた全市町村が作成する。
子ども食堂	経済的な理由で食事を満足に取れなかったり、親が忙しくて一人で食べたりしている家庭の児童・生徒を対象に、子どもが一人でも時間を過ごすことができ、無料あるいは安価に食事を提供する場。
コミュニティ・ スクール	学校運営協議会制度。学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める、法律に基づいた仕組みのこと
さ行	
時間外保育事業 (延長保育事業)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等で保育を実施する事業。
児童虐待	保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者)が18歳未満の児童に対し、叩く・蹴る等の身体的虐待、わいせつな行為をする性的虐待、育児放棄(ネグレクト)、著しい暴言や拒絶を行う心理的虐待の4種類に分類される。
児童の権利に 関する条約	世界の多くの児童(18歳未満のすべての者)が、今なお、飢えや貧困等の困難な状況に置かれている状況にかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指した条約。本条約の発効を契機として、さらに一層、児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人ひとりを大切にしたい教育が行われることが求められている。 1989年に第44回国連総会において採択、日本は1994年に批准。
就学援助	経済的理由により就学が困難な児童生徒に対して行われる学用品代や給食費などの援助。
重層的支援体制	支援を必要とする人の複合・複雑化したニーズに対応するため、関係機関・団体や地域の関係者等によって構築された、支援が必要な人を断らずに受け止め、つながり続けることができる体制。
小1プロブレム	小学校に入学した際、子どもたちが小学校での授業や生活に馴染めず、問題行動を継続的に起こしてしまうこと。問題行動には、先生の話や指示を聞くことができない、集団行動をとれない、授業中、席についていないなど、様々な問題がある。
食育	食事バランスの健全化や農林漁業体験や食文化の保護・継承など、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる教育。

スクール カウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して高度の専門的な知識・経験を有し、児童生徒へのカウンセリングや、教職員・保護者に対する助言・援助を行う専門職。
スクールソーシャル ワーカー	児童生徒が抱えている問題を解決するため、家庭や学校など児童生徒がおかれた環境への働きかけや関係機関の連携・調整などを行う専門職。教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動実績等がある者が起用される。
絶対的貧困	人々が生活するために必要な食料や医療などが欠けており、必要最低限の生活水準が満たされていない状態。
相対的貧困	一定基準（等価可処分所得の中央値の 50%）を下回る等価可処分所得しか得ておらず、ある社会で一般的と考えられているレベルの生活ができない状態にあること。
<b>た行</b>	
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
地域子育て 支援拠点事業	市町村が乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
地域子育て 支援センター	在宅の乳幼児や親子を対象に、子ども同士の触れ合いや遊び場を提供するとともに、子育てに関する相談に直接あるいは電話で対応する機関。
地域子ども・ 子育て支援事業	子ども・子育て支援法第 59 条に基づき子ども・子育て家庭等を対象として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って市町村が実施する事業。（地域子育て支援拠点事業、病児保育事業、一時預かり事業 等）
地域型保育事業	0～2 歳児を対象とし、小規模保育、家庭的保育（保育者の居宅等で利用定員 5 人以下で保育を行う）、居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅で保育を行う）及び事業所内保育を行う事業。
中1ギャップ	小学校を卒業して中学校へ進学した際、これまでの小学校生活とは異なる新しい環境や生活スタイルなどになじめず、授業についていけなくなったり、不登校やいじめが起こったりする現象のこと。
等価可処分所得	世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人数の平方根で割ったもの。
DV（ドメスティック・ バイオレンス）	夫や恋人等のパートナー、家族等親しい人間関係の間で起こる暴力。身体的な暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力も含まれる。
<b>な行</b>	
乳児家庭 全戸訪問事業	生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
認定こども園	就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供する施設。また、地域における子育て支援として、すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供等を行う。 幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の 4 種類が存在する。

妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
ネグレクト	児童虐待の一種で、家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなどの育児放棄を指す。
は行	
バリアフリー	高齢者・障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等すべての障壁を除去するという考え方。
病児保育事業（病児・病後児保育事業）	病児（当面症状の急変は認められないが、病気の回復期には至っていない児童）・病後児（病気の回復期にある児童）で集団保育が困難であり、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業。
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
プラットフォーム	あるものを動かすために必要な、土台となる環境のこと。
保育所	保護者が仕事をしているなどの理由により、保育を必要とする子どものための施設。0歳から小学校に入学する前までの子どもが、日々、保護者のもとから通って一緒に過ごす。利用定員は20人以上。
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
放課後等デイサービス	発達に不安のある児童・生徒を対象に、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行う事業。
ま行	
民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人々であり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。
や行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている若者。

養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
幼稚園	学校教育法において「学校」として定義される、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、3歳から小学校入学前までの幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とし、幼児教育を行う施設。
要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童。保護者に監護させることが不相当と認められる児童には、虐待を受けていたり、家庭環境などに起因して非行や情緒障がい有していたりする児童などが当てはまる。
要保護児童対策地域協議会	虐待や非行などさまざまな問題を抱えた児童の早期発見をし、適切な支援を提供すること及び児童虐待の予防を目的として、市町村などの地方公共団体が児童福祉法に基づいて設置する協議会。
ら行	
利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。
わ行	
ワーク・ライフ・バランス	働くすべての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

---

---

## 第3期錦町子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

---

- 発行年月日 令和7年3月
  - 発行・編集 錦町 住民福祉課  
〒868-0302  
熊本県球磨郡錦町大字一武 1587  
TEL:0966-38-1112 FAX:0966-38-4451
- 
-

